

教科書作成のしおり

令和3年改訂版

はしがき

「教科書作成のしおり」は、昭和56(1981)年4月に「教科書検定申請のしおり」として発行され、その後は教科用図書検定規則や同規則実施細則、教科用図書検定基準が改正された際などに改訂版を発行してきました。

今回は、学習指導要領の改訂（平成29～30年）を踏まえた検定基準の改正や新型コロナウイルス感染症に対応した検定規則・細則の改正などをとりまとめ、平成22(2010)年12月以来の発行となりました。

デジタル教科書に関する資料については、文部科学省の「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において第一次報告（令和3年6月）がまとめられましたが、この会議における検討が継続していることや、全都道府県において「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」が実施されており、これらの結果や成果等を踏まえて更に検証・検討が進められることから、現時点ではこのしおりには取り込まず、当センターのホームページに掲載することとしました。

このしおりが、編集者の皆様の手元に置かれ、教科書編集の参考資料として、より良い教科書づくりのために活用されることを願っています。

なお、このしおりの作成にあたり、文部科学省教科書課並びに一般社団法人教科書協会事務局の皆様には、掲載する内容や構成についてご助言をいただくとともに関係資料をご提供いただくなど、ご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

令和3年10月

公益財団法人 教科書研究センター
理事長 常 田 寛

目次

1. 検定規則関係

- (1) 教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）
（一部改正 令和3年2月8日文部科学省令第5号）…………… 9
- (2) 教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日文部大臣裁定）
（一部改正 令和3年2月12日）…………… 19
- (3) 教科用図書検定規則実施細則別紙様式第5-1号等の記入要領等について（通知）（令和3年2月15日付2文科初第1700号）…………… 80
- (4) 検定済図書の訂正内容の通知の方法について（通知）
（令和3年2月15日付2文科初第1700号）…………… 94
- (5) 検定審査申請書等の提出方法及び検定審査料の納付方法について
（通知）（令和3年2月15日付2文科初第1700号）…………… 96
- (6) 電磁的記録による提出時の申請書類等の名称等について
（令和3年2月15日付事務連絡）…………… 103
- (7) 訂正申請書及びウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書に関する留意事項について
（令和3年2月15日付事務連絡）…………… 109
- (8) 義務教育教科書における、発行者の管理するウェブページから参照させる情報（以下ウェブ参考情報と称す）の取扱いに関するお願い
（令和元年8月6日付教科書協会検定専門委員会）…………… 125
- (9) 高等学校教科書における、発行者の管理するウェブページから参照させる情報（以下ウェブ参考情報と称す）の取扱いに関するお願い
（令和元年11月11日付教協第444号教科書協会検定専門委員会）…………… 127
- (10) 教科用図書検定申請受理種目（平成元年6月9日文部省告示第89号）
（一部改正 平成30年8月1日）…………… 129
- (11) 申請図書の提出部数について（通知）
（平成30年11月22日付30文科初第1148号）…………… 141

2. 検定基準関係

- (1) 義務教育諸学校教科用図書検定基準
（平成29年8月10日文部科学省告示第105号）…………… 147

- (2) 高等学校教科用図書検定基準
(平成30年9月18日文科科学省告示第174号)…………… 166

3. 教科用特定図書関係

- (1) 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律第6条第1項の規定に基づき定める教科用拡大図書の標準的な規格の策定等
(平成20年12月25日文科科学大臣決定)(平成22年1月15日改正)…… 191
- (2) 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について
(平成31年4月17日付事務連絡)…………… 206
- (3) 教科書デジタルデータの提供に関する実施要項
(平成21年2月10日文科科学大臣決定)(平成31年4月3日改正)…… 209
- (4) 障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領 (平成22年3月12日初等中等教育局長決定)…………… 214

4. 掲載補償金関係

- (1) 平成31年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法の考え方等について
(平成31年4月1日文化庁著作権課)…………… 221
- (2) 平成31年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法
(平成31年4月1日文化庁長官決定)…………… 228

5. 公正確保関係

- (1) 教科書発行者行動規範…………… 233
- (2) 教科書採択の公正確保について (通知)
(令和3年3月30日付2文科初第2011号)…………… 240
- (3) 申請図書(白表紙本)管理・取扱基準…………… 249

6. 資料編…………… 255

1. 検定規則関係

教科用図書検定規則

(平成元年4月4日)
文部省令 第20号

一部改正 令和3年2月8日 文部科学省令第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条、第49条の8、第62条、第70条 第1項及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の検定に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。

(教科用図書)

第2条 この省令において「教科用図書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。

(検定の基準)

第3条 教科用図書（以下「図書」という。）の検定の基準は、文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準の定めるところによる。

第2章 検定手続

(検定の申請)

第4条 図書の著作者又は発行者は、その図書の検定を文部科学大臣に申請することができる。

2 前項の申請を行うことができる図書の種目並びに各年度において申請を行うことができる図書の種目及び期間は、文部科学大臣が官報で告示する。

3 教育課程の基準又は教科用図書検定基準（以下この項において「教育課程の基準等」という。）が変更されたときは、検定を経た図書の発行者

(当該変更に係る種目の図書を現に発行する者であって、当該変更後においても引き続き当該種目の図書を発行しようとするものに限る。)は、当該変更の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣が特に必要がないと認める場合を除き、文部科学大臣の定めるところにより、当該種目の図書について、当該変更後の教育課程の基準等に基づく検定の申請を行うものとする。

第5条 前条第1項又は第3項の申請を行おうとする者は、文部科学大臣が別に定める様式による検定審査申請書に申請図書を添えて文部科学大臣に提出するとともに、第13条に規定する検定審査料を納付しなければならない。

2 前項の申請図書の作成の要領及び提出部数については、文部科学大臣が別に定める。

(申請図書等の適切な管理)

第6条 検定の申請者は、文部科学大臣が定めるところにより、申請図書その他の検定審査に関する資料及び審査内容(次条第3項において「申請図書等」という。)について適切に管理を行うものとする。

(申請図書の審査)

第7条 文部科学大臣は、申請図書について、検定の決定又は検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当である場合には、決定を留保して検定意見を申請者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為をした申請者によるものであって当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、前項の規定にかかわらず、当該種目の申請を行うことができる年度(以下この項及び次項第2号において「申請年度」という。)のうち当該行為が認められたときから直近の一の年度(第4条第2項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合には当該二以上の年度とし、当該行為が認めら

れた後に当該申請者による申請図書の検定審査が行われる当該行為が認められた年度を含む。)に行われる検定審査(検定審査不合格の決定が行われた後に当該図書について不公正な行為が認められた場合であって、当該種目の申請年度以外の年度に第12条第1項の規定による再申請を行うことが可能であるときは、当該再申請に基づいて行われる検定審査)に限り当該申請図書について検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項に定めるもののほか、文部科学大臣は、申請図書が特定行為(申請図書等の不適切な情報管理その他の検定審査に重大な影響を及ぼすものとして文部科学大臣が別に定める行為をいう。以下この項において同じ。)を行った申請者によるものであるときは、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める検定審査に限り、当該申請図書について検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

一 当該申請図書に係る特定行為が、検定の申請から検定の決定又は検定審査不合格の決定が行われるまでの期間に認められた場合 当該期間に行われる検定審査

二 検定の決定又は検定審査不合格の決定が行われた図書に係る当該申請者の特定行為が認められた場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該特定行為がなされた図書の属する種目と同一の種目の図書について、当該種目の申請年度のうち当該行為が行われたときから直近の一年度(第4条第2項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合には、当該二以上の年度(当該特定行為に基づいて、この項の検定審査不合格の決定が行われた後の年度を除く。))に行われる検定審査

三 検定審査不合格の決定が行われた後に当該図書に係る特定行為が認められた場合であって、当該図書について第12条第1項の規定による再申請が可能であるとき 当該特定行為が認められたときから直近の再申請に基づいて行われる検定審査

(不合格理由の事前通知及び反論の聴取)

第8条 文部科学大臣は、前条の検定審査不合格の決定を行おうとするとき(第3項及び第4項の規定により決定を行おうとするときを除く。)は、検定審査不合格となるべき理由を申請者に対し事前に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から起算して20日以内に、文部科学大臣が別に定める様式による反論書を文部科学大臣に提出することができる。

3 前項の反論書の提出がないときは、文部科学大臣は、前条の検定審査不合格の決定を行うものとする。

4 第2項の反論書の提出があったときは、文部科学大臣は、これを踏まえ、当該申請図書について前条の検定の決定又は検定審査不合格の決定を行うものとする。ただし、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当である場合には、前条の検定意見の通知を行うものとする。

(検定意見に対する意見の申立て)

第9条 第7条第1項の検定意見の通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から起算して20日以内に、文部科学大臣が別に定める様式による検定意見に対する意見申立書を文部科学大臣に提出することができる。

2 前項の意見申立書の提出があった場合において、文部科学大臣は、申し立てられた意見を相当と認めるときは、当該検定意見を取り消すものとする。

(修正が行われた申請図書の審査)

第10条 第7条第1項の検定意見の通知を受けた者は、文部科学大臣が指示する期間内に、申請図書について検定意見に従って修正した内容を、文部科学大臣が別に定める様式による修正表提出届により、文部科学大臣に提出するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の修正が行われた申請図書について、検定の決定又は検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の修正表提出届の提出がないときは、文部科学大臣は、検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(教科書調査官による調査)

第11条 第7条第1項、第8条第4項、第9条第2項、前条第2項又は第3項の場合において、教科書調査官は、申請図書に係る専門的な調査審議のために教科用図書検定調査審議会に提出される調査意見（第7条第1項の検定意見の原案をいう。第18条において同じ。）を記載した資料その他の必要な資料を作成するため、申請図書について必要な調査を行うものとする。

(不合格図書の再申請)

第12条 申請図書又は修正が行われた申請図書について、第7条第1項若しくは第3項又は第10条第2項若しくは第3項の検定審査不合格の決定の通知を受けた者は、その図書に必要な修正を加えた上、文部科学大臣が別に定める期間内に再申請することができる。

- 2 前項の規定による再申請は、一の図書につき二回を超えて行うことができない。

(検定審査料)

第13条 検定審査料は、申請図書につき文部科学大臣が別に定めるところにより算定したページ数を、小学校用の図書にあつては270円、中学校用の図書にあつては440円、高等学校用の図書にあつては540円に乗じて得た額とする。ただし、これによって算定した額が申請図書1件につき54,000円未満のときは、54,000円とする。

- 2 検定審査料は、文部科学省初等中等教育局長が別に定める期日までに国庫に納付しなければならない。
- 3 申請者が前項に規定する期日までに検定審査料を納付しないときは、その申請は取り下げたものとみなす。
- 4 第2項に規定する納付の方法については、文部科学省初等中等教育局長が別に定める。
- 5 検定審査料は、これを納付した後においては、返還しない。

第3章 検定済図書の訂正等

(検定済図書の訂正)

第14条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載若しくは学習する上に支障を生ずるおそれのある記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁その他の記載（検定を経た図書の基本的な構成を変更しないものに限る。次項において同じ。）があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣が別に定める日以降に申請を行い、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

3 第1項に規定する記載の訂正が、客観的に明白な誤記、誤植若しくは脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるとき、又は前項に規定する記載の訂正が、同一性をもった資料により統計資料の記載の更新を行うもの若しくは変更を行うことが適切な体裁その他の記載の更新に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるときは、発行者は、前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣が別に定める日まであらかじめ文部科学大臣へ届け出ることにより訂正を行うことができる。

4 文部科学大臣は、検定を経た図書について、第1項及び第2項に規定する記載があると認めるときは、発行者に対し、その訂正の申請を勧告することができる。

5 第3条の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。

(検定済図書の訂正の手続)

第15条 前条第1項又は第2項の承認を受けようとする者は、文部科学大臣が別に定める様式による訂正申請書に、訂正本1部を添えて文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 前条第3項の届出をしようとする者は、文部科学大臣が別に定める様式による訂正届出書を文部科学大臣に提出するものとする。
- 3 前条第1項若しくは第2項の承認を受けた者又は同条第3項の訂正を行った者は、その図書の供給が既に完了しているときは、速やかに当該訂正の内容を、その図書を現に使用している学校の校長並びに当該学校を所管する教育委員会及び当該学校の存する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

(参照するウェブサイトの内容の変更の手続)

第15条の2 検定を経た図書について、当該図書中にウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)が記載されている場合であって、当該ウェブサイトの内容を変更しようとするときは、発行者は、文部科学大臣が別に定める日までにあらかじめ文部科学大臣へ報告するものとする。

- 2 前項の報告をしようとする者は、文部科学大臣が別に定める様式による変更報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第4章 雑則

(検定済の表示等)

第16条 検定を経た図書には、その表紙に「文部科学省検定済教科書」の文字、その図書の目的とする学校及び教科の種類並びにその図書の名称を、その奥付に検定の年月日をそれぞれ表示しなければならない。

(見本の提出)

第17条 第7条第1項又は第10条第2項の規定による検定の決定の通知を受けた者は、文部科学大臣が別に定める期間内に、図書として完成した見本を作成し、文部科学大臣が別に定める様式による見本提出届に、文部科学大臣が別に定める部数の見本を添えて文部科学大臣に提出するものとする。

(申請図書等の公開)

第18条 文部科学大臣は、検定審査終了後、別に定めるところにより、申

請図書，見本，調査意見及び検定意見の内容その他検定の申請に係る資料を公開するものとする。

（検定済図書の告示等）

第19条 文部科学大臣は，検定を経た図書の名称，目的とする学校及び教科の種類，検定の年月日，著作者の氏名並びに発行者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を官報で告示する。

2 検定を経た図書の著作者の氏名又は発行者の氏名若しくは住所（法人にあっては，その名称，代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の記載を変更したときは，発行者は，速やかにその内容を文部科学大臣に届け出なければならない。

附 則

1 この省令は，平成2年4月1日から施行する。

2 改正後の教科用図書検定規則の規定にかかわらず，この省令の施行の際現に改正前の教科用図書検定規則の規定により図書の検定の申請が受理されている図書の検定及び平成2年4月1日から平成3年6月30日までの間において図書の検定の申請が受理される高等学校用の図書の検定については，なお従前の例による。

3 前項の規定により従前の例によるものとされる平成3年4月1日から同年6月30日までの間において図書の検定の申請が受理される高等学校用の図書の検定に係る検定審査料については，検定審査料の額の算定の基礎となる原稿本1ページ当たりの単価は520円とし，検定審査料の最低額は52,000円とする。

附 則（平成3年3月16日文部省令第4号）

この省令は，平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月22日文部省令第3号）

この省令は，平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月31日文部省令第17号）

この省令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日文部省令第4号）

この省令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年11月17日文部省令第38号） 抄

1 この省令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月25日文部省令第2号）

1 この省令は、平成11年10月1日から施行する。

2 改正後の教科用図書検定規則の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に改正前の教科用図書検定規則の規定により図書の検定の申請が受理されている図書の検定については、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年8月29日文部科学省令第37号）

この省令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日文部科学省令第12号）

この省令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日文部科学省令第5号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。

附 則（平成19年12月25日文部科学省令第40号） 抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月26日）から施行する。

附 則（平成21年3月4日文部科学省令第2号）

1 この省令は、平成21年4月1日から施行する。

2 この省令による改正後の教科用図書検定規則の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に改正前の教科用図書検定規則第4条第1項の規定

による申請が受理されている図書の検定については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月30日文部科学省令第31号）

- 1 この省令は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教科用図書検定規則第4条第3項の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する教育課程の基準等の変更があった場合について適用する。

附 則（平成28年3月22日文部科学省令第4号）

この省令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月10日文部科学省令第31号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この省令による改正後の教科用図書検定規則の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に改正前の教科用図書検定規則第4条第1項の規定による申請が受理されている図書の検定については、なお従前の例による。
- 3 この省令による改正後の教科用図書検定規則の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に改正前の教科用図書検定規則第14条第1項から第3項までの規定による申請又は届出が受理されている図書の訂正については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月8日文部科学省令第5号）

この省令は、令和3年2月15日から施行する。

教科用図書検定規則実施細則

(平成元年10月17日)
文部大臣裁定

一部改正 令和3年2月12日

目次

第1 検定の申請

- 1 検定審査申請書の提出
- 2 申請図書の提出
- 3 検定審査料算定の基礎となるページ数

第2 申請図書の審査手続

- 1 申請図書等の適切な管理
- 2 申請図書の審査
- 3 不合格理由の事前通知及び反論の聴取
- 4 検定意見に対する意見の申立て
- 5 申請図書の修正
- 6 調査意見を記載した資料
- 7 不合格図書の再申請の期間

第3 検定済図書の訂正等

第4 見本の提出

第5 申請図書等の公開

第6 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出

附則・別記・別紙様式

第1 検定の申請

- 1 「**検定審査申請書**」の提出（教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。）第5条第1項関係）

(1) 提出部数

教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第89号）の表に掲

げる区分（小学校及び中学校については受理単位，高等学校については受理種目）ごとに，別紙様式第1号の「検定審査申請書」を正副各1通提出する。（高等学校については，「学年」欄は空欄とし記入しない。以下，全ての書類について同じ。）

(2) 郵送等による提出

検定審査申請書及び申請図書（いずれも添付書類を含む。）については，郵送等により提出することも可能とする。

(3) 記入上の留意事項

① 「著作者の氏名」欄には，著作権法（昭和45年法律第48号）による著作者の氏名（共同著作物の場合は，代表者の氏名）を記入する。

② 「全体のページ数」欄には，申請図書の総ページ数を次により算定して記入する。

ア 申請図書の総ページ数とは，表紙，見返し，折り込み，口絵，扉，目次，索引，巻末資料，白紙のページなどを含む申請図書全体のページ数とする。

注1 見返しがついている場合は，表見返しの1及び裏見返しの4並びにこれに接する表紙の2及び3はページ数に算入しない。

注2 折り込みについては，一葉ごとにその片面の面積を当該図書の判型の面積で除して得た数（小数第一位で端数切上げ）に2を乗じた数をページ数に算入する。折り込み以外で当該図書と判型の異なる紙葉についても同様とする。

イ 日本産業規格A列5番以外の判型の申請図書については，当該図書の1ページの面積をA列5番の面積で除した数（小数第三位で端数切上げ。ただし，B列5番の申請図書については，1.5，A列4番の申請図書については，2とする。）を当該図書の総ページ数に乗じて得た数（小数第一位で端数切上げ）を，（ ）内に記入する。

③ 「分冊ごとのページ数」の欄には，②に準じて分冊ごとに算定したページ数を記入する。

(4) 検定審査申請書の添付書類

- ① 検定審査申請書の添付書類については、小学校及び中学校は受理単位ごと、高等学校は受理種目ごとに作成し添付する。ただし、添付書類のうち別紙様式第4号の「誓約書」は、学校種にかかわらず、教科ごとに作成し添付する。
- ② 申請図書の著作編修に関与した全ての者の氏名、職業などを記載した別紙様式第2号の「著作編修関係者名簿」及び申請図書等の公開に同意する文書として別紙様式第3号の「申請図書等公開同意書」を各1部添付する。
- ③ 第2の1(3)に定める不公正な行為をしていないことを誓約する文書として別紙様式第4号の「誓約書」を1部添付する。
- ④ 検定審査申請書の添付書類は、様式ごとに両面印刷とする。(以下、2(2)⑧の「申請図書の添付書類」についても同じ。)

2 申請図書の提出（規則第5条第2項関係）

(1) 提出部数

教科・種目ごとに初等中等教育局長が別に定める部数とする。

(2) 作成要領

① 表紙

ア 表紙の1及び4並びに背は白色とし、表紙の1及び背に目的とする学校及び教科の種類、種目、学年並びに巻冊の別のみを黒色で記入する。この場合、「小・国・1（上）」などと略記することができる。ただし、背については、ページ数が極めて少ないため記入が困難なときは、記入しなくて差し支えない。

イ 供給本の表紙の1、4及び背並びに扉の見本を、申請図書を提出した日の翌日から起算して84日以内に、別紙様式第6号の「表紙等提出届」2部とともに、初等中等教育局長が別に定める部数提出する。供給本の表紙の1、4及び背並びに扉の見本のうち各1部については、供給本に使用する紙質と同一の用紙を使用し、本刷りとする。その他の部数については、下記⑦に示す事項については記載しないものとし、本刷りをカラーコピーしたもので差し支えない。な

お、提出する全ての表紙の見本の裏面右上に受理番号を記入するとともに、学年ごとに分冊となる場合には、当該学年が表紙の見本で確認できること。

ウ 文部科学省が事前に付与する申請図書番号を、表紙の1の中央下部及び背の下部に記載する。

② 印刷用紙

供給本に使用する紙質と同一とする。

③ 印刷

本刷り（これと同等の質を有する印刷を含む。以下同じ。）とする。なお、本刷りに代えて、これと同一の字詰めによって申請図書にワードプロセッサ等で印字した別紙を貼り込むことは差し支えない。

④ 製本様式

供給本と同一とする。

⑤ ページ数字

申請図書（表紙及び扉を除く。）には、ページ数字をつけること。ただし、口絵等については、通し番号等を付すことでこれに代えることができる。

⑥ 行数字

次の教科（種目）を除き、各ページの欄外に5行ごとに行数字（「5」、「10」、「15」など）を記入する。

小学校……………国語科（書写）、社会科（地図）、音楽科、図画工作科

中学校……………国語科（書写）、社会科（地図）、音楽科、美術科

高等学校……………地理歴史科（地図）、芸術科

⑦ 申請図書に記載しない事項

申請図書の名称、著作編修関係者の氏名、発行者の氏名（又は名称）、発行者のマーク又は発行者を表すカット等の申請図書、著作編修関係者及び発行者が特定可能な情報は記載しない。（以下、「⑧申請図書の添付書類」についても同じ。）ただし、発行者が管理するウェブサイト

のアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。以下同じ。）を掲載する場合には、掲載する箇所を黒枠線で囲み、「URL掲載」などと記載すること。

⑧ 申請図書の添付書類

ア 別記に示すところに従って必要な添付書類を作成し、学校及び教科の種類、種目、学年並びに巻冊の別を記入した袋の中に入れる。その際、編修趣意書（別紙様式第5-1号から第5-3号まで）については、様式ごとに両面印刷の上、まとめてステープラーで左上綴じし、他の添付書類とは一緒に綴じないこと。

イ 申請図書の添付書類は、図書ごとに作成し添付することを原則とするが、編修趣意書については、小学校及び中学校は受理単位ごと（ただし、「学年ごとに分冊とする」とされている受理種目は分冊ごと）、高等学校は受理種目ごとに作成し添付する。

ウ 申請図書の添付書類のうち、別記の「⑪ 外国語（英語）音声」については、申請図書を提出した日の翌日から起算して35日以内に、初等中等教育局長が別に定める部数を提出する。

エ 申請図書の添付書類のうち、別記の「⑫ 解答一覧表」及び「⑬ コンピュータプログラム等関連ファイル」については、該当する教科（種目）ごとに別記に示す部数を提出すればよい。

オ 検定の申請後に申請図書の名称の変更を行う場合は、別紙様式第7号の「申請図書の書名変更届」を作成し提出する。

カ 申請図書の添付書類の袋の右上部に、文部科学省が事前に付与する申請図書番号を記載する。

3 検定審査料算定の基礎となるページ数（規則第13条関係）

「検定審査申請書」の「全体のページ数」の欄に記入したページ数とする。ただし、日本産業規格A列5番以外の判型の申請図書については（ ）内に記入したページ数とする。

第2 申請図書の審査手続

1 申請図書等の適切な管理（規則第6条関係）

(1) 規則第6条に規定する申請図書その他の検定審査に関する資料及び審査内容（以下「申請図書等」という。）

① 規則第6条に規定する申請図書その他の検定審査に関する資料とは、検定審査申請書及び申請図書（いずれも添付書類を含む。）、検定意見書、検定意見に対する意見申立書、申し立てられた意見の認否書、検定審査不合格理由書、不合格理由に対する反論書、反論認否書、修正表その他文部科学省に提出し、又は文部科学省から受領した検定審査に関する一切の資料とする。

② 規則第6条に規定する審査内容には、当該申請図書に係る文部科学省による照会及びそれに対する回答の内容、検定審査の進捗状況その他の当該申請図書の検定審査に関する一切の情報を含むものとする。

(2) 申請図書等の適切な管理

① 文部科学省は、検定結果公表（当該年度の全ての申請図書の検定審査の終了後に文部科学省によって行われる当該検定審査の結果の公表をいう。以下同じ。）までは、②に掲げるもののほか、当該申請図書に係る調査意見を記載した資料その他の当該申請図書の審査に関する資料及び当該申請図書に関する審査について、その内容が外部の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。

② 申請者は、検定結果公表までは、当該申請図書並びに当該申請図書の審査に関し文部科学大臣に提出した文書及び文部科学大臣から通知された文書について、その内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。

③ 文部科学省は、申請者側の不適切な情報管理により、申請図書等の情報が流出した場合、必要に応じ、申請者名その他の情報を含む当該事案の概要を公表することができるものとする。この取扱いは、規則第14条に基づく検定済図書の訂正についても同様とする。

2 申請図書の審査（規則第7条関係）

(1) 検定意見の通知

検定意見の通知は、別紙様式第8号の「検定意見書」を交付することにより行う。

(2) 検定手続の一時停止等

文部科学省は、教科用図書検定調査審議会において調査審議の一時停止その他必要な措置が講じられたときは、検定意見の通知等検定手続の一時停止その他必要な措置を行うことができるものとする。

(3) 規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の決定

申請者が下記のいずれかに該当する場合は、規則第7条第2項の規定により、検定審査不合格の決定を行うものとする。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、又は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に違反し、若しくは教科用図書の採択に関し刑法（明治40年法律第45号）第198条若しくは第233条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第3条第1項（同項第11号に係る部分に限る。）若しくは同条第2項（同条第1項第11号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない場合
 - ② 図書の発行に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令の規定に違反する著しく不正な行為をしたことが認められた場合
 - ③ 検定結果公表前の申請図書を採択関係者に対して開示し、対価を伴う意見聴取を行ったことが認められた場合
 - ④ 採択関係者に対して不当に利益を供与したことが認められた場合
- (4) 規則第7条第3項に規定する特定行為とは、検定結果公表前に申請図書等の内容を公表することその他検定結果公表前における当該申請図書

等の情報の管理が不適切であること（規則第12条第1項の規定による再申請がなされた場合にあっては、検定審査不合格となった図書の内容であって当該再申請がなされた申請図書に同様の内容が記載されているものについて、その内容に係る検定審査の結果の是非に関する議論を惹起させる行為その他これに類する行為を行うことにより、当該行為の態様に照らして当該再申請がなされた申請図書の情報の管理が不適切であったのと同様の事態を生じさせたと認められる場合を含む。）により、検定審査（当該申請図書以外の申請図書に係る検定審査を含む。）に重大な影響を及ぼしたと認められる行為をいう。

3 不合格理由の事前通知及び反論の聴取（規則第8条関係）

(1) 事前通知の方法

検定審査不合格理由の事前通知は、別紙様式第9号の「検定審査不合格理由書」を交付することにより行う。なお、規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の決定を行おうとする場合には、「2. 欠陥箇所」は省略する。

(2) 検定審査不合格理由に対する反論は、規則第7条第1項の規定による検定審査不合格理由の事前通知を受けた場合は、別紙様式第10号の「不合格理由に対する反論書」及び別紙様式第10号別紙①に、規則第7条第2項の規定による検定審査不合格理由の事前通知を受けた場合は、別紙様式第10号の「不合格理由に対する反論書」及び別紙様式第10号別紙②によるものとする。

(3) 別紙様式第10号別紙①及び別紙様式第10号別紙②の記入要領

別紙様式第10号別紙①及び別紙様式第10号別紙②の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。

(4) 反論の認否の通知

反論書の提出があった場合において、申請図書の検定審査不合格の決定を行ったときは、検定審査不合格の決定の通知の際に、規則第7条第1項の規定による検定審査不合格の場合は別紙様式第11号①の「反論認否書」を、規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の場合は別紙

様式第11号②の「反論認否書」を交付する。

4 検定意見に対する意見の申立て（規則第9条関係）

- (1) 検定意見に対する意見の申立ては、別紙様式第12号の「検定意見に対する意見申立書」及び別紙様式第12号別紙によるものとする。
- (2) 別紙様式第12号別紙の記入要領
別紙様式第12号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。
- (3) 申し立てられた意見の認否の通知
検定意見に対する意見申立書の提出があった場合は、提出があった日の翌日から起算して20日以内に、別紙様式第13号の「申し立てられた意見の認否書」により申し立てられた意見を相当と認めるか否かを通知する。

5 申請図書の修正（規則第10条関係）

- (1) 「修正表」の提出期間及び提出部数等
 - ① 別紙様式第14号の「修正表提出届」1部とともに、別紙様式第14号別紙の「修正表」2部（正副各1部）を、検定意見の通知のあった日の翌日から起算して35日以内に提出する。
 - ② ①に定める期間内に年末・年始の期間（12月29日から1月3日まで）が含まれるときは、その日数を加算する。（以下、③の「初等中等教育局長が別に指示する期日までの間」及び第4(1)の「見本の提出期間」においても同じ。）
 - ③ 申請者は修正表提出届の提出後、初等中等教育局長が別に指示する期日までの間に必要があると認める場合、修正表を変更することができる。
 - ④ 申請者は③の別に指示する期日までに修正表（③による変更を行った場合は変更後のもの）を初等中等教育局長が別に定める部数（正1部を含む。）提出する。
- (2) 修正表の作成要領
 - ① 目的とする学校及び教科の種類、種目、学年並びに受理番号を記し

た表紙を添付する。

- ② 「受理番号」の欄には、申請図書の受理番号を記入する。
- ③ 「番号」及び「指摘箇所」の欄には、当該修正表により修正を行うとする箇所について、検定意見書に記載されているそれぞれの記載事項を記入する。
- ④ 「原文」の欄は、検定意見の指摘箇所に係る申請図書の記載内容及び検定意見書に記載された「指摘事由」を記入し、「修正文」の欄は、検定意見に従って修正した内容を記入する。

記入方法は下記による。

ア 原文は、指摘箇所のみならず、必要に応じ、修正の趣旨が分かり、修正の適否が判断できるような一定の範囲について記入する。

イ 原文と修正文を対照して修正内容が容易に判別できるよう、原文及び修正文の修正部分に下線を施すなどする。

ウ 削除する場合は、原文の該当部分を囲み、「修正文」の欄に「削除」と記入する。

エ 原文は、申請図書の当該箇所をコピーしたもので差し支えない。

オ 「指摘事由」は、原則として、検定意見書に記載された「指摘事由」のコピーを添付する。

カ 修正文は、特に指示する場合を除き、ワードプロセッサ等で印字したものとし、図、写真等の修正については、「修正文」の欄に本刷り又はこれに準ずるものを添付する。ただし、図、写真等の修正として本刷り又はこれに準ずるものを添付した修正表の提出は正1部とし、その他の部数（副）については、本刷り若しくはこれに準ずるもの又はこれらのコピー（修正表に直接印刷したものを含む。）を添付する。

キ 図、写真等については、修正表提出時まで本刷り又はこれに準ずるものを添付することが特別な事情により困難であるもので、特に指示するものについては、暫時、原画のコピー又は版下のコピー等で修正後の内容を示し、後日、本刷り又はこれに準ずるものを添

付することができる。

ク 修正表の一葉の中に複数の指摘箇所についてまとめて記入することは差し支えない。その際、原文及び修正文の修正箇所に対応する「番号」を示すなど、それぞれの修正内容が判別できるようにすること。

ケ 原文と修正文を一葉で示すことが難しい場合は、原文と修正文を別葉にして修正表を作成しても差し支えない。

- ⑤ 意見の申立ての行われている指摘箇所については、「修正文」の欄に「意見申立中」と記入して提出し、申し立てられた意見を相当と認めない旨の通知があったときには、当該通知のあった日の翌日から起算して7日以内に検定意見に従った修正を行うこと。また、申し立てられた意見を相当と認める旨の通知があったときには、(1)③に示す初等中等教育局長が別に指示する期日までに、該当する指摘箇所について「修正文」の欄に「意見申立承認済」と記入した修正表を提出する。
- ⑥ 検定意見に従った修正を行った結果、他の箇所新たに修正を行う必要が生じた場合は、修正表により、検定意見に従った修正に関連した修正を行うこと。その際には、関連修正である旨及びその修正の理由を示すこと。
- ⑦ 検定意見に従った修正として、スクリプト（図書中に示されていない外国語（英語）スクリプトに限る。以下、この⑦において同じ。）の変更を行う場合、「原文」の欄は④に示す事項に加え、スクリプト原文を記入し、「修正文」の欄は「スクリプトを変更」と記入のうえ、スクリプト変更文を記入すること。
- ⑧ 検定意見に従った修正として、外国語（英語）音声の変更を行う場合、「原文」の欄は④に従って記入し、「修正文」の欄は「音声を変更」と記入して提出する。変更した外国語（英語）音声を記録したものを提出する部数及び期日は初等中等教育局長が別に定める。
- ⑨ 検定意見に従った修正として、ウェブサイトのアドレスによって参照するウェブサイトの内容を変更する場合、「原文」の欄は④に示す事

項に加え、参照先ウェブサイトの画面又はURLを記入し、「修正文」の欄は「学習上の参考に供する情報を変更」と記入のうえ、修正後の画面又はURLを記入すること。

(3) 修正が行われた申請図書の審査に基づく不合格決定の通知

規則第10条第2項による検定審査不合格の決定を行ったときは、不合格決定の通知の際に別紙様式第9号の「検定審査不合格理由書」を交付する。

(4) 修正表の提出がない場合の不合格決定の通知

規則第10条第3項による検定審査不合格の決定の通知は、修正表の提出がない旨の理由を付して行う。

6 調査意見を記載した資料（規則第11条関係）

教科用図書検定調査審議会に提出される調査意見を記載した資料は、別紙様式第15号の「調査意見書」によるものとする。

7 不合格図書の再申請の期間（規則第12条関係）

(1) 小学校用及び中学校用教科書の場合

① 以下のアからウまでのいずれかに該当する不合格図書の再申請の期間は、検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の6月1日から6月10日までの期間とする。

ア 教科用図書検定調査審議会において、「教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標等に照らして、教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの」に該当すると判定された不合格図書

イ 教科用図書検定調査審議会において、「欠陥箇所数が著しく多いもの」に該当すると判定された不合格図書

ウ 規則第7条第3項又は第10条第2項若しくは第3項に基づき検定審査不合格になった不合格図書

エ 規則第12条の規定による再申請に基づいて行われる検定審査にお

いて検定審査不合格になった不合格図書

- ② ①に該当しない不合格図書の再申請の期間は、規則第8条第1項の不合格理由の事前通知のあった日の翌日から起算して、70日以内の期間とする。
- (2) 高等学校用教科書の場合
検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の6月1日から6月10日までの期間とする。

第3 検定済図書の訂正等（規則第14条及び第15条関係）

- (1) 規則第14条第2項の文部科学大臣が別に定める日は、次のとおりとする。
 - ① 規則第7条第1項の検定の決定の通知を受けた場合は、見本の提出日
 - ② 規則第10条第2項の検定の決定の通知を受けた場合は、検定の決定を行った年度の翌年度の6月1日
- (2) 検定済図書の訂正申請は、別紙様式第16号の「検定済図書の訂正申請書」、別紙様式第16号別紙及び訂正本によるものとする。
- (3) 別紙様式第16号別紙の記入要領
別紙様式第16号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。
- (4) 訂正本の作成要領
訂正本の作成要領については、初等中等教育局長が別に定める。
- (5) 検定済図書の訂正届出は、別紙様式第17号の「検定済図書の訂正届出書」及び別紙様式第17号別紙によるものとする。
- (6) 検定済図書の訂正届出書及びその別紙の提出期間及び提出部数等
 - ① 検定済図書の訂正届出書1部及びその別紙2部を、訂正を行おうとする日の20日前までに提出する。
 - ② 別紙様式第17号別紙の記入要領
別紙様式第17号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別

に定める。

(7) 訂正内容の周知

訂正の承認を受けた発行者又は届出により訂正を行った発行者が行う規則第15条第3項の規定による通知は、初等中等教育局長が別に定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法による訂正内容の周知と併せて行うものとする。

(8) 教科書に記載するウェブサイトのアドレスによって参照させる内容の変更に関する報告は、別紙様式第18号の「ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書」及び別紙様式第18号別紙によるものとする。

(9) ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書及びその別紙の提出期間及び提出部数等

① ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書1部及びその別紙2部を、変更を行おうとする日の20日前までに提出する。

② 別紙様式第18号別紙の記入要領

別紙様式第18号別紙の記入要領については、初等中等教育局長が別に定める。

(10) 訂正申請及び訂正届出に関する適切な情報管理

① 文部科学省は、規則第14条第1項及び第2項に基づく訂正申請の承認の審査が終了するまで又は規則第14条第3項に基づく訂正届出により訂正を行おうとする日までは、②に掲げるもののほか、当該訂正申請の承認の審査に関する資料及び当該訂正申請の承認の審査について、その内容（訂正申請及び訂正届出の有無に関する情報を除く。）が外部の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。

② 発行者は、規則第14条第1項及び第2項に基づく訂正申請が承認された日又は規則第14条第3項に基づく訂正届出により訂正を行おうとする日までは、当該訂正申請又は当該訂正届出に関し文部科学大臣に提出した文書の内容が当該発行者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。

第4 見本の提出（規則第17条関係）

- (1) 別紙様式第19号の「見本提出届」及び見本の提出期間及び提出部数
 - ① 規則第7条第1項の検定の決定の通知を受けた場合
通知を受けた日の翌日から起算して84日以内に、見本提出届1部及び見本12部提出する。
 - ② 規則第10条第2項の検定の決定の通知を受けた場合
通知を受けた日の翌日から起算して42日以内に、見本提出届1部及び見本12部提出する。
- (2) 見本作成の留意事項
 - ① 教科書符号（発行者の番号及び略称並びに教科書記号及び教科書番号）を表紙及び奥付に記載する。
 - ② 図書の名称及び定価の表示を奥付に記載する。
 - ③ 規則第16条に規定する事項及び教科書の発行に関する臨時措置法第3条に規定する事項を記載する。ただし、発行の年月日及び印刷の年月日は、見本においては「年 月 日」のように空欄で記載する。
(なお、供給本についても上記①～③の事項を全て記載する。)
- (3) 編修趣意書の更新及び提出
 - ① 規則第7条第1項又は規則第10条第2項の検定の決定の通知を受けた場合、添付書類として提出した編修趣意書（別紙様式第5-1号から第5-3号まで）を更新し、発行者名等を記載した上で提出する。
 - ② ①の編修趣意書の提出期日、提出方法及び提出部数等については、初等中等教育局長が別に定める。

第5 申請図書等の公開（規則第18条関係）

- (1) 規則第18条に基づき公開する資料
規則第18条に基づき検定審査終了後に公開する資料は、検定審査申請書及び申請図書（いずれも添付書類を含む。）、調査意見書、判定案、検定意見書、検定意見に対する意見申立書、申し立てられた意見の認否書、検定審査不合格理由書、不合格理由に対する反論書、反論認否書、修正

表並びに見本とする。

(2) 検定審査終了後の公開方法

(1)において公開する資料の公開の方法，場所，期間及び日時については，初等中等教育局長が別に定める。

第6 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出

(規則第19条第2項関係)

規則第19条第2項の記載の変更は，別紙様式第20号の「奥付記載事項変更届」によるものとする。

附 則

- 1 この大臣裁定は，平成11年10月1日から施行する。
- 2 平成14年度使用に係る小学校及び中学校の教科用図書については，第1の2(2)①イのうち「90日」とあるのは「120日」と読み替えて適用する。

附 則

この大臣裁定は，平成14年10月1日から施行する。

附 則

この大臣裁定は，平成16年1月5日から施行する。

附 則

この大臣裁定は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この大臣裁定は，平成18年1月1日から施行する。

附 則

- 1 第5以外の規定については，平成21年4月1日から施行し，施行の際現に検定の申請がなされているものについては，なお従前の例による。
ただし，別記については，高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものへの適用については，なお従前の例による。
- 2 第5(1)(2)の規定については，平成21年4月1日から施行し，施行の際

現に検定の申請がなされているものについては、なお従前の例による。

ただし、平成23年度使用に係る高等学校の教科用図書の検定で、平成21年3月31日までに申請がなされているものについては、「18条」を「17条」と読み替えて、改正後の規定を適用する。

- 3 第5(3)の規定については、決定の日から施行し、平成21年3月31日までの間においては、「14条」を「13条」と読み替えて適用する。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 別記については、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものへの適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成22年11月30日から施行し、平成24年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。ただし、この大臣裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書及び平成22年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（平成22年文部科学省告示第84号）により平成22年度において検定の申請を行うことができることとされた教科用図書の検定（別記に限る。）については、なお従前の例による。
- 2 教科用図書検定規則実施細則の一部を改正する大臣裁定（平成22年5月27日）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる高等学校の教科用図書の検定については、同裁定による改正前の教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）別記⑥音訓一覧表の項中「「常用漢字一覧表」（昭和56年内閣告示第1号）」とあるのは「「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）」とする。

附 則

この大臣裁定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この大臣裁定は、平成28年2月1日から施行する。ただし、この大臣

裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書の検定については、なお従前の例による。

附 則

この大臣裁定は、平成29年8月10日から施行する。ただし、この大臣裁定の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書の検定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 別記については、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものへの適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大臣裁定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づき教科用として編修された図書の検定に係るものについては、この大臣裁定による改正後の第1の2の(2)の⑧ア及びエ中「別記」とあるのは「教科用図書検定規則実施細則の一部を改正する大臣裁定(平成29年11月15日)による改正前の別記」と、この大臣裁定による改正後の第1の2の(2)の⑧エ中「〔⑫ 解答一覧表〕及び〔⑬ コンピュータプログラム等関連ファイル〕」とあるのは「〔⑩ 解答一覧表〕及び〔⑪ コンピュータプログラム等関連ファイル〕」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この大臣裁定は、令和3年2月15日から施行する。ただし、第3(7)の規定については、同年8月1日から施行する。
- 2 令和3年2月15日から同年7月31日の間における検定済図書の訂正内容の周知については、なお従前の例による。
- 3 別紙様式については、令和3年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 この附則に定めるもののほか、この大臣裁定の施行に関し必要な経過

措置は、初等中等教育局長が定める。

別記

添付書類	記載事項等	添付(記載)を要する教科(種目)等	備考
① 編修趣意書	<p>(教育基本法との対照表) 別紙様式第5-1号により、編修の基本方針及び図書の構成・内容と教育基本法に示す教育の目標との対照等について示す。</p> <p>(学習指導要領との対照表、配当授業時数表) 別紙様式第5-2号により、以下の事項を示す。 ア 図書の構成・内容と学習指導要領に示す「内容」との対照等 イ 申請図書の各内容のままとまりごとに著作者が予定している配当授業時数</p>	<p>全ての教科(種目)</p> <p>(学習指導要領との対照表) 全ての教科(種目) (配当授業時数表) 小学校用……社会科(地図)、音楽科及び図画工作科を除く教科(種目) 中学校用……社会科(地図)、音楽科及び美術科を除く教科(種目) 高等学校用……国語科(古典探究)、地理歴史科(地図)、芸術科及び理科(理数探究基礎)を除く教科(種目)</p>	<p>(配当授業時数表) 発展的な学習内容の指導に係る時数は配当時数に含めない。</p>
② 学年別使用漢字一覧表	<p>(発展的な学習内容の記述) 別紙様式第5-3号による。</p> <p>別紙様式第21号、第22号による。</p>	<p>全ての教科(種目)</p> <p>社会科(地図)を除く小学校の全ての教科(種目)及び中学校の国語科</p>	<p>発展的な学習内容を取り上げている場合を作成する。</p> <p>国語科の場合は別紙様式第21号、その他の教科では別紙様式第22号を使用する。</p>

<p>③ 常用漢字以外の使用漢字一覧表</p>		<p>中学校用……社会科(地図)、音楽科及び美術科を除く教科(種目) 高等学校用……国語科(古典探究)、地理歴史科(地図)及び芸術科を除く教科(種目)</p>	<p>① 表に記入した漢字の下にはその初出のページを付記する。 ② 国語科については、この表に相当するもの(初出のページを付記したもの)が、図書の巻末などに示されているときは、この表の添付を省略してよい。</p>
<p>④ 音訓一覧表</p>	<p>常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に示す音訓以外の音訓を示す。</p>	<p>中学校及び高等学校の国語科</p>	<p>① 表に記入した音訓にはその初出のページを付記する。 ② この表に相当するもの(初出のページを付記したもの)が、図書の巻末などに示されているときは、この表の添付を省略してよい。</p>
<p>⑤ 出典一覧表</p>	<p>別紙様式第23号による。</p>	<p>① 引用した箇所全てについて出典を示す教科(種目) 小学校……国語科及び社会科(第6学年の歴史に関する部分) 中学校……社会科(歴史的分野) 高等学校……地理歴史科(歴史総合、日本史探究及び世界史探究) ② 引用した箇所のうち、図書中に 出典が示されていない箇所について出典を示す必要がある教科(種目) 上記①を除く教科(種目)</p>	<p>① 新たに作成した挿絵、写真、統計資料、実験値、地図(歴史図を含む)などについてはその典拠を示す。 ② 国語科において は、原文に 加除訂正を加えた場合には、原文と加除訂正の箇所とを対照して示しその理由を付記した書類を添付する。 ③ 算数科及び数学科においては、 実在する統計資料を出典する場合には、出典の複写物を提出する。 ④ 音楽科及び芸術科(音楽)に</p>

			<p>おいては、原典を改編した場合 には、改編箇所が分かるように して原典の複写物を提出する。 (ただし、図書中に編曲者等名 が記載されているときは提出を 要しない。)</p> <p>⑤ 外国語科（英語科）において は、出典の複写物を提出する。 ⑥ 出典については、信頼性のあ る適切なものを選び、示すこと。 ⑦ 出典の複写物など出典に関す る資料については求めに応じて 提出する。</p>
⑥ 用語・記号 リスト	学習指導要領で示されてい る用語・記号の初出のページ を付記する。	算数科及び数学科	学習指導要領に示されている数 学的活動の活動例（ア、イ、ウな ど）と対照する活動の掲載ページ を活動と対比して示す。
⑦ 生物重要用 語リスト	生物重要用語を50音順で示 すとともに、生物重要用語数 を付記する。	理科（生物基礎及び生物）	① 各語彙に初出のページを付記 する。 ② 図書中にこのリストに相当す るものが示されているときは、 各巻冊別に生物重要用語数を記 入するだけで差し支えない。
⑧ 発音記号の 表記に関する 方針	発音記号の表記について、 その図書における編修の方針 を示す。	外国語科	
⑨ 外国語（英 語）語彙リス	新出語を各巻冊別にアルフ アベット順で示すとともに、	外国語科（高等学校の論理・表 現Ⅰ、論理・表現Ⅱ及び論理・表	① 各語彙に初出のページを付記 する。

ト	新出語数を付記する。	現Ⅲを除く。	<p>② 学習指導上、新出語として取り扱う必要がないと考えられるものについては、リストから除外して差し支えない。</p> <p>③ 中学校の外国語科については、小学校で学習したと想定される語彙の一覧を別に添付する。</p> <p>④ 英語コミュニケーションⅠについては、中学校までに学習したと想定される語彙の一覧を別に添付する。</p> <p>⑤ 英語コミュニケーションⅡについては、英語コミュニケーションⅠまでに学習したと想定される語彙の一覧を添付する。</p> <p>⑥ 英語コミュニケーションⅢについては、英語コミュニケーションⅡまでに学習したと想定される語彙の一覧を添付する。</p> <p>⑦ 外国語科の各科目における新出語のうち、学習指導要領に示されている範囲の単語については、他の単語と区別がつくようにする。</p> <p>⑧ 図書中にこのリストに相当するものが示されているときは、各巻冊別に新出語数を記入するだけで差し支えない。</p>
⑩ 外国語（英	学習することを想定する音	外国語科、工業科（工業技術英	① スクリプトごとに図書中の掲

<p>⑩ スクリプト</p>	<p>声言語表現のスクリップトを示す。</p>	<p>語) 及び商業 (ビジネス・コミュニケーション)</p>	<p>② 図書中にスクリップトが示されているときは、添付を省略してよい。</p>
<p>⑪ 外国語 (英語) 音声</p>	<p>図書中に示された発行者が管理するウェブサイトのアドレスが参照される音声 (図書の内容に音声化したもの) の内容。</p>	<p>外国語科, 工業科 (工業技術英語) 及び商業 (ビジネス・コミュニケーション)</p>	<p>① 提出は、電磁的記録によるものとする。 ② ファイルの保存形式、記録媒体の種類等については、初等中等教育局長が別に定める。</p>
<p>⑫ 解答一覧表</p>	<p>図書中に示された練習問題 (「備考」欄に示すものを除き、平易な問題及び図書中に練習問題の解答が記されているものを除く。) について著作者が期待する解答を示す。</p>	<p>解答一覧表の提出が必要な教科及びその部数。 (高等学校) 数学科…4部 理科 (科学と人間生活) …9部 理科 (上記以外の種目) …3部 外国語科…申請図書と同じ部数 情報科 (各学科と共通する教科及び主に専門学科において開設される教科), 工業科, 商業科…3部 農業科, 水産科…2部</p>	<p>① 数学科の練習問題については、全て解答を添付する。 ② 外国語科の練習問題及び商業科の簿記会計諸科目の練習問題については、図書中に問題の解答が記されているもの以外は全て解答を添付する。</p>
<p>⑬ コンピュータプログラム等関連ファイル</p>	<p>図書中に示されたコンピュータプログラム等を使用する際に必要となるファイル</p>	<p>コンピュータプログラム等関連ファイルの提出が必要な教科及びその部数は、下記のとおりとする。 (小学校) 全ての教科 (種目) …1部 (中学校)</p>	<p>提出は、書面ではなく、電磁的記録によるものとする。なお、簡易なものも、提出を省略してよい。 ※情報関連の種目 (農業科) 農業と情報 (工業科)</p>

		<p>技術・家庭科…1部 (高等学校) 数学科及び 情報科(各学科に共通する教科及び主として専門学科において開設される教科)並びに農業科,工業科,商業科,水産科,家庭科,看護科及び福祉科のうち,情報関連の種目※…1部</p>	<p>工業情報数理,プログラミング技術,ハードウェア技術,ソフトウェア技術,コンピュータシステム技術,(商業科)情報処理,ソフトウェア活用,プログラミンング,ネットワーク活用,ネットワーク管理,(水産科)海洋情報技術,(家庭科)生活産業情報,(看護科)看護情報,(福祉科)福祉情報</p>
<p>⑭ ウェブサイトのアドレシスの掲載箇所一覧表</p>	<p>別紙様式第24号による。</p>	<p>全ての教科(種目)</p>	<p>① 図書中に、発行者が管理するウェブサイトのアドレスを掲載する場合は作成する。 ② ①のアドレスが参照させるウェブサイトを印刷した紙面を添付する。 ③ 提出は、書面及び電磁的記録によるものとする。 ④ 電磁的記録の提出方法等については、初等中等教育局長が別に定める。</p>
<p>⑮ ウェブサイトのアドレシスの掲載箇所一覧表(外国語(英語)音声に係るもの)</p>	<p>別紙様式第25号による。</p>	<p>外国語科,工業科(工業技術英語)及び商業(ビジネス・コミュニケーション)</p>	<p>① 図書中に、発行者が管理するウェブサイトのアドレスを掲載する場合は作成する。 ② ①のアドレスが参照させるウェブサイトを印刷した紙面を添付する。</p>

別紙様式第1号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

検 定 審 査 申 請 書

下記の申請図書について、審査を願いたく、申請図書 部及び
検定審査料 円を添えて申請します。

※受理番号		著 作 者 の 氏 名	
申請図書の名 称			
目的とする	学 校	申請図書の体裁	分 冊
	教 科		判 型 (縦×横) (mm× mm)
	種 目		全 体 の ペ ー ジ 数 ()
	学 年		分冊ごとの ペ ー ジ 数 ()
※受付年月日		※ 検定審査料 領 収 印	

(備考)

- 1 ※受理番号欄には、申請図書番号を記入する。
- 2 その他の※欄は記入しない。
- 3 申請図書の体裁のページ数の欄の括弧には、第1の1(2)②イにより算定したページ数を記入すること。また、分冊がある場合には、分冊ごとのページ数も記入すること。
- 4 「判型」欄には、変型版の場合は、縦、横の寸法を記入する。

別紙様式第 2 号

(日本産業規格 A 列 4 番)

著作編集関係者名簿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

※受理番号	学校	教科	種目	学年

奥付氏名	ふりがな	都道府県	市町村	設置者	所属先分類	勤務先	役職	専門分野	担当箇所・役制	適切な情報管理の対策状況

(備考) 1 「著作編集関係者」には、教科書の編集・執筆を行った者のほか、事実上編著作に参加し、又はこれに協力した者を含み、例えば、教科書の編者作者ではないが、原稿を読んで誤りを正したたり、申請図書番号を記入する作業を行い、編著作に関与した者等も含む。(奥付に記載されているかどうかは問わない。)

2 ※「受理番号欄」には、図書に代表として氏名を記載する予定の編者作者等には○を、図書に氏名を掲載する予定の編者作者等には○を記入する。(左記のいずれでもない者については何も記入しない。)

3 「設置者」欄には、国立、公立、私立、その他のいずれかを記入する。

4 「所属先分類」欄には、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、その他のいずれかを記入する。なお、義務教育学校の前期課程については小学校、義務教育学校の後期課程については中学校、中等教育学校の前期課程については高等学校と記入する。

5 「専門分野」欄には、大学等の研究分野を、また教諭等にあつては当該教科(科目)に関して研究してきた分野を具体的に記入する。

6 「担当箇所」欄は、図書に当該申請図書において担当した箇所を目次に示された項目等に沿って分かりやすく記入するとともに、監修、執筆、校閲、編修等著作編修における役割を、実際に即して記入する。

7 「適切な情報管理の対策状況」欄には、誓約書の受領など、適切な情報管理のための対策を講じたかどうかを記入する。

8 「適切な情報管理の対策状況」欄には、誓約書の受領など、適切な情報管理のための対策を講じたかどうかを記入する。

別紙様式第3号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

申請図書等公開同意書

文部科学省に提出した下記1の申請図書について、当該申請図書及びその
関連資料(下記2に示す資料)を、文部科学大臣が公開することに同意します。

なお、この同意に当たっては当該図書に係る著作権法第18条第1項に定め
る公表権を有する全ての者の同意を得ていることを確認します。

記

1 申請図書

- 名称
- 目的とする学校、教科、種目及び学年
- 著作者の氏名

2 資料

- ①検定審査申請書、②検定審査申請書の添付書類、③申請図書の添付書類、
- ④不合格理由に対する反論書、⑤検定意見に対する意見申立書、⑥修正表、
- ⑦見本

※④～⑦については、文部科学省に提出があった場合のみ公開

別紙様式第4号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

誓 約 書

学 校	教 科

当者は、上記学校・教科において、教科用図書検定規則第7条第2項の規定及び同項に基づく教科用図書検定規則実施細則における規定に示す不公正な行為をしていないことをここに誓約いたします。

別紙様式第5－1号

(日本産業規格A列4番)

編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

※受理番号	学校	教科	種目	学年
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教科書名		

1. 編修の基本方針																		
.....																		
2. 対照表																		
(例)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">図書の構成・内容</th> <th style="width: 33%;">特に意を用いた点や特色</th> <th style="width: 33%;">該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">.....(第〇号)。(第〇号)。</td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">.....(第〇号)。(第〇号)。</td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">.....(第〇号)。(第〇号)。</td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">.....(第〇号)。(第〇号)。</td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">.....(第〇号)。(第〇号)。</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	図書の構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所(第〇号)。(第〇号)。	(第〇号)。(第〇号)。	(第〇号)。(第〇号)。	(第〇号)。(第〇号)。	(第〇号)。(第〇号)。	
図書の構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所																
.....(第〇号)。(第〇号)。																	
.....(第〇号)。(第〇号)。																	
.....(第〇号)。(第〇号)。																	
.....(第〇号)。(第〇号)。																	
.....(第〇号)。(第〇号)。																	
3. 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色																		
.....																		

- (備考)
- 1 ※受理番号欄には、申請図書番号を記入する。
 - 2 その他の※欄は検定申請時には記入せず、検定決定後に提出する際に記入する。
 - 3 「編修の基本方針」欄には、教育基本法第2条に示す教育の目標を達成するために編修の基本方針とした点を記入する。
 - 4 「対照表」欄には、図書の構成・内容と教育基本法第2条各号に示す教育の目標との対照について記入する。詳細は次のとおりとする。
 - ① 「特に意を用いた点や特色」欄には、教育基本法第2条各号に示す教育の目標を達成するために、図書の構成や内容において編修上特に意を用いた点や特色について記入する。その際、教育基本法第2条各号のうち、特に関連が深いものを文末に示す。(例：第〇号)
 - ② 「該当箇所」欄には、上記内容に対応する具体的な箇所が分かるように、主な該当箇所のページ(例：〇ページ)を記入する。
 - ③ 必要に応じ、例で示している様式を参考にして、「対照表」欄を適宜工夫して作成しても差し支えない。
 - 5 「上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色」欄には、上記の記載事項以外に、教育基本法第5条に示す義務教育の目的や学校教育法第21条に示す義務教育の目標、学校教育法第51条に示す高等学校教育の目標などを達成するため、編修上特に意を用いた点や特色などがあれば記入する。
 - 6 「編修の基本方針」欄以下の外枠線は、記入しなくても差し支えない。
 - 7 別紙様式第5－1号の分量は5ページ以内とする。

別紙様式第5－2号

(日本産業規格A列4番)

編 修 趣 意 書
(学習指導要領との対照表、配当授業時数表)

※受理番号	学校	教科	種 目	学年
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教 科 書 名		

1. 編修上特に意を用いた点や特色			
.....。			
2. 対照表			
(例)			
図書構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
.....。。		
.....。。		
.....。。		
.....。。		
.....。。		
		計	

- (備考) 1 ※受理番号欄には、申請図書番号を記入する。
 2 その他の※欄は検定申請時には記入せず、検定決定後に提出する際に記入する。
 3 「編修上特に意を用いた点や特色」欄には、学習指導要領の総則や当該教科の目標を達成するため、編修上特に意を用いた点や特色を記入する。
 4 「対照表」欄には、図書の構成・内容と学習指導要領に示す「内容」の各事項との対照について、「内容の取扱い」も踏まえて記入する。その際、「該当箇所」欄に、申請図書の該当箇所のページ(例：〇～〇ページ)を記入する。また、必要に応じ、例で示している様式を参考にして、「対照表」欄を適宜工夫して作成しても差し支えない。
 5 「配当時数」欄には、申請図書で予定している配当授業時数を示すこと。なお、配当授業時数の記載が必要ない教科、種目については空欄でよい。
 6 「編修上特に意を用いた点や特色」欄以下の外枠線は、記入しなくても差し支えない。
 7 別紙様式第5－2号の分量は5ページ以内とする。

別紙様式第5－3号

(日本産業規格A列4番)

編 修 趣 意 書

(発展的な学習内容の記述)

※受理番号	学校	教科	種目	学年
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教科書名		

ページ	記 述	類型	関連する学習指導要領の内容や 内容の取扱いに示す事項	ページ数
合計				

- (備考) 1 ※受理番号欄には、申請図書番号を記入する。
 2 その他の※欄は検定申請時には記入せず、検定決定後に提出する際に記入する。
 「ページ」欄には、申請図書における発展的な学習内容の記述の掲載ページを示す。
 3 「記述」欄には、申請図書における発展的な学習内容の記述に付された表題等を示す。
 4 「類型」欄には、申請図書における発展的な学習内容の記述について、以下の分類により該当する記号を記入する。
 ・学習指導要領上、隣接した後の学年等の学習内容（隣接した学年等以外の学習内容であっても、当該学年等の学習内容と直接的な系統性があるものを含む）とされている内容……1
 ・学習指導要領上、どの学年等でも扱うこととされていない内容……2
 5 「関連する学習指導要領の内容や内容の取扱いに示す事項」欄には、当該学年等の学習指導要領の内容や内容の取扱いに示すどの事項と関連があるのか分かるように記入する。
 6 「ページ数」欄には、発展的な学習内容の記述が掲載されているページ数を記入する。ページの数え方は以下のとおりとする。「合計」欄には発展的な学習内容の記述の合計ページ数を記入する。
 ・0.25ページ以下…0.25ページ
 ・0.25ページを超えて0.5ページ以下…0.5ページ
 ・0.5ページを超えて0.75ページ以下…0.75ページ
 ・0.75ページを超えて1ページ以下…1ページ
 7 別紙様式第5－3号の分量は2ページ以内とする。

別紙様式第6号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日				
文部科学大臣	殿			
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
表 紙 等 提 出 届				
下記の申請図書について、表紙等の見本を 部提出します。				
受理番号				
申請図書の名 称				
著 作 者 の 氏 名				
目的とする	学 校			
	教 科			
	種 目			
	学 年			
表 紙 等 提出期限		※受 付 年月日		
(備考) ※欄には記入しない。				

別紙様式第7号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請図書の本名変更届

下記の申請図書について、以下のとおり図書の名称を変更したいので、届け出ます。

記

- 1 申請図書の名称
- 2 著作者の氏名
- 3 学校、教科、種目及び学年
- 4 受理番号

変更前	変更後

別紙様式第 8 号

___ 枚中 ___ 枚目

検 定 意 見 書

受理番号	学校	教科	種目	学年
------	----	----	----	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			

「検定基準」の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第 2 章及び第 3 章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

別紙様式第9号

検定審査不合格理由書

受理番号	学校	教科	種目	学年
------	----	----	----	----

1. 検定審査不合格理由

2. 欠陥箇所

___ 枚中 ___ 枚目

受理番号	学校	教科	種目	学年
------	----	----	----	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			

「検定基準」の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

別紙様式第10号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

不合格理由に対する反論書

年 月 日付けで通知のあった下記の申請図書に関する不合格理由に対し、別紙のとおり反論がありますので、反論書を提出します。

記

- 1 申請図書の名称
- 2 著作者の氏名
- 3 学校、教科、種目及び学年
- 4 受理番号

別紙様式第10号別紙①

(日本産業規格A列4番)

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		

受理番号

別紙様式第10号別紙②

(日本産業規格A列4番)

受理番号
教科用図書検定規則第7条第2項の規定による検定審査不合格理由に対する反論

別紙様式第11号①

(日本産業規格A列4番)

反論認否書

受理番号	学校	教科	種目	学年
番号	指摘箇所	指摘事項	反論の認めない理由	否
	ページ			

別紙様式第11号②

(日本産業規格A列4番)

反論認否書

受理番号	学校	教科	種目	学年
教科用図書検定規則第7条第2項の規定による 検定審査不合格理由に対する反論		反論の認否	認 め な い 理 由	
		認否の別		

別紙様式第12号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

検定意見に対する意見申立書

年 月 日付けで通知のあった下記の申請図書に関する検定意見
について、別紙のとおり意見がありますので、意見申立書を提出します。

記

- 1 申請図書の名称
- 2 著作者の氏名
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年
- 4 受理番号

別紙様式第12号別紙

(日本産業規格A列4番)

番号	指 摘 箇 所		指 摘 事 項	意	見
	ページ	行			

受理番号

別紙様式第13号

(日本産業規格A列4番)

申し立てられた意見の認否書

受理番号	学校	教科	種目	学年
番号	指摘箇所	指摘事項	反論の認めない理由	否
	ページ			

別紙様式第14号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

修正表提出届

年 月 日付けで検定意見の通知のあった下記の申請図書について、別紙の修正表を提出します。

記

- 1 申請図書の名称
- 2 著作者の氏名
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年
- 4 受理番号

別紙様式第14号別紙

(日本産業規格A列3番)

番号	指 摘 箇 所		原 文	修 正 文	受理番号
	ページ	行			

別紙様式第15号

(日本産業規格A列4番)

調 査 意 見 書

受理番号	学校	教科	種目	学年
------	----	----	----	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			

- (備考)
- 「番号」欄は、以下の2から4の記入の後、一つの「指摘事由」毎に通し番号を付す。この一つの「指摘事由」の対象となる「指摘箇所」・「指摘事項」が一検定意見相当箇所となる。
 - 「指摘箇所」欄及び「指摘事項」欄は、次の要領により記入する。
 - 「指摘箇所」の各欄には、当該記述箇所のページ及び行数字を記入する。挿絵、写真、図、表などの場合は、原則として「行」欄に「挿絵」などと記入する。
 - 「指摘事項」欄は、当該記述箇所を引用することにより記入する。引用の範囲は、本文、説明文などの場合は、当該欠陥に即して一語句、一文節、一文章等を単位とする。問題、注、資料、作品、挿絵、写真、図、表、目次、索引などの場合は、一つのものを単位として特定し、その中で欠陥の部位が特定されるよう記入する。その他引用によりがたい場合は、当該欠陥の対象とその内容が特定されるように記入する。

なお、「指摘事由」が同一となる複数の欠陥が内容的にひとまとまりと捉えられるときは同一の欠陥のある記述箇所が繰り返してあるときは、「指摘箇所」欄及び「指摘事項」欄には、原則として当該欠陥の初出の記述箇所を記入し、その他については、「指摘事項」欄に、続けて「以下、何ページ何行『(引用記述又は内容)』」のように記入する。
 - 「指摘事由」欄には、検定基準に即して欠陥の内容を具体的に記入する。
 - 「検定基準」欄には、適用する検定基準の項目番号を記入する。
 - 「判定」欄は、審議会を経た後に、その採否が分かるように、検定意見と判定されたものについては「○」を、検定意見と判定されなかったものについては「/」を記入する。

別紙様式第16号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

検定済図書の訂正申請書

下記の図書について、別紙のとおり訂正したいので、訂正本1部を添えて申請します。

記

- 1 図書の名称
- 2 著作者の氏名
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年
- 4 検定年月日
- 5 図書の記号・番号

別紙様式第16号別紙

(日本産業規格A列4番)

番号	訂正箇所		原文	訂正文		訂正理由
	ページ	行		訂	文	

別紙様式第17号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

検定済図書の訂正届出書

下記の図書について、別紙のとおり訂正したいので、届け出ます。

記

- 1 図書の名称
- 2 著作者の氏名
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年
- 4 検定年月日
- 5 図書の記号・番号
- 6 訂正を行おうとする時期

別紙様式第17号別紙

(日本産業規格A列4番)

番号	訂正箇所		原文	訂正文		訂正理由
	ページ	行		訂	文	

別紙様式第18号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

ウェブサイトのアドレスが
参照させる内容の変更報告書

下記の図書について、別紙のとおり変更したいので、報告します。

記

- 1 図書の名称
- 2 著作者の氏名
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年
- 4 検定年月日
- 5 図書の記号・番号
- 6 変更を行おうとする時期

別紙様式第18号別紙

(日本産業規格A列4番)

番号	変更箇所		原文	図書の記号・番号		変更理由
	ページ	行		変更	文	

別紙様式第19号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

見 本 提 出 届

下記の図書について、見本 部を提出します。

図書の名称		
申請図書の受理番号		
目的とする	学 校	
	教 科	
	種 目	
	学 年	
見本の体裁	判 型	
	ページ数	
検定審査申請年月日		年 月 日
検定決定通知年月日		年 月 日

別紙様式第20号

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

文部科学大臣 殿

住所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

奥付記載事項変更届

下記の図書について、奥付記載事項に変更がありましたので届け出ます。

記

- 1 図書の名称
- 2 著作者の氏名
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年
- 4 検定年月日
- 5 図書の記号・番号

変更内容	変更前	変更後

- 1 「変更内容」の欄には、規則第19条第2項に該当することとなる変更の内容を記入する。
- 2 変更部分が容易に判別できるよう、「変更前」及び「変更後」の変更部分に下線を施すなどする。
- 3 記載事項に追加がある場合は「変更前」の欄に追加と記入し「変更後」の欄に追加事項を記入、削除がある場合は「変更前」の欄に削除事項を記入し「変更後」の欄に削除と記入する。

学年別使用漢字一覧表 (国語)

学 校	学年

① 当該学年配当漢字	② 前学年配当漢字	③ 後の学年配当漢字及び漢字配当表掲載漢字以外の漢字
計 字	計 字	計 字

(備考) 1 本様式は、学校、学年ごとに別表とする。

2 申請図書に使用されている漢字の中で、当該学年で指導することとなる漢字のうち、小学校学習指導要領国語科の学年別漢字配当表(以下「漢字配当表」という。)で当該学年に配当されている漢字を「①」の欄に、当該学年の1学年前の学年に配当されている漢字を「②」の欄に、それぞれ記入する。ただし、中学校用図書については、「①」の欄は空欄とし、「②」の欄は漢字配当表で第6学年に配当されている漢字を記入(第3学年は記入の必要なし)する。また、それぞれの字の下には初出のページを示す。

3 「③」の欄には、申請図書に使用されている漢字の中で、当該学年より後の学年に配当されている漢字及び漢字配当表に掲載されている漢字以外の漢字を記入する。ただし、中学校用図書については、当該学年で指導することとなる常用漢字(漢字配当表に掲載されている漢字は除く)を記入する。また、それぞれの字の下に単元ごとの初出のページを示す。

4 「①」、「②」、「③」の各欄には、記入した漢字の合計数を記入する。

5 上記に相当するものが図書の巻末などに示されているときは、記載を省略してよい。

別紙様式第22号

(日本産業規格A列4番)

学年別使用漢字一覧表

学年

① 当該学年配当漢字	② 後の学年配当漢字及び漢字配当表掲載漢字以外の漢字
計 字	計 字

- (備考) 1 「①」の欄には、申請図書に使用されている漢字の中で、小学校学習指導要領国語科の学年別漢字配当表（以下「漢字配当表」という。）において当該学年に配当されている漢字を記入し、それぞれの字の下に各冊ごとの初出のページを示す。
- 2 「②」の欄には、申請図書に使用されている漢字の中で、漢字配当表において当該学年より後の学年に配当されている漢字及び漢字配当表に掲載されていない漢字以外の漢字を記入する。また、それぞれの字の下に各冊ごとの初出のページを示す。
- 3 「①」、「②」の各欄には、記入した漢字の合計数を記入する。
- 4 上記に相当するものが図書の巻末などに示されているときは、記載を省略してよい。

出典一覧表

ページ	申請図書		種別	出典				備考	
	名	称		名	称	ページ	著作者等		発行者

(備考) 1 「申請図書」の欄については次のとおりとする。

- ① 「ページ」の欄には、引用又は新たに作成した教材や資料等の申請図書における掲載ページを示す。
 - ② 「名称」の欄には、引用した教材や資料等の申請図書における名称を示す。
 - ③ 「種別」の欄には、国語教材、楽譜、写真、図、挿絵、表、グラフ、地図などの別を示す。
- 2 「出典」の欄については次のとおりとする。
- ① 出典が一般図書の場合は、当該図書の名称（版次を含む）、掲載ページ、著作者・編集者等、発行者及び発行年次を各欄に示す。
 - ② 出典が定期刊行物の場合は、発行年次等欄に巻号、発行月日等を示す。
 - ③ 出典が図書でない場合には、備考欄に資料提供者や保有者の氏名又は名称、及び当該資料に付された整理番号等を示すなど、出典を確認することが可能な情報を記入する。
- 3 出典を基に申請図書の発行者が変更を行った場合又は新たに作成を行った場合は、「備考」欄にその旨を示す。
- 4 (1) 写真等については、肖像権等の権利処理を必要に応じて行うこと。
 (2) 著作物の掲載に当たっては、著作権法第33条に基づき、掲載する旨を著作者に通知するとともに、補償金を著作権者に支払う必要があることに留意すること（別途契約を締結する場合を除く）。

備考4の内容について確認しました。

ウェブサイトのアドレスの掲載箇所一覧表

申請図書番号	申請図書		学習上の参考上に供する情報		備考
	ページ	種別	参照先	URL	
(例) 1	15	URL	〇〇省	http://www.xxxxxx.go.jp/xxxxxx/ 自社ページURL	〇〇省防災への取組のページ 防災に関する自社作成情報を掲載 別紙1添付
.....

(備考)

申請図書中に発行者が管理するウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を掲載する場合には、本表を以下のとおり作成する。

- 1 「申請図書」の欄については次のとおりとする。
 - ① 「番号」の欄は、複数のページ等に掲載されたウェブサイトのアドレスが同一のウェブサイトを参照させる場合、一つの番号にまとめて記入する。
 - ② 「ページ」の欄は、ウェブサイトのアドレスの申請図書における掲載ページを示す。
 - ③ 「種別」の欄は、URL、二次元コード等の別を示す。
- 2 「学習上の参考」の欄については次のとおりとする。
 - ① 「参照先」の欄には、発行者のページから参照させる学習上の参考にするページを作成する団体名などを記入する。
 - ② 「URL」の欄には、実際に参照させる学習上の参考にするページのURLを記載する。なお、参照先が発行者の作成したページである場合は、「自社ページURL」と記入する。
 - ③ 「概要」欄には、参照先における内容を簡潔に記入する。
- 3 申請図書中のウェブサイトのアドレスが参照させるウェブサイトの画面を印刷した紙面には、対応する本表の番号を紙面右上に付記し、本表に添付すること。
- 4 学習上の参考にする情報を示すウェブサイトの画面を印刷した紙面の場合、参照先のウェブサイトの画面を印刷した紙面を、本表に添付すること。その際、「備考」の欄に「別紙1添付」などと記載し、印刷した紙面右上に「別紙1」などと記入すること。

別紙様式第25号

(日本産業規格A列4番)

ウェブサイトのアドレスの掲載箇所一覧表

(外国語(英語)音声に係るもの)

番号	ページ	行	ウェブサイトを参照させる手段(URL、二次元コード等の別)
(例)			
1	10、12、14	脚注	URL
2	30、32、34	脚注	二次元コード

(備考)

- 1 図書の内容を音声化したファイルを掲載したウェブサイトを参照させるため、ウェブサイトのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものの掲載箇所を記入する。
- 2 複数のページ等に記載されたウェブサイトのアドレスが同一のウェブサイトを参照させる場合には、一つの番号にまとめて記入する。
- 3 ウェブサイトのアドレスが参照させるウェブサイトの画面を印刷した紙面には、対応する本表の番号を紙面右上に付記し、本表に添付する。

(2文科初第1700号)
令和3年2月15日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

教科用図書検定規則実施細則別紙様式第5-1号等の 記入要領等について（通知）

教科用図書検定規則実施細則（令和3年2月12日一部改正）の別紙様式第5-1号等の記入要領については別添1のとおりとし、検定における申請図書等の電磁的記録の取扱いについての取扱要領については別添2のとおりとしますので通知します。

なお、下記の通知については本通知をもって廃止します。

記

- 「編修趣意書の更新及び提出について」（平成29年11月7日付け初等中等教育局長通知）
- 「著作編修関係者名簿の更新及び提出について」（平成29年11月15日付け初等中等教育局長通知）
- 「外国語（英語）音声の取扱いについて」（平成30年11月22日付け初等中等教育局長通知）
- 「添付書類の電磁的記録の提出について」（平成30年11月22日付け初等中等教育局長通知）
- 「教科用図書の検定申請予定調書に基づく申請図書番号について（通知）」（平成30年11月22日付け教科書課長通知）
- 「学習上の参考に供するために教科書に掲載したウェブページのアドレ

ス等の訂正等に係る取扱いについて（通知）」（令和元年 8 月 5 日付け教科書課長通知）

（添付書類）

- （別添 1） 教科用図書検定規則実施細則別紙様式第 5 - 1 号等の記入要領
- （別添 2） 検定における申請書等の電磁的記録の取扱いについて（取扱要領）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課

TEL：03-5253-4111

（別添 1 に関する事 検定調査第二係（内線2943））

（別添 2 に関する事 教科書情報係（内線3288））

（別添 2 別紙に関する事 調査係（内線2413））

(別添1)

教科用図書検定規則実施細則別紙様式第5-1号等の記入要領

1. 別紙様式第5-1号, 第5-2号及び第5-3号<編修趣意書>

(1) 申請書類

- ① 使用する色はスミ一色(白黒)とする(カラーは不可)。
- ② 編修趣意書の様式のうち(備考)の記載は, いずれの様式においても削除する。ただし, 別紙様式第5-3号(発展的な学習内容の記述)の(備考)4の「類型」欄に記入する記号に関する説明については, 削除しないこと。
- ③ 別紙様式第5-1号(教育基本法との対照表)の「1. 編修の基本方針」以下, 及び別紙様式第5-2号(学習指導要領との対照表, 配当授業時数表)の「1. 編修上特に意を用いた点や特色」以下の外枠線は, 記入しなくても差し支えない。
- ④ 編修趣意書は, 小学校及び中学校は受理単位ごと(ただし, 「学年ごとに分冊とする」とされている受理種目は分冊ごと), 高等学校は受理種目ごとに作成すること。

(2) 検定決定通知後の更新

- ① 受理番号, 発行者の番号・略称, 教科書の記号・番号, 教科書名を記入する。
- ② 見本と整合させること。具体的には, 検定決定された内容と齟齬のある箇所や, 誤字・脱字等の記述の誤りについて修正する。
- ③ ページ数及びファイル容量の上限を超えないよう, 分量を調整すること。その際, 分量を調整するための文章や図表の修正は差し支えない。
- ④ 上記に示した事項以外の修正(表記や体裁の変更, 文章や図表の追加変更等)は認めない。
- ⑤ 検定決定後, 見本提出前に提出する訂正申請の内容を編修趣意書に記述することは避けること。

2. 別紙様式第10号別紙①及び別紙②<不合格理由に対する反論書>

(1) 別紙様式第10号別紙①

- ① 「受理番号」の欄には、申請図書 of 受理番号を記入する。
- ② 「番号」、「指摘箇所」及び「指摘事項」の欄には、反論を行おうとする箇所について、検定審査不合格理由書に記載されているそれぞれの記載事項を記入する。
- ③ 「反論」の欄には、検定審査不合格理由書に記載された「指摘事由」を踏まえた上で、反論の内容を具体的に記入する。

(2) 別紙様式第10号別紙②

- ① 「受理番号」の欄には、申請図書 of 受理番号を記入する。
- ② 「教科用図書検定規則第7条第2項の規定による検定審査不合格理由に対する反論」の欄には、検定審査不合格理由書に記載された「検定審査不合格理由」を踏まえた上で、反論の内容を具体的に記入する。

3. 別紙様式第12号別紙<検定意見に対する意見申立書>

- ① 「受理番号」の欄には、申請図書 of 受理番号を記入する。
- ② 「番号」、「指摘箇所」及び「指摘事項」の欄には、意見の申立てを行おうとする箇所について、検定意見書に記載されているそれぞれの記載事項を記入する。
- ③ 「意見」の欄には、検定意見書に記載された「指摘事由」を踏まえた上で、申し立てる意見の内容を具体的に記入する。

4. 別紙様式第16号別紙<検定済図書の訂正申請書>

(1) 申請書類

- ① 「番号」の欄には、訂正箇所ごとに一連の箇所番号を記入する。
- ② 「訂正箇所」の欄には、訂正を行う箇所のページ数字及び行数字を記入する。
- ③ 「原文」及び「訂正文」の欄の記入方法は下記による。
 - (ア) 原文と訂正文を対照して訂正内容が容易に判別できるよう、原文及び訂正文の訂正部分に下線を施すなどする。

- (イ) 原文は、検定済図書の当該箇所をコピーしたもので差し支えない。
- (ウ) 訂正文は、図、写真等の訂正については、「訂正文」の欄に本刷り若しくはこれに準ずるもの又はこれらのコピー（別紙様式第16号別紙に直接印刷したものを含む。）を添付する。
- ④ 「訂正理由」の欄には、規則第14条第1項又は第2項に該当することとなる理由を記入する。その際、学習上の支障がある場合又は変更を行うことが適切な体裁がある場合など訂正理由を具体的に示す必要のある訂正については、それぞれその支障の内容又は体裁の変更などを行うことが適切な理由を括弧書きで示すこと。また、統計資料の更新による訂正において、併せて資料の出典を変更する場合には、その理由を付記すること。必要に応じ、当該訂正理由の説明に必要な資料を提出すること。（⑤及び5. 別紙様式第17号別紙の記入要領⑥において同じ。）
- ⑤ 規則第14条第2項の統計資料の更新について、次年度供給本から更新しようとするときは、その旨を「訂正理由」の欄に括弧書きで記入する。
- ⑥ 原文と訂正文を一葉で示すことが難しい場合は、原文と訂正文を別葉にすること又は更に別紙を添付することも差し支えない。この場合の別紙の判型は、日本産業規格A列4番又はA列3番とし、図書の記号・番号を右上に付すこと。
- (2) 訂正本の作成要領
- ① 文字の訂正については、必要に応じて訂正箇所を赤色で囲み下線などを施し、訂正後の内容をワードプロセッサ等で印字した別紙を小口に添付する。ただし、訂正が1行程度以下のときは、別紙を添付せず図書に直接赤色で手書きしても差し支えない。
- ② 国語科（書写）、芸術科（書道）などにおける手書きによる文字や、図、写真等の訂正については、訂正箇所に赤色で囲みなどを施し、本刷り又はこれに準ずるものを小口又は訂正箇所に添付する。ただ

し、図版中の一部を訂正するときは、以上の処理を行った上で、訂正部分を赤色で囲み、注釈などを施すこと。

- ③ 社会科（地図）及び地理歴史科（地図）の場合は、訂正箇所のあるページに、訂正後の内容を赤色で正確に記入したトレーシングペーパーを貼る。ただし、写真、グラフ等の訂正については、②と同様の処理を行うこと。
- ④ 削除する場合は、その箇所に赤色で囲みなどを施し、「削除」と付記する。
- ⑤ 訂正箇所には、対応する別紙様式第16号別紙に記載の箇所番号を付記する。

5. 別紙様式第17号別紙〈検定済図書の訂正届出書〉

- ① 「番号」の欄には、訂正箇所ごとに一連の箇所番号を記入する。
- ② 「訂正箇所」の欄には、訂正を行う箇所のページ数字及び行数字を記入する。
- ③ 原文と訂正文を対照して訂正内容が容易に判別できるよう、原文及び訂正文の訂正部分に下線を施すなどする。
- ④ 原文は、検定済図書の当該箇所をコピーしたもので差し支えない。
- ⑤ 図、写真等の訂正については、「訂正文」の欄に本刷り若しくはこれに準ずるもの又はこれらのコピー（別紙様式第17号別紙に直接印刷したものを含む。）を添付する。
- ⑥ 規則第14条第3項の統計資料の更新について、次年度供給本から更新しようとするときは、その旨を「訂正理由」の欄に括弧書きで記入する。
- ⑦ 原文と訂正文を一葉で示すことが難しい場合は、原文と訂正文を別葉にすること又は更に別紙を添付することも差し支えない。この場合の別紙の判型は、日本産業規格A列4番又はA列3番とし、図書の記号・番号を右上に付すこと。

6. 別紙様式第18号別紙〈ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書〉

検定規則実施細則について

- ① 「番号」の欄には、変更箇所ごとに一連の箇所番号を記入する。
- ② 「変更箇所」の欄には、変更を行う参照させる内容の二次元コード等を記載した箇所のページ数字及び行数字を記入する。
- ③ 原文と変更文を対照して変更内容が容易に判別できるよう、原文及び変更文の変更部分に下線を施すなどする。
- ④ 原文は、検定済図書の該当箇所のコピー又は一次遷移画面^{※1}（又は二次遷移画面^{※2}）の当該箇所をコピーしたもので差し支えない。
- ⑤ 「変更理由」の欄には、変更が必要となった事由について簡潔に記載する。
- ⑥ 原文と変更文を一葉で示すことが難しい場合は、原文と変更文を別葉にすること又は更に別紙を添付することも差し支えない。この場合の別紙の判型は、日本産業規格A列4番又はA列3番とし、図書の記号・番号を右上に付すこと。
- ⑦ 動画の場合は、内容を象徴する画面部分を抜き出すこと。

※1 教科書に掲載されたアドレス等が最初に参照させる画面（発行者が管理するもの）

※2 一次遷移画面にリンクが貼られている、発行者が学習上の参考に供するために参照させるウェブサイトの画面

(別添2)

検定における申請書等の電磁的記録の取扱いについて (取扱要領)

以下1.～8.に示す手続きを行う場合、書面による提出に代えて電磁的記録による提出ができることとする。

なお、本取扱要領における期日については以下のとおり取り扱うこととする。

※年末・年始の期間(12月29日～1月3日)が含まれるときは、その日数を加算する。

※提出期限が行政機関の休日(土曜日、日曜日、祝日)に当たる場合は、休日の翌日を期限とみなす。

1. 検定申請書の提出について(教科用図書検定規則実施細則(平成元年10月17日文部大臣裁定。以下「細則」という。)第1の1関係)

(1) 対象となる書類:細則別紙様式第1号の「検定審査申請書」、別紙様式第2号の「著作編修関係者名簿」、別紙様式第3号の「申請図書等公開同意書」及び別紙様式第4号の「誓約書」

(2) 対象となる書類の提出期限:申請図書の到着日まで

2. 申請図書の提出について(細則第1の2関係)

(1) 対象となる書類

対象となる書類①:申請図書の「表紙」及び別紙様式第6号の「表紙等提出届」

※ただし、「申請図書」と「表紙」の本刷りについては対象としない。

対象となる書類②:細則別記の「①編修趣意書」、「②学年別使用漢字一覧表」、「③常用漢字以外の使用漢字一覧表」、「④音訓一覧表」、「⑤出典一覧表」、「⑥用語・記号リスト」、「⑦生物重要用語リスト」、「⑧発音記号の表記に関する方針」、「⑨外国語(英語)

語彙リスト」, 「⑩外国語（英語）スクリプト」, 「⑫解答一覧表」, 「⑬コンピュータプログラム等関連ファイル」, 「⑭ウェブサイトのアドレス等の掲載箇所一覧表」及び「⑮ウェブサイトのアドレス等の掲載箇所一覧表（外国語（英語）音声に係るもの）」

※「①編修趣意書」については、別紙様式第5-1号から第5-3号までを1つのファイルにまとめること。また、1つのファイル当たりの容量は4MB以下とすること。

対象となる書類③：別記の「⑪外国語（英語）音声」

※音声のファイル形式はMP3形式とする。

※受理番号, 学校種, 教科, 種目, 学年, 各音声のファイル名及び当該音声の申請図書における該当ページ, 再生時間等を記載した資料（以下、「補足資料」という。）を作成すること。

対象となる書類④：別紙様式第7号の「申請図書の書名変更届」

(2) 対象となる書類の提出期限・時期

対象となる書類①：申請図書を提出した日の翌日から起算して84日以内（細則第1の2(2)①イ）

対象となる書類②：申請図書の到着日まで

対象となる書類③：申請図書を提出した日の翌日から起算して35日以内

対象となる書類④：検定の申請から決定までの間に申請図書の名称の変更を行おうとするとき

3. 不合格理由の事前通知及び反論の聴取について（細則第2の3関係）

(1) 対象となる書類：別紙様式第10号の「不合格理由に対する反論書」, 別紙①及び別紙②

- (2) 対象となる書類の提出期限：検定審査不合格の事前通知のあった日の翌日から起算して20日以内（教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。）第8条第2項）
4. 検定意見に対する意見の申立てについて（細則第2の4関係）
- (1) 対象となる書類：別紙様式第12号の「検定意見に対する意見申立書」及び別紙
- (2) 対象となる書類の提出期限：検定意見の通知のあった日の翌日から起算して20日以内（規則第9条）
5. 申請図書の修正について（細則第2の5関係）
- (1) 対象となる書類
- 対象となる書類①：別紙様式第14号の「修正表提出届」及び別紙の「修正表」
- ※ただし、「修正表」正1部については対象としない。
- 対象となる書類②：別記の「⑪外国語（英語）音声」
- (2) 対象となる書類の提出期限
- 対象となる書類①：検定意見の通知のあった日の翌日から起算して35日以内（細則第2の5(1)の①）
- 対象となる書類②：修正表を提出した日の翌日から起算して42日以内
- ※検定基準〔外国語科〕1(4)の検定意見に従った修正として、外国語（英語）音声の変更により対応を行う場合。
6. 検定済図書の訂正等について（細則第3関係）
- (1) 対象となる書類
- 対象となる書類①：別紙様式第16号の「検定済図書の訂正申請書」及び別紙

検定規則実施細則について

※ただし、「訂正本」については対象としない。

対象となる書類②：別紙様式第17号の「検定済図書の訂正届出書」及び別紙

対象となる書類③：別紙様式第18号の「ウェブサイトのアドレス等が参照させる内容の変更報告書」及び別紙

(2) 対象となる書類の提出時期

基本的に随時とする。ただし、規則第14条第2項については、細則第3(1)に規定する日以降とする。

7. 見本の提出について（細則第4関係）

(1) 対象となる書類：別紙の「①編修趣意書」

※ただし、別紙様式第19号の「見本提出届」、「見本」は対象としない。

※「①編修趣意書」については、別紙様式第5-1号から第5-3号までを1つのファイルにまとめ、1ファイル当たりの容量は4MB以下とすること。

※提出された編修趣意書のウェブサイト掲載については、本取扱要領に添付の【別紙】を参照すること。

(2) 対象となる書類の提出期限：検定決定通知日の翌日から起算して10日以内

8. 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出（細則第6関係）

(1) 対象となる書類：別紙様式第20号の「奥付記載事項変更届」

(2) 対象となる書類の提出時期：規則第19条第2項の記載に変更を行うとするととき

9. 提出方法

検定における申請書等の電磁的記録の提出は、以下のいずれかによること。

(1) 検定申請用アドレスへの電子メールによる提出

検定申請用アドレス：kentei@mext.go.jp

※提出された資料の連絡調整は、当該教科・種目の検定を担当する係（検定調査第一係，検定調査第二係，検定調査第三係，教科書情報係）が行う。

- (2) 電磁的記録媒体（以下、「記録媒体」という。）による提出
記録媒体は、日本産業規格X 0606形式又はX 0610形式に適合する120mm光ディスクとする。

※CD-R，DVD-Rなど

10. 提出部数

全て1部とする。

11. 留意事項

- 提出に当たって、1つの電子メール又は記録媒体には、1件の申請に係る電磁的記録とすること。
- 書類のファイル形式は、特段の指定がない限りPDF形式とすること。
- ウィルス・チェックを必ず実施すること。
- セキュリティロック，コピーガードはかけないこと。

【別紙】

編修趣意書のウェブサイト掲載について

1. ウェブサイト掲載の目的

教科書の編集の趣旨や基本方針などについて、広く国民や学校教育の関係者などに公開し、内容についての理解を促進する観点から、編修趣意書を文部科学省ホームページに掲載する。

これにより、採択関係者において十分な調査・研究に基づく適正な教科書採択が行われることに資するとともに、教科書発行者に公正な宣伝の機会を与え、発行者個々の宣伝行為自粛を徹底する。

2. ウェブサイト掲載の流れ

<p>①編修趣意書の更新、校正</p> <ul style="list-style-type: none"> 検定申請時に提出した編修趣意書を、取扱要領に従い更新 その後、原稿をPDFに変換し、文字化けがないか等を確認 <p>※提出したPDFファイルが最終的に掲載するファイルとなるため、留意すること。</p>	<p>発行者</p>
<p>②編修趣意書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 編修趣意書のPDFファイルを電子メールにて文部科学省へ提出 	<p>発行者 (検定決定通知日の翌日から起算して10日以内)</p>
<p>③ ウェブサイトの公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 編修趣意書をウェブサイトにて公開 	<p>文部科学省 (5月上旬目途)</p>

3. 留意事項

- 編修趣意書の作成者は各発行者であることから、検定決定された内容と齟齬がないか、誤字・脱字等の記述の誤りがないか等の校正は、各発行者の責任において行うこと。
- 教科書の内容と異なる記述、教科書の内容に関係のない記述、過当な宣伝となるおそれのある記述、他の発行者の教科書の内容を誹謗・中

傷する記述等、編修趣意書のウェブサイト掲載の目的を逸脱する記述がある場合には、掲載を取りやめることがあること。

4. その他

教科書発行者に公正な宣伝の機会を与えることを鑑み、平成25年度以前に検定された教科書を発行する発行者のうち、平成29年度以降の検定で合格した図書と同種目の図書（学習指導要領（平成21年3月）に基づいて編集された図書に限る。）の発行者は、平成29年8月に改正された様式による編修趣意書のウェブサイトへの掲載を希望することができる。なお、編修趣意書の作成・掲載を希望しない場合は、従来の編集趣意書の掲載も可能とする。

(2文科初第1700号)
令和3年2月15日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

瀧本 寛

検定済図書の訂正内容の通知の方法について（通知）

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。）第15条第3項及び教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日文部大臣裁定。以下「細則」という。）第3(7)訂正内容の周知に規定する、検定済図書の訂正内容の通知の方法については下記のとおりとしますので、実施に当たっての御協力をお願いします。

なお、この通知は、細則第3(7)の規定が令和3年8月1日から施行されることに伴い、同日以降から適用しますので、各教科書発行者においては、遺漏のないようお願いします。

記

1. 訂正内容の各教科書発行者のウェブサイトへの掲載

教科書発行者において、検定を経た図書について規則第14条第1項、第2項及び第3項に基づき訂正を行った場合、訂正の内容について各教科書発行者のウェブサイトに掲載してください。

訂正内容を掲載するに当たっては、客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実に係る記載や学習上の支障を生ずるおそれのある記載の訂正等については、学校の教員や児童生徒、設置者等に対して確実に伝わるよう、ウェブサイト上でそのような訂正内容であることを明示した上で閲覧

しやすい位置に掲載し、教科書の体裁に係る軽微な訂正等については必要に応じ参照できる形で掲載するなど、学校や設置者等において必要性の高いものを優先的に確認できるよう、掲載の際、工夫を講じてください。

一般社団法人教科書協会（以下「協会」という。）のウェブサイトに、新たに訂正内容に関する一元的な周知のためのページを作成することとなりました。協会において、当該ページに協会の会員である教科書発行者が作成するウェブサイトとのリンクを貼りますので、御協力ください。

より詳細な掲載の方法については、協会より別途提示される文書を参照してください。

2. 訂正内容の学校の校長等への通知

教科書発行者は、検定済図書の訂正内容をウェブサイトに掲載した場合、図書を使用している学校の校長、当該学校を所管する教育委員会、当該学校の存する都道府県の教育委員会に対し、適切な時期に、電子メールや郵送等の方法により、訂正内容をウェブサイトに掲載した旨、通知してください。

通知先である全国の学校、学校を所管する教育委員会、学校の存する都道府県の教育委員会のメールアドレスについては協会から会員である教科書発行者に対して情報提供を行う予定です。会員である教科書発行者においては、当該メールアドレスを活用し、各通知先に通知してください。

通知する時期については、学期開始前など一年に数回を目安として、訂正内容に係る学習上の支障の程度や、受け取る側の学校や教育委員会に過重な負担とならないようにする観点等も考慮し、各教科書発行者において適切な時期を判断してください。

【連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課
検定調査第二係
TEL：03-5253-4111（内線2943）

検定審査申請書等の提出方法及び検定審査料の納付方法について

(2文科初第1700号)
令和3年2月15日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

瀧本 寛

検定審査申請書等の提出方法及び検定審査料の 納付方法について（通知）

教科用図書検定規則実施細則（令和3年2月12日一部改正）における検定審査申請書等の提出方法については、別添1の取扱要領のとおりとしますので通知します。また、教科用図書検定規則（令和3年2月8日一部改正）における検定審査料の納付方法についても、別添2の取扱要領のとおりとしますので通知します。

なお、検定審査料の納付方法については、令和3年4月以降に申請される教科用図書から適用しますので、各教科書発行者におかれては、遺漏のないようお願いいたします。

【連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課

TEL：03-5253-4111

検定調査第二係（内線2943）

(別添1)

検定審査申請書等の提出方法等について（取扱要領）

<郵送等による提出又は文部科学省窓口での提出の場合（共通）>

1. 検定申請日の事前登録

- 検定申請にあたっては、本取扱要領に添付の【別紙】<検定の申請に当たっての事前提出チェックリスト>により、「1. 目的とする学校・教科・種目及び学年について」「2. 申請図書提出方法について」「3. 添付書類の提出方法について」「4. 発行者問合せ先」について、申請期間の前々週の月曜日から金曜日までに【kentei@mext.go.jp】へ登録すること。
- 受理の予定日については、前週の月曜日に各者の希望を調整のうえ、送付されたメールに返信する形でお知らせする。
- 実際の受理日は、申請図書及び検定審査申請書（添付書類を含む）の両方が文部科学省初等中等教育局教科書課（以下、単に「教科書課」という。）に到着した日とする。

<郵送等による提出の場合>

1. 提出先等

- 宛先：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局教科書課検定調査第二係
- 送付ラベルの品名：申請図書在中

2. 留意点

- 受理期間中に教科書課に到着するように発送すること。
- 郵送等の場合は、教科書課への到着日を原則水曜日必着までとする。
- 発送トラブル等が起きた場合の対応はできかねるため、できるだけ余裕をもって発送すること。
- 各者において、発送物の追跡確認ができるようにすること。
- 「検定審査申請書」の日付は発送日とすること。

検定審査申請書等の提出方法及び検定審査料の納付方法について

- 教科書課は、郵送等で検定審査申請書等が到着した後、到着確認も含めて発行者へ電子メールにて連絡する。

(別添2)

検定審査料の納付方法について (取扱要領)

1. 検定審査料の納入告知書による納付について

検定審査料の納付については、納入告知書によるものとする。納入告知書に記載された期日までに検定審査料が納付されない時は、教科用図書検定規則第13条第3項に基づき、当該申請は取り下げたものとみなされることとなるため、下記2～5を確認の上、遺漏のないよう取り扱うこと。

2. 検定審査料の納付方法

(1) 申請図書の受理期間終了から一週間を目途に、教科書課から「検定審査料の納入について(通知)」及び「納入告知書」を郵送にて送付する。

(2) 「納入告知書」に記載された期日[※]までに発行者が検定審査料を納付する。

※「検定審査料の納入について(通知)」の通知日から20日後

3. 納付場所

- 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店(全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所属収入官吏
- ペイジーに対応した金融機関のATM又はインターネットバンキング

4. 留意事項

(1) 1つの受理期間単位で、1者につき1通の納入告知書をまとめて作成する。ただし、内訳については「検定審査料の納入について(通知)」に記載する。例) 4月第1週の受理期間に同発行者の数学Ⅱ2点、論理国語2点を受理した場合、4点分の検定審査料の納入告知書となる。

(2) 教科用図書検定規則第13条第5項に規定しているとおり、検定審査料は納付した後においては返還できないため、留意すること。

(3) 検定申請後、納入告知書が届かない場合や紛失した場合には、すみやかに文部科学省に連絡すること。ただし、納付の期日は変更できな

検定審査申請書等の提出方法及び検定審査料の納付方法について

いため、厳に留意すること。

5. その他

本取扱要領については、令和3年4月以降に申請される教科用図書から適用する。

【別紙】

検定の申請に当たっての事前提出チェックリスト

検定の申請に当たっては、以下、1.～4.までの各項目について、確認の上、【5. 提出期間】に【6. 提出先】まで提出すること。

なお、提出の際、メールの件名は【検定申請予約（発行者名・教科・種目）】とすること。

1. 目的とする学校・教科・種目及び学年について

学校	
教科	
種目	
学年	

2. 申請図書の提出方法について

郵送	
持参	

郵送の場合は到着予定日、持参の場合は希望日時を第3希望まで記載してください。

		日にち	午前・午後
到着予定日			
希望日時	第1希望		
	第2希望		
	第3希望		

検定審査申請書等の提出方法及び検定審査料の納付方法について

3. 添付書類の提出方法について

郵送	
持参	
電磁的記録	

電磁的記録による提出の場合、その提出方法について

電磁的記録媒体（DVD等）による提出	
メール添付等による提出	
文部科学省ファイル転送システムによる提出	

4. 発行者問合せ先

担当者名			
電話番号			
メールアドレス			

5. 提出期間：申請期間の前々週の月曜日から金曜日まで

6. 提出先：kentei@mext.go.jp

7. (留意事項)

- 持参による受理日は、各者の希望を調整のうえ、前週の月曜日に【提出されたメールに返信する形】で回答します。なお、月曜日に回答がなかった場合は、御連絡ください。
- 検定申請の具体的な方法については、事前送付等を含め柔軟に対応することが可能ですので、ご希望がある場合には文部科学省まで御相談ください。

(事務連絡)
令和3年2月15日

各教科書発行者 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

電磁的記録による提出時の申請書類等の名称等について (事務連絡)

標記について、下記のとおり取扱うため、各教科書発行者においては、
遺漏のないようお願いします。

記

- 検定の申請におけるファイルはZIPファイル等で一つにまとめること。
その際の名称は以下によること。学校種コード及び教科コードについては、別紙を参照すること。
「学校種コード_教科コード_申請図書番号_申請書類等一式(発行者名)」
- 検定の申請時など1ファイルの容量が10MBを超えるなど電子メールへの添付ができない場合には、文部科学省のファイル転送システムへのアップロードによる対応も可能です。ファイル転送システムの利用を希望する場合は、検定申請用アドレス[kentei@mext.go.jp]まで連絡すること。
- 電子メールの件名は、申請の内容及び発行者名が分かる形で記載してください。
 - 例1)【依頼】ファイル転送システムの利用について(検定申請_芸術_音楽I_発行者名)
 - 例2)【依頼】訂正申請(小・理科)について(教科書記号・番号_発行者名)

電磁的記録による提出時の申請書類等の名称等について

○検定の申請におけるファイル名称は以下によること。(数字はいずれも半角とする。)

「学校種コード_教科コード_申請図書番号_任意の名称」

※ファイル名中の「(任意の名称)」は、添付書面の内容を表す標目とする。「(任意の名称)」の文字数は、全角文字で82文字以内とし、ファイルの拡張子は「.pdf」, 「.xlsx」とし、その文字は半角とする。

例1) 小学校 国語 国語 申請図書番号 (ZZZ-ZZZ)

検定審査申請書 (PDFファイル)

[21_ZZZ-ZZZ_検定審査申請書.pdf]

例2) 小学校 国語 書写 申請図書番号 (ZZZ-YYY) 編修趣意書

(PDFファイル) [21_ZZZ-YYY_検定審査申請書.pdf]

例3) 高等学校 外国語 英語コミュニケーションI 受理番号

(ZZZ-XXX) 外国語(英語) 語彙リスト (エクセルファイル)

[4H_ZZZ-XXX_外国語(英語) 語彙リスト.xlsx]

(別紙)

文部科学省「教育データ標準」に基づき、学校種コード等は以下のとおりとする。

1. 学校種コード

学校種コード	学校種
2	小学校
3	中学校
4	高等学校

2. 教科コード

教科コード	(小学校)	(中学校)	(高等学校)
1	国語	国語	国語
2	社会	社会	-
3	-	-	地理歴史
4	-	-	公民
5	算数	数学	数学
6	理科	理科	理科
7	生活	-	-
8	音楽	音楽	-
9	図画工作	-	-
A	-	美術	-
B	-	-	芸術
C	-	技術・家庭	-
F	家庭	-	家庭
G	体育	保健体育	保健体育
H	外国語	外国語	外国語
I	-	-	情報
J	-	-	理数
K	道徳	道徳	-
P	-	-	農業
Q	-	-	工業
R	-	-	商業
T	-	-	水産
U	-	-	家庭(専門)
W	-	-	看護
X	-	-	情報(専門)
Y	-	-	福祉

(参考)

教科書検定における申請書類等の電磁的記録による提出の取扱い一覧表

1. 検定審査申請書の提出について

項目	提出期日	ファイル形式
検定審査申請書	申請図書の到着日まで	PDF (.pdf)
著作編修関係者名簿		PDF (.pdf)
申請図書等公開同意書		PDF (.pdf)
誓約書		PDF (.pdf)

2. 申請図書の提出について

項目	提出期日	ファイル形式
表紙(本刷りを除く)	申請図書の提出をした日の翌日から起算して84日以内(細則第1の2(2)①イ)	PDF (.pdf)
編修趣意書	検定の申請を行う日まで	PDF (.pdf)
学年別使用漢字一覧表		PDF (.pdf)
常用漢字以外の使用漢字一覧表		PDF (.pdf)
音訓一覧表		PDF (.pdf)
出典一覧表		PDF (.pdf)
用語・記号リスト		PDF (.pdf)
生物重要用語リスト		エクセル (.xlsx)
発音記号の表記に関する方針		PDF (.pdf)
外国語(英語)語彙リスト		エクセル (.xlsx)
外国語(英語)スクリプト		PDF (.pdf) 又はワード (.docx)
解答一覧表		PDF (.pdf)
コンピュータプログラミング等関連ファイル		-
ウェブサイトのアドレス等の掲載箇所一覧表		エクセル(.xlsx)
ウェブサイトのアドレス等の掲載箇所一覧表(外国語(英語)音声に係るもの)		エクセル(.xlsx)
外国語(英語)音声及び補足資料	申請図書を提出した日の翌日から起算して35日以内	MP3 (.mp3) 及びPDF (.pdf)
申請図書の書名変更届	検定の申請から決定までの間に申請図書の名称の変更を行おうとするとき	PDF (.pdf)

3. 反論の聴取及び検定意見に対する意見の申立てについて

項目	提出期日	ファイル形式
不合格理由に対する反論書及び別紙①又は別紙②	検定審査不合格の事前通知のあった日の翌日から起算して20日以内 (規則第8条第2項)	PDF (.pdf)

4. 反論の聴取及び検定意見に対する意見の申立てについて

項目	提出期日	ファイル形式
検定意見に対する意見申立書及び別紙	検定意見の通知のあった日の翌日から起算して20日以内(規則第9条)	PDF (.pdf)

5. 申請図書の修正について

項目	提出期日	ファイル形式
修正表提出届	検定意見の通知をあった日の翌日から起算して35日以内 (実施細則第2の5(1)の①)	PDF (.pdf)
修正表(正1部を除く)		PDF (.pdf)
外国語(英語)音声	修正表を提出した日の翌日から起算して42日以内とする。	PDF (.pdf)

6. 検定済図書の訂正等について

項目	提出期日	ファイル形式
検定済図書の訂正申請書及び別紙	基本的に随時とする。 ただし、規則第14条第2項については、細則第3(1)に規定する日以降とする。	PDF (.pdf)
検定済図書の訂正届出書及び別紙		PDF (.pdf)
検定済図書のウェブサイトのアドレス等が参照させる内容の変更報告書及び別紙		PDF (.pdf)

電磁的記録による提出時の申請書類等の名称等について

7. 見本の提出について

項目	提出期日	ファイル形式
編修趣意書	検定決定通知日の翌日から起算して10日以内	PDF (.pdf)

8. 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出について

項目	提出期日	ファイル形式
奥付記載事項変更届	規則第19条第2項の記載に変更を行おうとするとき	PDF (.pdf)

訂正申請書及びウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書に関する留意事項について

(事務連絡)
(令和3年2月15日)

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

訂正申請書及びウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書に関する留意事項について

教科用図書検定規則（以下「規則」という。）及び教科用図検定規則実施細則（以下「実施細則」という。）に規定されている検定済図書の訂正については、「検定に伴う諸手続きについて」（平成30年3月9日付事務連絡）において訂正申請の訂正理由欄の記載方法についてお知らせしておりますが、今般、規則及び実施細則が一部改正されたことから、改めて下記のとおりお知らせします。

また、実施細則の一部改正（令和3年2月12日）に伴い、「教科用図書検定規則実施細則別紙様式第5-1号等の記入要領等について」（令和3年2月15日付初等中等教育局長通知）により、ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書（実施細則別紙様式第18号別紙）の記入要領が定められたことを踏まえ、記入の際の留意事項について併せて下記のとおりお知らせします。

各教科書発行者におかれては、社内での周知等について御理解、御協力のほどよろしく申し上げます。

記

1. 訂正申請書の訂正理由欄に関する留意事項

検定済図書の訂正に係る訂正申請書の訂正理由欄については、従前と同様、以下のように記載してください。

①規則第14条第1項にかかる訂正申請

「誤記等」(注:「誤記」「誤植」「脱字」に該当するもの)

「誤った事実の記載」

「客観的事情の変更に伴い誤りとなった事実の記載」

「客観的事情の変更に伴う学習上の支障」※

②規則第14条第2項にかかる訂正申請

「更新が適切な事実の記載」

「更新が適切な統計資料」

「変更が適切な体裁, 記載」※

○「※」印を付した訂正理由については、実施細則に基づき、学習上の支障の内容又は体裁や記載の変更を行うことが適切な理由を括弧書きで示してください。

○訂正理由欄の記載に当たっては、規則第14条第1項及び第2項に該当する事例として示した「検定済図書の訂正申請について(訂正理由の分類ごとの具体例等)」(別紙1)を十分参照の上、記載してください。

2. ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書に関する留意事項

①ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更(追加・削除を含む。)に当たって、教科書中の記載を変更する場合は、別紙様式第16号に基づく訂正申請を行い、当該訂正申請において、ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更についてもその内容が明確になるようにしてください。教科書中の記載の変更を伴わない場合は、別紙様式第18号に基づく変更報告を行ってください。

②実施細則別紙様式第16号別紙及び別紙様式第18号別紙について、記入要領は別紙2を、記入例は別紙3をそれぞれ参照の上、記載してください。

訂正申請書及びウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書に関する留意事項について

- ③ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更を行うに当たっては、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、適切な内容としてください。
- ④学習上の参考に供する情報を掲載したウェブページの管理については、発行者が責任を持って行い、教師及び児童又は生徒が安心して利用できるようにしてください。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課
検定調査第三係

TEL：03-5253-4111（内線3295）

(別紙1)

検定済図書の訂正申請について (訂正理由の分類ごとの具体例等)

検定済図書の訂正申請について、これまでに承認された具体例などを中心に訂正申請の分類ごとに参考として示すものです。

教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）

第3章検定済図書の訂正

(検定済図書の訂正)

第14条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載若しくは学習する上に支障を生ずるおそれのある記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2～5（略）

1. 第14条第1項の内容

①誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載

(例) 地名、人名、生没年、ルビ等の間違い

- ・「茨城県」を「茨木県」と記述している場合

文意が理解できない表記

- ・「ですが」を「でをが」や「だが」などと表記している場合

明白なイラストの書き間違い等

- ・人物等のプライバシーに関する表現等への配慮が必要と思われる場合

- ・児童生徒の安全配慮上、特に必要と思われる場合

②客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載

(例) 法律や規則等の改正などにより変更された事実

訂正申請書及びウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書に関する留意事項について

- ・消費税の引き上げにより税率表記を変更する場合
- ・国名、市町村名の変更により記述を変更する場合
- ・統計法や国際単位の変更により統計単位の表示を変更する場合
- ・検定後に作者が死亡したことにより、没年を記載する場合
- ・議員定数の変更により記述を変更する場合

③客観的事情の変更に伴い学習する上に支障を生ずるおそれのある記載

(例) 児童生徒が当該内容を学習する上で特に必要と思われる又は適切な扱いが求められる社会的事象など

- ・写真などで申請前に書面等で許諾を取ったが、申請後やむを得ない理由などで許諾が得られなくなった場合（理由書等の提出を求める場合もある）
 - ・写真の人物等の使用が学習上不適切となった場合（事件・事故等）
 - ・改元により年号を変更する場合
 - ・法令改正に伴い、施行のタイミングの到来による表現の修正
（「消費税は10%に引き上げられます」→「引き上げられました」）
- ※記載のうち「明白に誤り」となる場合には、「1. ②」で対応する場合もある

教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）

第3章 検定済図書の訂正

（検定済図書の訂正）

第14条（略）

- 2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁その他の記載（検定を経た図書の基本的な構成を変更しないものに限る。次項について同じ。）があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣が別に定める日以降に申請を行い、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

3～5（略）

2. 第14条第2項の内容

①更新を行うことが適切な事実の記載

（例）最新の状況に合わせるため、記述や写真を追加・変更する場合
（法律や規則等の改正などを根拠としないもの）

- ・リオオリンピックの写真を東京オリンピックの写真に変更する場合
- ・新たに日本人ノーベル賞受賞者が出たため、当該人物の名前を追加する場合
- ・年表や経緯を表す図表に年月経過により新しい事項を追加する（統計資料の更新以外）場合
- ・本文・側注等に記載された数値を更新する場合

②更新を行うことが適切な統計資料の記載

（例）最新の統計資料が公表されたため、統計資料を更新する場合

- ※「統計資料」は図や表に表されたものを指し、本文・側注等に記述された数値は検定基準2-(11)の統計資料として扱わないため、「2. ①」で対応

③変更を行うことが適切な体裁その他の記載

（例）図書の見やすさや分かりやすさ等を適切にするために必要な体裁や表現の変更

- ・レイアウト、色味、罫線枠線などを変更する場合（ユニバーサルデザインへの対応を含む）
- ・表記を統一する場合（語句、表現、レイアウト、改行位置、分かち書きなど）
- ・イラストの統一（靴や服装の色を合わせる。ズボンを半ズボンに合わせるなど）
- ・側注の場所を見やすい場所に移動させる場合
- ・練習問題を本文中の設問の内容とより関連付けるため変更する場合

訂正申請書及びウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書に関する留意事項について

合

- 著作権料の変更などにより，写真や題材を差し替える必要がある場合
(※基本的に著作権処理上の問題は申請時に完了していることが前提)

【備考】

- 各教科の学習内容等を踏まえて判断しますので，上記の内容で認められるものとは限りません。
- ここで示したものはあくまで例示であり，判断に迷う場合は担当係まで御相談ください。
- 平成31年3月に教科書協会を通じて提示したのから内容的な変更はありません。

(別紙2)

ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更に係る 訂正申請又は変更報告を行う際の記入例について

○ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更を伴う際に、訂正申請を行う場合(下記Ⅰ)及び変更報告を行う場合(下記Ⅱ)ごとに記入例を以下に示していますので、各様式への実際の記入例(別紙3)も参照の上、各様式を作成する際の参考としてください。

また、別紙様式第16号別紙及び別紙様式第18号別紙にはハイパーリンクを貼ることとし、併せて電子媒体を提出してください。

(提出先：kentei@mext.go.jp)

Ⅰ. 教科書上の記載事項(ウェブサイトのアドレス等)を変更する場合(訂正申請)

【別紙様式第16号別紙】

＜具体例①＞参照先ウェブサイト(二次遷移画面)の情報がリンク切れとなったため、教科書に掲載された二次元コードを削除したい。

原文：検定済図書該当箇所のコピーを貼付し、削除対象二次元コードを赤で囲む。

訂正文：「削除」と記入する。

訂正理由：「変更が適切な体裁・記載(参照情報がリンク切れのため)」

＜具体例②＞発行者側の事情(ウェブサイトの管理運営上の問題等)により、教科書に掲載するウェブサイト(一次遷移画面)のアドレスを変更したい。

(一次遷移画面の内容には変更がない場合)

原文：変更前のウェブサイトのアドレスを記入する。

訂正文：変更後のウェブサイトのアドレスを記入する。

訂正理由：「変更が適切な体裁・記載(ウェブサイトのアドレスを変更したため)」

＜具体例③＞発行者が管理するウェブサイトに学習上の参考に供する情報があるのに、教科書の対応ページに二次元コードが記載されていなかったため、追記したい。

原文：①追加したい箇所が特定できるように、検定済図書の該当箇所のコピーを貼付する。

②一次遷移画面の該当箇所と二次遷移画面の該当箇所（動画の場合は、内容を象徴する画面部分）のコピーを貼付する。

訂正文：①二次元コードが追記された本刷り等を貼付し、二次元コードを赤で囲む。（原文と訂正文は、対照して分かるようにする。）

②一次遷移画面の該当箇所と二次遷移画面の該当箇所に「変更なし」と記載する。

訂正理由：「変更が適切な体裁・記載（学習上の参考情報にアクセスする二次元コードが脱落していた）」

II. ウェブサイトのアドレスが参照させる内容に関する上記以外の変更の場合（変更報告）【別紙様式第18号別紙】

※変更理由の記載に当たっては、変更の趣旨や概要が分かるように工夫すること。

＜具体例①-1＞一次遷移画面の内容を変更する。

原文：①検定済図書の該当箇所のコピーを貼付する。

②一次遷移画面のコピーを貼付する。

変更文：①「変更なし」と記入する。②変更後の一次遷移画面のコピーを貼付する。

変更理由：「変更が適切な体裁・記載（より適切な表現にするため）」

＜具体例①-2＞二次遷移画面を変更する（自社製コンテンツの内容を変更する）

原文：①検定済図書の該当箇所のコピーを貼付する。

②一次遷移画面のコピーを貼付する。

③二次遷移画面のコピーを貼付する。

変更文：①及び②「変更なし」と記入する。

③変更後の二次遷移画面※のコピーを貼付する。コンテンツが音声や動画の場合も含め、その旨及び概要を併記すること。

変更理由：「変更が適切な体裁・記載（学習者により分かりやすくするため）」

※動画の場合は、内容を象徴する画面部分を抜き出すこと。なお、必要に応じて、別途、音声又は動画データの提供を求められます。

＜具体例②＞学習上の参考情報を変更する（二次遷移画面となるリンク先を変更する）

原文：①検定済図書の該当箇所のコピーを貼付する。

②一次遷移画面のコピーを貼付する。

③二次遷移画面のウェブサイトのアドレス※を記入する。

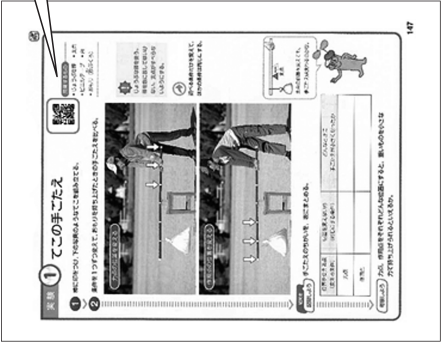
変更文：①及び②「変更なし」と記入する。③変更後の二次遷移画面のウェブサイトのアドレス※を記入し、変更後の画面のコピーを貼付する。

変更理由：「変更が適切な体裁・記載（参考情報をより良いものに変更するため）」

別紙様式第16号別紙

(日本産業規格A列4番)

I. 具体例①

訂正箇所 ページ	原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
1 147 上段		<p>削除</p>	<p>変更が適切な体裁・記載 (参照情報がリンク切れのため)</p>
<p>教科書発行者のウェブページを経由して参照させていたウェブページがリンク切れとなったため、当該参考情報へのリンクを示すQRコードを教科書の該当ページから削除するため。</p>			

(別紙3)

別紙様式第16号別紙

(日本産業規格A列4番)

I. 具体例②

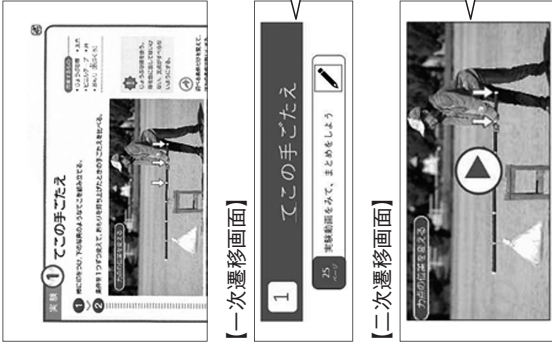
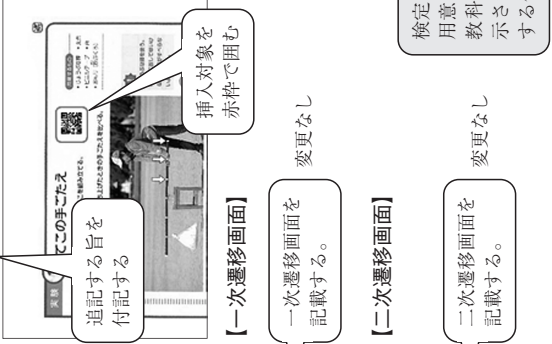
		図書の記号・番号		
訂正 番号	訂正 箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文	訂 正 理 由

教科書からの直接のリンク先である教科書発行者のウェブページアドレスを変更する例

別紙様式第16号別紙

(日本産業規格A列4番)

I. 具体例③

訂正箇所 番号	訂正箇所 ページ	訂正箇所 行	訂正理由		
			原 文	訂 正 文	
1	147	上段	 <p>【一次遷移画面】</p> <p>1 この手ごたえ</p> <p>実際の画面をみて、まじめ見しよう</p> <p>【二次遷移画面】</p>	 <p>二次元コードを挿入する。</p> <p>追記する旨を付記する</p> <p>【一次遷移画面】</p> <p>挿入対象を赤枠で囲む</p> <p>【二次遷移画面】</p> <p>二次元コードを挿入する。</p> <p>追記する旨を付記する</p>	<p>変更が適切な体裁・記載(学習上の参考情報にアクセスする二次元コードが脱落していた)</p>

検定申請時より、学習上の参考情報が用意されていた(添付資料を提出)が、教科書の該当ページにQRコードが表示されていないため、これを追記する例

図書の記号・番号

訂 正 理 由


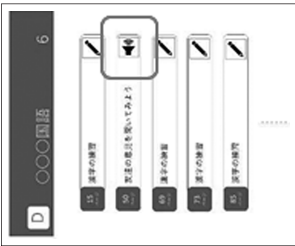
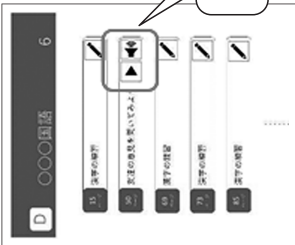
訂 正 文

原 文

別紙様式第18号別紙

II. 具体例①-1


(日本産業規格A列4番)

訂正箇所 番号	訂正箇所 ページ	訂正箇所 行	図書の記号・番号	
			原文	変更文
1	5	下段左	<p>変更なし</p>  <p>一次遷移画面</p> 	<p>変更しない場合は、「変更なし」と記載</p> 
			変更理由	変更が適切な体裁・記載(より適切な表現にするため)

別紙様式第18号別紙

(日本産業規格A列4番)

II. 具体例①-2



訂正番号	訂正箇所		原 文	変 更 文	変 更 理 由
	ページ	行			
			<p>(続き) 二次遷移画面</p> <p>追加</p> <p>動画の場合は、趣旨が分かる場面をプリントして貼付し、概要を記述 音声の場合は、概要等を記述 (必要に応じて、動画データや音声スク립トの提出を別途求めることもある)</p>	 <p>児童がメモを取りながら友達の見聞きの様子を収録した自社作成動画(約1分)</p>	<p>学習上の参照情報を、音声だけではなく動画でも視聴できるようにする例 (本例の動画音声は、もともと掲載されていた音声と同じ。また、動画視聴にできないネット環境の児童に配慮し、音声のみの配信パターンも残す)</p>

別紙様式第18号別紙

訂正申請書及びウェブサイトのアドレスが参照とせる内容の変更報告書に関する留意事項について

(日本産業規格A列4番)

II. 具体例②

訂正箇所		原 文	変 更 文	変 更 理 由
番号	ページ			
1	56 上段	 <p>一次遷移画面</p>  <p>二次遷移画面</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更しない場合は、「変更なし」と記載</p> <p>ウェブページアドレスには、ハイパーリンクを貼る（合わせて、本様式の電子媒体を提出）</p> <p>http://www.jma.go.jp/jp/typh/ (気象庁 台風情報のページ)</p>	<p>変更が適切な体裁・記載 (参考情報をよりよいものに 変 更 す る)</p> <p>学習上の参照情報を、わかりやすいもの に変更する例。 (トップページではなく、台風情報のペー ジに直接リンクさせることで、学習内容 との関連性をより明確化)</p>

発行者の管理するウェブページから参照させる情報の取扱いに関するお願い

緊急連絡

令和元年 8 月 6 日

義務教育教科書発行者 各位
(編集担当部署)

一般社団法人 教科書協会
検定専門委員会

義務教育教科書における、発行者の管理するウェブページから参照させる情報（以下ウェブ参考情報と称す）の取扱いに関するお願い

平素より当委員会の活動につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、緊急のお願いがございます。

先月末、文部科学省教科書課より、現在発行者が行っている令和2年度用小学校教科書のウェブ参考情報の取扱い（管理や修正など）について、たいへん厳しいご指摘を頂戴いたしました。

当委員会では、ウェブ参考情報は検定対象外であり、原則として発行者の責任において管理されるものであることを確認したうえで、ご指摘に対し、制度専門委員会のご協力も仰ぎ、対応について早急に協議を進めてまいりました。

昨日、下記にお示しした取扱いの見直しを行うことで、教科書課のご了承をいただくことができました。つきましては、会員発行者の共通理解の下、一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

各位におかれましては、ウェブ参考情報の掲載の趣旨を今一度ご確認いただくとともに、検定・採択制度の公平性の担保の観点から下記の取扱いの見直しにつきましてご理解、ご協力を賜りたく存じます。あわせて、く

発行者の管理するウェブページから参照させる情報の取扱いに関するお願い

れぐれも社内での周知の徹底をお願い申し上げます。

記

- ① 原則として、検定申請時までにウェブ参考情報を完成させておく。
「完成」とは、児童生徒が支障なく安全に学習に活用できる状態をいう。
- ② もし上記①に問題点が発見されたときには、見本提出日までに修正する。修正を加えた場合には、その内容を見本提出時に教科書課に文書にて報告を行う。
- ③ 採択期間中は、ウェブ参考情報の修正は控えること、および修正予定情報の公開も控えることを各社で徹底する。

* 高等学校教科書につきましては別途検討する予定です。

以上

発行者の管理するウェブページから参照させる情報の取扱いに関するお願い

教協第444号

令和元年11月11日

高等学校教科書発行者 各位
(編集担当部署)

一般社団法人 教科書協会
検定専門委員会

高等学校教科書における、発行者の管理するウェブページから参照させる情報（以下ウェブ参考情報と称す）の取扱いに関するお願い

平素より当委員会の活動につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、緊急のお願いがございます。

7月末、文部科学省教科書課より、現在発行者が行っている令和2年度用小学校教科書のウェブ参考情報の取扱い（管理や修正など）について、たいへん厳しいご指摘を頂戴いたしました。

当委員会では、ウェブ参考情報は検定対象外であり、原則として発行者の責任において管理されるものであることを確認した上で、ご指摘に対し、制度専門委員会のご協力も仰ぎ、対応について早急に協議を進めてまいりました。その結果、義務教育教科書発行者に対しては、8月6日に開催した説明会にて配付した文書（および同日付で郵送済）にてお示しした取扱いを周知・徹底することで、教科書課のご了承をいただくことができました。

引き続き、高等学校につきましても同様に協議を進め、下記の取扱いを周知・徹底することで10月8日に教科書課のご了承をいただきました。

つきましては、会員発行者の共通理解の下、一丸となって取り組んでま

発行者の管理するウェブページから参照させる情報の取扱いに関するお願い

いりたいと存じます。

各位におかれましては、ウェブ参考情報の掲載の趣旨を今一度ご確認いただきとともに、検定・採択制度の公平性の担保の観点から下記の取扱いの見直しにつきましてご理解、ご協力を賜りたく存じます。あわせて、くれぐれも社内での周知の徹底をお願い申し上げます。

記

- ① 原則として、検定申請時までウェブ参考情報を完成させておく。
「完成」とは、生徒が支障なく安全に学習に活用できる状態をいう。
*特に外部サイトにリンクさせる場合は、発行者による万全の管理が求められる。
- ② もし上記①に問題点が発見されたときには、検定決定後、見本提出日までに、その旨を文科省に報告の上、修正する。
- ③ 採択期間中は、ウェブ参考情報の修正は控えること、および修正予定情報の公開も控えることを各社で徹底する。
*ただし、すでに使用されている教科書においては、学習上の支障となる恐れのある場合は文部科学省に報告の上、修正することは認められる。

(以上)

教科用図書検定申請受理種目

(平成元年6月9日)
(文部省告示第89号)

(平成11年3月18日一部改正)
(平成11年7月19日一部改正)
(平成22年1月13日一部改正)
(平成22年5月14日一部改正)
(平成27年6月30日一部改正)
(平成29年6月29日一部改正)
(平成30年8月1日一部改正)

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号）第4条第2項の規定に基づき、教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第八十九号）の一部を次のように改正する。

教科用図書検定申請受理種目

教科用図書の検定の申請は、次の表に掲げる区分に従って受理する。

1 小学校

(1) 各教科

教科	受理種目	受理単位	備考
国語	国語	第1学年及び第2学年用、 第3学年及び第4学年用、 第5学年及び第6学年用	各1 各学年ごとに 分冊とする
	書写	第1学年及び第2学年用、 第3学年及び第4学年用、 第5学年及び第6学年用	各1 各学年ごとに 分冊とする
社会	社会	第3学年用、第4学年用、 第5学年用、第6学年用	各1
	地図	第3学年から第6学年用	1
算数	算数	第1学年用、第2学年用、 第3学年用、第4学年用、 第5学年用、第6学年用	各1

検定申請受理種目

理 科	理科	第3学年用, 第4学年用, 第5学年用, 第6学年用	各1	
生 活	生活	第1学年及び第2学年用	1	
音 楽	音楽	第1学年及び第2学年用, 第3学年及び第4学年用, 第5学年及び第6学年用	各1	各学年ごとに 分冊とする
図 画 工 作	図画工作	第1学年及び第2学年用, 第3学年及び第4学年用, 第5学年及び第6学年用	各1	
家 庭	家庭	第5学年及び第6学年用	1	
体 育	保健	第3学年及び第4学年用, 第5学年及び第6学年用	各1	
外 国 語	英語	第5学年及び第6学年用	1	各学年ごとに 分冊とする

(2) 特別の教科

教 科	受理種目	受 理 単 位		備 考
道 徳	道徳	第1学年及び第2学年用, 第3学年及び第4学年用, 第5学年及び第6学年用	各1	各学年ごとに 分冊とする

2 中学校

(1) 各教科

教 科	受理種目	受 理 単 位		備 考
国 語	国語	第1学年用, 第2学年用, 第3学年用	各1	
	書写	第1学年から第3学年用	1	
社 会	社会(地理的分野)	第1学年から第2学年用	1	
	社会(歴史的分野)	第1学年から第3学年用	1	
	社会(公民的分野)	第3学年用	1	
	地図	第1学年から第3学年用	1	

数 学	数学	第1学年用, 第2学年用, 第3学年用	各1	
理 科	理科	第1学年用, 第2学年用, 第3学年用	各1	
音 楽	音楽(一般)	第1学年用, 第2学年及び 第3学年用	各1	
	音楽(器楽 合奏)	第1学年から第3学年用	1	
美 術	美術	第1学年用, 第2学年及び 第3学年用	各1	
保 健 体 育	保健体育	第1学年から第3学年用	1	
技 術 ・ 家 庭	技術・家庭 (技術分野)	第1学年から第3学年用	1	
	技術・家庭 (家庭分野)	第1学年から第3学年用	1	
外 国 語	英語	第1学年から第3学年用	1	各学年ごとに 分冊とする

(2) 特別の教科

教 科	受理種目	受 理 単 位		備 考
道 徳	道徳	第1学年から第3学年用	1	各学年ごとに 分冊とする

3 高等学校

(1) 各学科に共通する各教科

教 科	受 理 種 目	備 考
国 語	現代の国語	
	言語文化	
	論理国語	
	文学国語	
	国語表現	
	古典探究	
地 理 歴 史	地理総合	

検定申請受理種目

	地理探究	
	歴史総合	
	日本史探究	
	世界史探究	
	地図	
公 民	公共	
	倫理	
	政治・経済	
数 学	数学Ⅰ	
	数学Ⅱ	
	数学Ⅲ	
	数学A	
	数学B	
	数学C	
理 科	科学と人間生活	
	物理基礎	
	物理	
	化学基礎	
	化学	
	生物基礎	
	生物	
	地学基礎	
	地学	
保 健 体 育	保健体育	
芸 術	音楽Ⅰ	
	音楽Ⅱ	
	音楽Ⅲ	
	美術Ⅰ	
	美術Ⅱ	
	美術Ⅲ	
	工芸Ⅰ	
	工芸Ⅱ	

	工芸Ⅲ	
	書道Ⅰ	
	書道Ⅱ	
	書道Ⅲ	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	
	英語コミュニケーションⅡ	
	英語コミュニケーションⅢ	
	論理・表現Ⅰ	
	論理・表現Ⅱ	
	論理・表現Ⅲ	
家庭	家庭基礎	
	家庭総合	
情報	情報Ⅰ	
	情報Ⅱ	
理数	理数探究基礎	

(2) 主として専門学科において開設される各教科

教科	受理種目	備考
農業	農業と環境	
	農業と情報	
	作物	
	野菜	
	果樹	
	草花	
	畜産	
	栽培と環境	
	飼育と環境	
	農業経営	
	農業機械	
	植物バイオテクノロジー	
	食品製造	

検定申請受理種目

	食品化学	
	食品微生物	
	食品流通	
	森林科学	
	森林経営	
	林産物利用	
	農業土木設計	
	農業土木施工	
	水循環	
	造園計画	
	造園施工管理	
	造園植栽	
	測量	
	生物活用	
	地域資源活用	
工 業	工業技術基礎	
	機械製図	
	電子機械製図	
	自動車製図	
	電気製図	
	電子製図	
	建築製図	
	設備工業製図	
	土木製図	
	材料技術製図	
	インテリア製図	
	デザイン製図	
	製図	主として「特定の分野に関する製図の科目を履修しない学科」及び「普通科」で用いるもの
	工業情報数理	
工業材業技術		

工業技術英語	
工業管理技術	
工業環境技術	
機械工作	
機械設計	
原動機	
電子機械	
生産技術	
自動車工学	
自動車整備	
船舶工学	
電気回路	
電気機器	
電力技術	
電子技術	
電子回路	
電子計測制御	
通信技術	
プログラミング技術	
ハードウェア技術	
ソフトウェア技術	
コンピュータシステム技術	
建築構造	
建築計画	
建築構造設計	
建築施工	
建築法規	
設備計画	
空気調和設備	
衛生・防災設備	
測量	
土木基礎力学	

検定申請受理種目

	土木構造設計	
	土木施工	
	社会基盤工学	
	工業化学	
	化学工学	
	地球環境化学	
	材料製造技術	
	材料工学	
	材料加工	
	セラミック化学	
	セラミック技術	
	セラミック工業	
	繊維製品	
	繊維・染色技術	
	染織デザイン	
	インテリア計画	
	インテリア装備	
	インテリアエレメント生産	
	デザイン実践	
	デザイン材料	
	デザイン史	
商 業	ビジネス基礎	
	ビジネス・コミュニケーション	
	マーケティング	
	商品開発と流通	
	観光ビジネス	
	ビジネス・マネジメント	
	グローバル経済	
	ビジネス法規	
	簿記	
	財務会計Ⅰ	
	財務会計Ⅱ	

		原価計算	
		管理会計	
		情報処理	
		ソフトウェア活用	
		プログラミング	
		ネットワーク活用	
		ネットワーク管理	
水	産	水産海洋基礎	
		海洋情報技術	
		水産海洋科学	
		漁業	
		航海・計器	
		船舶運用	
		船用機関	
		機械設計工作	
		電気理論	
		移動体通信工学	
		海洋通信技術	
		資源増殖	
		海洋生物	
		海洋環境	
		食品製造	
		食品管理	
		水産流通	
		ダイビング	
		マリンスポーツ	
家	庭	生活産業基礎	
		生活産業情報	
		消費生活	
		保育基礎	
		保育実践	
		生活と福祉	

検定申請受理種目

	住生活デザイン	
	服飾文化	
	ファッション造形基礎	
	ファッション造形	
	ファッションデザイン	
	フードデザイン	
	食文化	
	調理	
	栄養	
	食品	
	食品衛生	
	公衆衛生	
	総合調理実習	
看 護	基礎看護	
	人体の構造と機能	
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	
	成人看護	
	老年看護	
	小児看護	
	母性看護	
	精神看護	
	在宅看護	
	看護の統合と実践	
看護情報		
情 報	情報産業と社会	
	情報の表現と管理	
	情報と問題解決	
	情報テクノロジー	
	情報セキュリティ	
	情報システムのプログラミング	
	ネットワークシステム	

		データベース	
		情報デザイン	
		コンテンツ制作と発信	
		メディアとサービス	
福 社		社会福祉基礎	
		介護福祉基礎	
		コミュニケーション技術	
		生活支援技術	
		介護過程	
		こころとからだの理解	
		福祉情報	

附 則

- この告示は、平成2年4月1日から施行し、小学校の教科用図書については平成4年度以降の使用に係るもの、中学校の教科用図書については平成5年度以降の使用に係るもの及び高等学校の教科用図書については平成6年4月1日以降高等学校の第1学年に入学した生徒の使用に係るものの検定の申請から適用する。
- 教科用図書検定申請受理種目（昭和52年文部省告示第199号）（以下「旧告示」という。）は、この告示の施行の日から廃止する。ただし、旧告示のうち高等学校の教科用図書に係る部分については、平成3年6月30日までの間、なおその効力を有する。

附 則（平成11年3月18日文部省告示第47号）

この告示は、平成11年10月1日から施行し、小学校及び中学校の教科用図書については平成14年度以降の使用に係るものの検定の申請から適用する。ただし、改正前の教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第89号）の規定による平成13年度の使用に係るものの検定の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成11年7月19日文部省告示第155号）

この告示は、平成12年10月1日から施行し、平成15年4月1日以降高等

検定申請受理種目

学校の第1学年に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第64条の3第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあつては、同日以降に入学した生徒（学校教育法施行規則第60条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））及び中等教育学校の第4学年に進級した生徒の使用に係る教科用図書の検定の申請から適用する。

附 則（平成22年1月13日文部科学省告示第3号）

この告示は、平成22年2月1日から施行し、平成24年度以降の使用に係る教科用図書の検定の申請から適用する。

附 則（平成22年5月14日文部科学省告示第83号）

この告示は、平成22年6月1日から施行し、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請から適用する。ただし、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示58号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月30日文部科学省告示第116号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月29日文部科学省告示第92号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月1日文部科学省告示第165号）

この告示は、平成30年8月1日から施行し、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請から適用する。ただし、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請については、なお従前の例による。

(30文科初第1148号)
(平成30年11月22日)

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

永 山 賀 久

申請図書の提出部数について（通知）

標記の件については、平成33年度以降の使用に係る教科用図書の検定から、別添のとおりとしますので、お知らせします。

なお、平成29年11月15日付け29文科初第1056号「申請図書等の提出部数について（通知）」は、廃止します。

各教科書発行者におかれては、遺漏のないようお願いします。

記

<変更点>

- 中学校の「国語」に係る修正表の提出部数を変更
- 中学校の「社会」に係る申請図書、表紙及び修正表の提出部数を変更
- 中学校の「数学」に係る申請図書及び修正表の提出部数を変更
- 中学校の「音楽」に係る修正表の提出部数を変更
- 中学校の「美術」に係る修正表の提出部数を変更
- 中学校の「保健体育」に係る申請図書及び修正表の提出部数を変更
- 中学校の「技術・家庭」に係る申請図書の提出部数を変更
- 高等学校の申請図書、表紙等及び修正表の提出部数を全面改訂申請図書、表紙等及び修正表の提出部数

申請図書の提出部数について

【小学校】

教科	種目	申請図書	表紙等	修正表	備考
国語	国語	30	25	18	
	書写	20	15	10	
社会	社会	65	60	58	
	地図	55	50	48	
算数	算数	25	20	13	
理科	理科	50	30	27	
生活	生活	20	20	14	
音楽	音楽	25	15	10	
図画工作	図画工作	20	15	10	
家庭	家庭	30	20	15	
体育	保健	25	20	12	
外国語	英語	35	20	15	
道徳	道徳	50	30	28	

※表紙等…供給本の表紙の1, 4及び背並びに扉の見本（以下、同じ）

【中学校】

教科	種目	申請図書	表紙等	修正表	備考
国語	国語	30	25	18	
	書写	20	15	15	
社会	歴史的分野	65	60	60	
	上記以外の種目	60	60	60	
数学	数学	30	20	15	
理科	理科	50	30	27	
音楽	全種目	25	15	15	
美術	美術	20	15	15	

申請図書の提出部数について

保 健 育	保健体育	30	20	15	
技 術 ・ 家 庭	技術分野	30	25	20	
	家庭分野	35	20	15	
外国語	英語	35	20	15	
道 徳	道徳	50	30	28	

【高等学校】

教 科	種 目	申請 図書	表紙等	修正表	備 考
国 語	全種目	30	25	18	
地 理 歴 史	歴史総合	65	55	55	
	日本史探究	60	55	55	
	上記以外の 種目	55	55	55	
公 民	公共	60	55	55	
	上記以外の 種目	55	55	55	
数 学	全種目	30	20	15	
理 科	科学と人間 生活	45	30	27	
	上記以外の 種目	25	15	15	
理数科	理数探究基 礎	35	25	22	
保 健 育	全種目	30	20	15	
芸 術	音楽Ⅰ、Ⅱ、 Ⅲ	25	15	15	
	上記以外の 種目	20	15	15	
外国語	全種目	35	20	15	

申請図書の提出部数について

家 庭	生活産業情報	20	15	15	主として専門学科において開設される教科
	上記以外の種目	40	20	15	各学科に共通する教科及び主として専門学科において開設される教科
情 報	全種目	20	15	15	各学科に共通する教科及び主として専門学科において開設される教科
農 業	農業と情報	20	15	15	
	上記以外の種目	25	15	15	
工 業	情報関係種目※1	20	15	15	※1 工業情報数理, プログラミング技術, ハードウェア技術, ソフトウェア技術, コンピュータシステム技術
	上記以外の種目	25	15	15	
商 業	情報関係種目※2	20	15	15	※2 情報処理, ソフトウェア活用, プログラミング, ネットワーク活用, ネットワーク管理
	上記以外の種目	25	15	15	
水 産	海洋情報技術	20	15	15	
	上記以外の種目	20	15	15	
看 護	看護情報	20	15	15	
	上記以外の種目	20	15	15	
福 祉	福祉情報	20	15	15	
	上記以外の種目	20	15	15	

2. 検定基準関係

義務教育諸学校教科用図書検定基準

(平成29年 8 月10日
文部科学省告示第105号)

目次

第1章 総則

第2章 教科共通の条件

- 1 基本的条件
- 2 選択・扱い及び構成・排列
- 3 正確性及び表記・表現

第3章 教科固有の条件

【各教科】

[国語科（「書写」を除く。）]

[国語科「書写」]

[社会科（「地図」を除く。）]

[社会科「地図」]

[算数科及び数学科]

[理科]

[生活科]

[音楽科]

[図画工作科及び美術科]

[体育科及び保健体育科]

[家庭科及び技術・家庭科]

[外国語科]

【特別の教科】

[道徳科]

附則

別表

第1章 総則

- (1) 本基準は、教科用図書検定規則第3条の規定に基づき、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用される義務教育諸学校教科用図書について、その検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。
- (2) 本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に依りて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第2章及び第3章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

【教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）】

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養

うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第2章 教科共通の条件

1 基本的条件

(教育基本法及び学校教育法との関係)

- (1) 教育基本法第1条の教育の目的及び同法第2条に掲げる教育の目標に一致していること。また、同法第5条第2項の義務教育の目的及び学校教育法第21条に掲げる義務教育の目標並びに同法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること。

(学習指導要領との関係)

- (2) 学習指導要領の総則や教科の目標に一致していること。
- (3) 小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号)又は中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)(以下「学習指導要領」という。)に示す教科及び学年、分野又は言語の「目標」(以下「学習指導要領に示す目標」という。)に従い、学習指導要領に示す学年、分野又は言語の「内容」(以下「学習指導要領に示す内容」という。)及び「内容の取扱い」(「指導計画の作成と内容の取扱い」を含む。以下「学習指導要領に示す内容の取扱い」という。)に示す事項を不足なく取り上げていること。
- (4) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容(以下「図書の内容」という。)には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。

(心身の発達段階への適応)

- (5) 図書の内容は、その使用される学年の児童又は生徒の心身の発達段

階に適応しており、また、心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているところはないこと。

2 選択・扱い及び構成・排列

(学習指導要領との関係)

- (1) 図書の内容の選択及び扱いには、学習指導要領の総則、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところその他児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。その際、知識及び技能の活用、思考力、判断力、表現力等及び学びに向かう力、人間性等の発揮により、資質・能力の育成に向けた児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう適切な配慮がなされていること。
- (2) 図書の内容に、学習指導要領に示す他の教科などの内容と矛盾するところはなく、話題や題材が他の教科などにわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (3) 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に定める授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

(政治・宗教の扱い)

- (4) 政治や宗教の扱いは、教育基本法第14条(政治教育)及び第15条(宗教教育)の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと。

(選択・扱いの公正)

- (5) 話題や題材の選択及び扱いは、児童又は生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (6) 図書の内容に、児童又は生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事柄を特別に強調し過ぎていたり、一面

的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
 (特定の企業、個人、団体の扱い)

- (7) 図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。
- (8) 図書の内容に、特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれのあるところはなく、また、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと。

(引用資料)

- (9) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。
- (10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (11) 統計資料については、原則として、最新のものを用いており、児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあることはなく、出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

(構成・排列)

- (12) 図書の内容は、全体として系統的、発展的に構成されており、網羅的、羅列的になっているところはなく、その組織及び相互の関連は適切であること。
- (13) 図書の内容のうち、説明文、注、資料などは、主たる記述と適切に関連付けて扱われていること。
- (14) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、児童又は生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。

(発展的な学習内容)

- (15) 1の(4)にかかわらず、児童又は生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身に付けることができるよう、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項を超えた事項(以

下「発展的な学習内容」という。)を取り上げることができること。

- (16) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、学習指導要領に示す内容や学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項との適切な関連の下、学習指導要領の総則、学習指導要領に示す目標や学習指導要領に示す内容の趣旨を逸脱せず、児童又は生徒の負担過重とならないものとし、その内容の選択及び扱いには、これらの趣旨に照らして不適切なところその他児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。
- (17) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と客観的に区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。その際、原則として当該内容を学習すべき学校種及び学年などの学習指導要領上の位置付けを明示すること。

(ウェブページのアドレス等)

- (18) 学習上の参考に供するために真に必要であり、図書中にウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを掲載する場合は、当該ウェブページのアドレス等が参照させるものは図書の内容と密接な関連を有するとともに、児童又は生徒に不適切であることが客観的に明白な情報を参照させるものではなく、情報の扱いは公正であること。なお、図書中に掲載するウェブページのアドレス等は発行者の責任において管理できるものを参照させていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと ((2)の場合を除く)。
- (2) 図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。
- (3) 図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと。
- (4) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。

- (5) 図、表、グラフ、地図などは、教科に応じて、通常の約束、方法に従って記載されていること。

第3章 教科固有の条件

【各教科】

〔国語科（「書写」を除く。）〕

1 基本的条件

- (1) 小学校の第3学年において取り扱うローマ字のつづり方については、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第1号）の第1表及び第2表（「そえがき」を含む。）によっていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 小学校の各学年において、小学校学習指導要領第2章第1節別表「学年別漢字配当表」において当該学年より後の学年に配当されている漢字又は「学年別漢字配当表」に掲げられている漢字以外の漢字については、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担に必要な配慮を行った上で使用することができること。
- (2) 「学年別漢字配当表」において当該学年より後の学年に配当されている漢字又は「学年別漢字配当表」に掲げられている漢字以外の漢字を使用する場合には、少なくとも単元ごとの初出の際に読み方を示すものとする。
- (3) 小学校の第2学年以降の学年においては、「学年別漢字配当表」において当該学年の1年前の学年に配当されている漢字を学習することができるよう必要な配慮がされていること。
- (4) 中学校の第1学年及び第2学年においては、「学年別漢字配当表」において小学校の第6学年に配当されている漢字を学習することができるよう必要な配慮がされていること。

また、中学校の第3学年においては、「学年別漢字配当表」に配当されている漢字について文や文章の中で使い慣れることができるよう必要な配慮がされていること。

- (5) 新出の文字及び語句の提出の方法は適切であり、特定の単元やページに偏っていないこと。
- (6) 各学年の教材については、小学校学習指導要領第2章第1節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3及び中学校学習指導要領第2章第1節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3に基づき、適切な配慮がされていること。特に第2「各学年の目標及び内容」の〔知識及び技能〕に示す事項を学習することができるよう、適切な配慮がされていること。
- (7) 学習する上の配慮による表現内容の改変は最小限にとどめ、原作を尊重していること。
- (8) 異本や異版のある作品については、適切な配慮がされていること。

【国語科「書写」】

1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 手本、作例などに、偏った筆使いや字形をもつものなどの不適切なものは取り上げていないこと。
- (2) 使用する用具は、硬筆は鉛筆を、毛筆は兼毫^{ごう}を主としていること。
- (3) 書写される漢字の字体については、児童又は生徒の習得の程度に応じて、「とめ」、「はね」などに関して活字とは異なった書写の便宜上行われている形のあることを理解させる上に必要な配慮がされていること。
- (4) 漢字の筆順は、原則として一般に通用している常識的なものによっており、行書で筆順が異なる字については、適切な説明を加えていること。なお、漢字の楷書、行書及び仮名の書き方の理解を深める際に、法帖^{ほっしやう}や碑文等の文字を取り上げる場合には、原則として歴史的に評価の定まったものを用いていること。

2 正確性及び表記・表現

- (1) 手本、作例などの印刷は正確であること。

【社会科（「地図」を除く。）】

1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 小学校学習指導要領第2章第2節の第2「各学年の目標及び内容」の〔第6学年〕の3「内容の取扱い」の(3)のイについては、選択して学習することができるよう配慮がされていること。
- (2) 図書の内容全体を通じて、多様な見解のある社会的事象の取り上げ方に不適切なところはなく、考えが深まるよう様々な見解を提示するなど児童又は生徒が当該事象について多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。
- (3) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
- (4) 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。
- (5) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。
- (6) 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。
- (7) 著作物、史料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であること。また、法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。
- (8) 日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。

[社会科「地図」]

1 基本的条件

- (1) 小学校においては、基本として次のような地図を取り上げていること。
 - ア 地図の初歩的な読み方を理解させるための諸図
 - イ 日本全図、日本地域別図、世界全図、世界大陸別図その他の小学

- 校学習指導要領第2章第2節の第2「各学年の目標及び内容」において取り扱うこととされている地理的範囲に応じた一般図
- (2) 中学校においては、基本として次のような地図を取り上げていること。
- ア 地図の読み方を理解させるための諸図
- イ 日本全図，日本地域別詳細図，世界全図，世界大陸別図，世界主要地域詳細図その他の中学校学習指導要領第2章第2節の第2「各分野の目標及び内容」において取り扱うこととされている地理的範囲に応じた一般図
- (3) (1)及び(2)の一般図に関連して，学習上必要な各種の主題図を取り上げていることは差し支えないこと。

[算数科及び数学科]

1 基本的条件

- (1) 中学校学習指導要領第2章第3節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(2)に示す「後の学年の内容の一部を加えて指導する」場合には，第2章「教科共通の条件」の2の(15)から2の(17)の例によること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 定理，公式等の知識や計算技能の習得に偏ることなく，学習内容のねらい，有用性などが明らかになるよう配慮されていること。
- (2) 小学校学習指導要領第2章第3節の第2「各学年の目標及び内容」及び中学校学習指導要領第2章第3節の第2「各学年の目標及び内容」の各学年の2「内容」に示されている〔数学的活動〕が各領域のいずれかに偏ることなく適切に取り上げられていること。
- (3) 小学校の第5学年においては，小学校学習指導要領第2章第3節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(2)に示されているプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を第2の各学年の内容の〔第5学年〕の「B 図形」の(1)に示すいずれかの内容と関連付けて取り上げていること。

[理科]

1 基本的条件

- (1) 実験及び観察等における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 小学校学習指導要領第2章第4節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)及び中学校学習指導要領第2章第4節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(10)に示されている内容が指導できるよう配慮がされていること。
- (2) 中学校学習指導要領第2章第4節の第2「各分野の目標及び内容」の〔第1分野〕の2「内容」の(7)及び〔第2分野〕の2「内容」の(7)については、自然科学的な見地から扱っていること。
- (3) 小学校の第6学年においては、小学校学習指導要領第2章第4節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(2)に示されているプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を第2の各学年の内容の〔第6学年〕の「A 物質・エネルギー」の(4)に示すいずれかの内容と関連付けて取り上げていること。

[生活科]

1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 具体的な活動や体験を通じた学習がなされるよう適切な配慮がされていること。

[音楽科]

1 基本的条件

- (1) 小学校学習指導要領に示す「共通教材」はすべて取り上げていること。
- (2) 中学校学習指導要領第2章第5節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(2)のアの(ウ)に示す歌唱教材としての「共通教材」は、3学年間にすべて取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 学習指導要領に示す「共通教材」は、楽曲の性格に即して適切に扱われていること。
 - (2) 国歌「君が代」及び小学校学習指導要領に示す「共通教材」である歌唱教材には、歌詞を別記し、その他の歌唱教材には、必要に応じて、歌詞を別記していること。
 - (3) 表現教材における調の選択に当たっては、その学年の児童又は生徒の声域並びに楽器の特性などを十分考慮していること。
 - (4) 音楽の記号及び用語並びに音楽の構造などに関するものについては、単なる理論や概念の学習に偏ることなく、楽曲と関連付けて扱われていること。
 - (5) 楽曲には、作曲者名、作詞者名、編曲者名、採譜者名などが示されていること。
- 3 正確性及び表記・表現
- (1) 楽譜の表記は適切であり、不統一はないこと。また、楽譜の大きさは適切であること。

[図画工作科及び美術科]

1 基本的条件

- (1) 小学校学習指導要領に示す内容のうち「B 鑑賞」については、「A 表現」と関連付けて取り上げていること。
- (2) 小学校学習指導要領第2章第7節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(5)に示す「共同してつくりだす活動」及び中学校学習指導要領第2章第6節の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)に示す「共同で行う創造活動」は、取り上げなくても差し支えないこと。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 材料及び用具の選択及び扱いには、学習を進める上で不適切なところはならないこと。
- (2) 色に関する学習は、単なる知識や理論の学習に偏ることのないよう配慮されていること。

- (3) 参考作品及び鑑賞作品の図版には、作者名のほか、原則として、年代、国名、大きさ、材質などが付記されていること。また、美術館などに所蔵されているものについては、必要に応じて所在を示すよう配慮されていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 作品、参考作品、鑑賞作品及び説明図の印刷は正確・鮮明であること。

[体育科及び保健体育科]

1 基本的条件

- (1) 小学校においては、小学校学習指導要領第2章第9節の第2「各学年の目標及び内容」のうち、〔第3学年及び第4学年〕の2「内容」の「G 保健」及び〔第5学年及び第6学年〕の2「内容」の「G 保健」のみを取り上げていること。
- (2) 中学校の体育分野においては、中学校学習指導要領第2章第7節の第2「各学年の目標及び内容」のうち、〔体育分野 第1学年及び第2学年〕、〔体育分野 第3学年〕の2「内容」の「H 体育理論」のみを取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 小学校学習指導要領第2章第9節の第2「各学年の目標及び内容」の〔第5学年及び第6学年〕の「G 保健」の(1)のアの(ウ)については、「A 体づくり運動」の(1)のアと、中学校学習指導要領第2章第7節の第2「各学年の目標及び内容」の〔保健分野〕の2「内容」の(2)のアの(エ)については、〔体育分野〕の内容の「A 体づくり運動」の(1)のアと、それぞれ密接な関連を持たせて取り上げていること。

[家庭科及び技術・家庭科]

1 基本的条件

- (1) 中学校の〔家庭分野〕においては、中学校学習指導要領第2章第8節の第2「各分野の目標及び内容」に示す項目のすべてを取り上げていること。

- (2) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 中学校学習指導要領第2章第8節の第2「各分野の目標及び内容」の〔家庭分野〕の2「内容」の「A 家族・家庭生活」の(4), 「B 衣食住の生活」の(7)及び「C 消費生活・環境」の(3)については, 選択して学習することができるよう配慮がされていること。
- (2) 中学校学習指導要領第2章第8節の第2「各分野の目標及び内容」の〔技術分野〕の2「内容」の「D 情報の技術」のうち, コンピュータに関するハードウェア, 機器の操作, プログラムの作成及びソフトウェアの利用については, 一般的な例を扱い, その際, 必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
- (3) 実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。

[外国語科]

1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 各学年の教材については, 小学校学習指導要領第2章第10節の第2「各言語の目標及び内容等」の3「指導計画の作成と内容の取扱い」の(3)及び中学校学習指導要領第2章第9節の第2「各言語の目標及び内容等」の3「指導計画の作成と内容の取扱い」の(3)に基づき, 適切な配慮がされていること。特に, 図書の内容と「聞くこと」, 「読むこと」, 「話すこと [やり取り]」, 「話すこと [発表]」, 「書くこと」の五つの領域別の目標との関係が明示されていること。
- (2) 小学校学習指導要領第2章第10節の第2「各言語の目標及び内容等」の2「内容」の(1)のウの(ア)及び中学校学習指導要領第2章第9節の第2「各言語の目標及び内容等」の2「内容」の(1)のウの(ア)については, 「聞くこと」, 「読むこと」, 「話すこと [やり取り]」, 「話すこと [発表]」, 「書くこと」の五つの領域別の目標を達成するために必要となる語を言語活動と効果的に関連付けて取り上げており, 実際のコミュニケーションにおいて活用できるよう適切な配慮がされていること。

- (3) 小学校学習指導要領第2章第10節の第2「各言語の目標及び内容等」の2「内容」の(1)のエに示す「文及び文構造」及び中学校学習指導要領第2章第9節の第2「各言語の目標及び内容等」の2「内容」の(1)のエに示す「文、文構造及び文法事項」については、言語活動と効果的に関連付けて取り上げており、用語や用法の指導に偏ることがないよう適切な配慮がされていること。
- (4) 図書の内容と一体のものとして、視聴覚教材などが必要とされる場合（図書の内容を音声化したものを参照させるためウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを図書中に掲載する場合を含む。）は、相互に適切な関連が図られていること。なお、図書中にウェブページのアドレス等を掲載する場合は、当該アドレス等は発行者の責任において管理できるものを参照させていること。

2 正確性及び表記・表現

- (1) 言語表現は、原則としてその外国語の現代慣用によっていること。

【特別の教科】

[道徳科]

1 基本的条件

- (1) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)に示す題材の全てを教材として取り上げていること。
- (2) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)のア及びイ並びに中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)のア及びイに照らして適切な教材を取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)に示す言語活動に

ついて適切な配慮がされていること。

- (2) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)に示す問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮がされていること。
- (3) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)に照らして取り上げ方に不適切なところはないこと。

特に、多様な見方や考え方でできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童又は生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。

- (4) 図書の主たる記述と小学校学習指導要領第3章の第2「内容」及び中学校学習指導要領第3章の第2「内容」に示す項目との関係が明示されており、その関係は適切であること。

附 則（平成29年8月10日 文部科学省告示第105号）

- 1 この告示は平成30年4月1日から施行し、小学校の教科用図書については平成32年度以降の使用に係るもの、中学校の教科用図書については平成33年度以降の使用に係るものの検定から適用する。
- 2 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第33号）は、廃止する。ただし、平成31年3月31日までに検定の申請が受理される中学校の教科用図書の検定並びに平成32年3月31日までに訂正の申請が受理される小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）に基づき編集された教科用図書の訂正及び平成33年3月31日までに訂正の申請が受理される中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）に基づき編集された教科用図書の訂正については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月18日 文部科学省告示第173号）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成33年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。

附 則（令和元年7月1日 文部科学省告示第18号）抄

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 第10条及び第12条の規定は、令和4年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。

別表（令元文科告18・一部改正）

区 分	表 記 の 基 準
漢 字	<p>(1) 小学校において使用する漢字は、国語科以外の教科においても第3章の〔国語科（「書写」を除く。）〕の2の(1)の例によることができることとし、その使用法については、「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）によること。また、国語科を除き、その学年に配当された漢字がその学年において取り上げられる場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(2) 中学校において使用する漢字の範囲及びその使用法については「常用漢字表」によること。ただし、原典をそのまま載せる必要のある場合には、これによらないことができること。この場合においては、少なくとも初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(3) 固有名詞又は専門的な用語について、やむを得ず(1)又は(2)によらない場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(4) 常用漢字の字体については、「常用漢字表」によること。ただし、教科書体活字を使用する場合には、「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準とし、その他の常用漢字については、これに準ずること。</p> <p>(5) 常用漢字以外の漢字の字体については、慣用を尊重すること。</p>

<p>仮名</p>	<p>平仮名を用いること。ただし、外来語、擬声語、生物名などを表記する場合、原典をそのまま載せる必要のある場合及び地図の地名に振り仮名を付ける場合などは、この限りでないこと。この場合において、片仮名を用いる場合には、原則として、「外来語の表記」（平成3年内閣告示第2号）第1表及び第2表によること。</p>
<p>文体</p>	<p>特に学習上必要な場合及び原典をそのまま載せる必要のある場合を除き、現代口語文を用いること</p>
<p>仮名遣い</p>	<p>(1) 現代口語文においては、「現代仮名遣い」（昭和61年内閣告示第1号）を用いること。ただし、近代詩歌などの原典をそのまま載せる必要がある場合には、この限りでないこと。</p> <p>(2) 文語文においては、原則として歴史的仮名遣いを用いるものとし、必要に応じて、適切な配慮をすること。ただし、音楽科の歌詞については、歌詞が文語文の場合でも、「現代仮名遣い」を用いるか又は併記すること。</p>
<p>送り仮名</p>	<p>(1) 「送り仮名の付け方」（昭和48年内閣告示第2号）の通則1から通則6までの「本則」及び「例外」、通則7並びに「付表の語」（1のなお書きの部分を除く。）によること。ただし、次の場合には、この限りでないこと。</p> <p>ア 固有名詞、歴史的な名辞などを書き表す場合</p> <p>イ 専門的な用語を使用する場合</p> <p>ウ 原典、史料、法令などを引用する場合</p> <p>エ 漢文の送り仮名を表記する場合</p> <p>オ 漢字を記号的に用いたり、表に記入したりする場合</p>
<p>ローマ字 つづり</p>	<p>「ローマ字のつづり方」の第1表（「そえがき」を含む。）によること。ただし、必要のある場合は、同告示第2表によることができること。</p>

地名・人名	<p>(1) 我が国の地名の表記は、法令などの官報に記載されたものによるが、不備のものについては、国土交通省国土地理院発行地形図及び海上保安庁発行海図に記載されたものによること。</p> <p>(2) 外国の国名の表記は、原則として外務省公表資料等信頼性の高い資料によること。</p> <p>(3) 外国の地名及び人名の表記については、慣用を尊重すること。</p> <p>(4) 地名・人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合には、振り仮名を付けるなど、適切な配慮をすること。</p>
用語・記号等	<p>(1) 学習指導要領に示す用語（楽曲名及び音楽家名を含む。）及び記号で児童又は生徒用として適当なものは、これによること。</p> <p>(2) 地図記号は、特殊なものを除き、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の用語及び記号で教科に対応した学術用語集、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、これらによること。ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。</p>
計量単位	<p>(1) 計量単位及びその記号は、「計量法」（平成4年法律第51号）によること。ただし、当該計量単位の中に国際単位系（SI）の単位又はSIと併用される単位がある場合には、原則としてこれによること。</p> <p>(2) 特定の目的に慣用上又は学術上認められる単位で、計量法の規定に抵触していないと認められるものは用いることができること。</p>

高等学校教科用図書検定基準

(平成30年9月18日
文部科学省告示第174号)

目次

第1章 総則

第2章 教科共通の条件

- 1 基本的条件
- 2 選択・扱い及び構成・排列
- 3 正確性及び表記・表現

第3章 教科固有の条件

【各教科】

[国語科]

[地理歴史科（「地図」を除く。）]

[地理歴史科「地図」]

[公民科]

[数学科]

[理科]

[保健体育科]

[芸術科「音楽」]

[芸術科「美術」及び「工芸」]

[芸術科「書道」]

[外国語科]

[家庭科（各学科に共通する教科）]

[情報科（各学科に共通する教科）]

[農業科]

[工業科]

[商業科]

[水産科]

[家庭科（主として専門学科において開設される教科）]

[看護科]

[情報科（主として専門学科において開設される教科）]

[福祉科]

附則

別表

第1章 総則

- (1) 本基準は、教科用図書検定規則第3条の規定に基づき、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部において使用される高等学校教科用図書について、その検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。
- (2) 本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第2章及び第3章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

【教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）】

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自

主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第2章 各教科共通の条件

1 基本的条件

(教育基本法及び学校教育法との関係)

- (1) 教育基本法第1条の教育の目的及び同法第2条に掲げる教育の目標に一致していること。また、学校教育法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること。

(学習指導要領との関係)

- (2) 学習指導要領の総則や教科の目標に一致していること。
- (3) 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「学習指導要領」という。）に示す教科及び科目の「目標」（以下「学習指導要領に示す目標」という。）に従い、学習指導要領に示す科目の「内容」（以下「学習指導要領に示す内容」という。）及び「内容の取扱い」（「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」を含む。以下「学習指導要領に示す内容の取扱い」という。）に示す事項を不足なく取り上げていること。
- (4) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容（以下「図書の内容」という。）には、学習指導要領に示す

目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。

(心身の発達段階への適応)

- (5) 図書の内容は、生徒の心身の発達段階に適応しており、また、安全及び健全な育成について必要な配慮を欠いているところはないこと。

2 選択・扱い及び構成・排列

(学習指導要領との関係)

- (1) 図書の内容の選択及び扱いには、学習指導要領の総則、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところその他生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。その際、知識及び技能の活用、思考力、判断力、表現力等及び学びに向かう力、人間性等の発揮により、資質・能力の育成に向けた生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう適切な配慮がされていること。
- (2) 話題や題材が他の教科及び科目にわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (3) 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学習指導要領に示す標準単位数に対応する授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

(政治・宗教の扱い)

- (4) 政治や宗教の扱いは、教育基本法第14条(政治教育)及び第15条(宗教教育)の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと。

(選択・扱いの公正)

- (5) 話題や題材の選択及び扱いは、生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (6) 図書の内容に、生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれ

がないよう、特定の事柄を特別に強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。

(特定の企業，個人，団体の扱い)

(7) 図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。

(8) 図書の内容に、特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれのあるところはなく、また、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと。

(引用資料)

(9) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

(10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

(11) 統計資料については、原則として、最新のものを用いており、生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあることはなく、出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

(構成・排列)

(12) 図書の内容は、全体として系統的、発展的に構成されており、網羅的、羅列的になっているところはなく、その組織及び相互の関連は適切であること。

(13) 図書の内容のうち、説明文、注、資料などは、主たる記述と適切に関連付けて扱われていること。

(14) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。

(発展的な学習内容)

(15) 1の(4)にかかわらず、生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身に付けることができるよう、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項を超えた事項（以下「発展

的な学習内容」という。)を取り上げることができること。

- (16) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、学習指導要領に示す内容や学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項との適切な関連の下、学習指導要領の総則、学習指導要領に示す目標や学習指導要領に示す内容の趣旨を逸脱せず、生徒の負担過重とならないものとし、その内容の選択及び扱いには、これらの趣旨に照らして不適切なところその他生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。
- (17) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と客観的に区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。その際、原則として当該内容を学習すべき科目などの学習指導要領上の位置付けを明示すること。

(ウェブページのアドレス等)

- (18) 学習上の参考に供するために真に必要であり、図書中にウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを掲載する場合は、当該ウェブページのアドレス等が参照させるものは図書の内容と密接な関連を有するとともに、生徒に不適切であることが客観的に明白な情報を参照させるものではなく、情報の扱いは公正であること。なお、図書中に掲載するウェブページのアドレス等は発行者の責任において管理できるものを参照させていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと ((2)の場合を除く。))。
- (2) 図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。
- (3) 図書の内容に、生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと。
- (4) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。

第3章 各教科固有の条件

[国語科]

1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 学習する上の配慮による表現内容の変更は最小限にとどめ、原作を尊重していること。
- (2) 異本や異版のある作品については、適切な配慮がされていること。
- (3) 教材については、学習指導要領第2章第1節第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の3に基づき、適切な配慮がされていること。特に国語科の各科目における2「内容」の〔知識及び技能〕に示す事項を学習することができるよう、適切な配慮がされていること。

[地理歴史科（「地図」を除く。）]

1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 図書の内容全体を通じて、多様な見解のある社会的事象の取り上げ方に不適切なところはなく、考えが深まるよう様々な見解を提示するなど生徒が当該事象について多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。
- (2) 学習指導要領第2章第2款第3「歴史総合」の2「内容」のBの(1)、Cの(1)及びDの(1)それぞれに示す内容の資料については、全てを取り上げ、Bの(2)から(4)、Cの(2)から(4)及びDの(2)から(4)において活用できるよう配慮がされていること。
- (3) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
- (4) 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。
- (5) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされてい

ること。

- (6) 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。
- (7) 著作物、史料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であること。また、史料及び法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。
- (8) 日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。

2 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフ、地図などは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[地理歴史科「地図」]

1 基本的条件

- (1) 基本として次のような地図を取り上げていること。

日本全図，日本地域別詳細図，世界全図，世界大陸別図，世界主要地域詳細図及び両極を中心とした広域図その他の学習指導要領第2章第2節第2款「各科目」において取り扱うこととされている地理的範囲に応じた一般図

- (2) (1)の一般図に関連して、学習上必要な各種の主題図を取り上げていることは差し支えないこと。

2 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフ、地図などは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[公民科]

1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 図書の内容全体を通じて、多様な見解のある社会的事象の取り上げ方に不適切なところはなく、考えが深まるよう様々な見解を提示するなど生徒が当該事象について多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。

- (2) 学習指導要領第2章第3節第2款第1「公共」の2「内容」のBのイについては、アの(ア)から(ウ)それぞれに示す現実社会の事柄や課題全てを取り上げ、資料から必要な情報を読み取らせて解釈させることができるよう配慮がされていること。
- (3) 学習指導要領第2章第3節第2款第2「倫理」の2「内容」のBの(1)のA及び(2)のAそれぞれに示す倫理的課題については、全てを取り上げ、選択して学習することができるよう配慮がされていること。
- (4) 学習指導要領第2章第3節第2款第3「政治・経済」の2「内容」のAの(2)のA及びBの(2)のAそれぞれに示す課題については、全てを取り上げ、選択して学習することができるよう配慮がされていること。
- (5) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
- (6) 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。
- (7) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。
- (8) 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。
- (9) 著作物、資料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であること。また、史料及び法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。
- (10) 日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。

2 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフ、地図などは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[数学科]

1 基本的条件

- (1) 「数学A」、「数学B」及び「数学C」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。
- (2) 発展的な学習内容を取り上げる場合のほか、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」、「数学A」、「数学B」及び「数学C」においては、必要な限りにおいて数学科の他の科目の内容を関連付けて扱っても差し支えないこと。その場合には、他の科目の内容を関連付けて扱っていることが明示されていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 定理、公式等の知識や計算技能の習得に偏ることなく、各学習内容について、そのねらい、有用性及び前後の学習内容との関連が明らかになるよう配慮されていること。

[理科]

1 基本的条件

- (1) 「科学と人間生活」においては、学習指導要領第2章第5節第2款第1の2「内容」に示す項目の全てを取り上げていること。
- (2) 実験及び観察における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 学習指導要領第2章第5節第2款第1の2「内容」の(2)のアの(ア)から(イ)までについては、それぞれ㉗又は㉘のいずれかを選択して学習することができるよう配慮がされていること。
- (2) 学習指導要領第2章第5節第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(6)に示されている内容が指導できるよう配慮がされていること。
- (3) 実験及び観察などについては、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに基づき、主たる記述と適切に関連付けて扱われていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[保健体育科]

1 基本的条件

- (1) 「体育」においては、学習指導要領第2章第6節第2款第1の2「内容」のうち「H 体育理論」のみを取り上げていること。

2 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[芸術科「音楽」]

1 基本的条件

- (1) 「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」及び「音楽Ⅲ」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 歌唱教材には、必要に応じて、漢字交じりの歌詞を別記していること。
- (2) 表現教材における調の選択に当たっては、生徒の声域並びに楽器の特性などを十分考慮していること。
- (3) 表現教材における調を改編する場合には、原調名又は原調号を記載していること。
- (4) 音楽の構造等及び文化的・歴史的背景に関するものは、単なる知識や理論の習得に偏ることなく、楽曲と関連付けて扱われていること。
- (5) 楽曲には、作曲者名、作詞者名、編曲者名、採譜者名などが示されていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 楽譜の表記は適切であり、不統一はないこと。また、楽譜の大きさは適切であること。

[芸術科「美術」及び「工芸」]

1 基本的条件

(1) 「美術Ⅰ」、「美術Ⅱ」及び「美術Ⅲ」並びに「工芸Ⅱ」及び「工芸Ⅲ」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

(1) 材料及び用具の選択及び扱いには、学習を進める上で不適切なところはなないこと。

(2) 色、図法に関する学習は、単なる知識や理論の学習に偏ることのないよう配慮されていること。

(3) 参考作品及び鑑賞作品の図版には、作者名のほか原則として、年代、国名、大きさ及び材質などが付記されていること。また、美術館などに所蔵されているものについては、必要に応じて所在を示すよう配慮されていること。

3 正確性及び表記・表現

(1) 作品、参考作品、鑑賞作品及び説明図の印刷は正確・鮮明であること。

[芸術科「書道」]

1 基本的条件

(1) 「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

(1) 手本の字は、使用する用具に適したものであること。また、手本、作例などに、偏った用筆や字形をもつものなどの不適切なものは取り上げていないこと。

(2) 漢字の筆順は、原則として一般に通用している常識的なものによつていていること。なお、法帖じふしやうや碑文などの文字を扱う場合における特殊な筆順については、適切な説明を加えていること。

(3) 教材の選択及び扱いは適切であり、その時代や書風に偏りがあつた

り、特定の個人や流派などの宣伝になるおそれのあつたりするところはないこと。

- (4) 鑑賞作品は、原則として歴史的に評価の定まったものであること。
- (5) 鑑賞作品などには、必要に応じて元号及び西暦を併記していること。
- (6) 碑、墓誌などの出土地又は所在地については、生徒がその位置を理解できるよう適切な説明を加えるなどの配慮がされていること。また、美術館などに所蔵されているものについては、必要に応じて所在を示すよう配慮されていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 手本、作例、鑑賞作品などの印刷は正確であること。

[外国語科]

1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 教材については、外国語を通じてコミュニケーション能力を総合的に育成する上に適切な配慮がされているとともに、学習指導要領第2章第8節第3款「英語に関する各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の3に基づき、適切な配慮がされていること。特に、図書の内容と「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域別の目標との関係が明示されていること。
- (2) 学習指導要領第2章第8節第2款の第1「英語コミュニケーションⅠ」の2「内容」の(1)のウの(ア)、第2「英語コミュニケーションⅡ」及び第3「英語コミュニケーションⅢ」の2「内容」の(1)については、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域別の目標を達成するために必要となる語を言語活動と効果的に関連付けて取り上げており、実際のコミュニケーションにおいて活用できるよう適切な配慮がされていること。
- (3) 外国語科の各科目において、学習指導要領第2章第8節第2款の第1「英語コミュニケーションⅠ」の2「内容」の(1)のエ「文構造及び文法事項」については、言語活動と効果的に関連付けて取り上げてお

り、用語や用法の指導に偏ることのないよう適切な配慮がされていること。

- (4) 外国語科の各科目において、図書の内容と一体のものとして、視聴覚教材などが必要とされる場合（図書の内容を音声化したものを参照させるためウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを掲載する場合を含む。）は、相互に適切な関連が図られていること。なお、図書中にウェブページのアドレス等を掲載する場合は、当該アドレス等は発行者の責任において管理できるものを参照させていること。

2 正確性及び表記・表現

- (1) 言語表現は、原則としてその外国語の現代慣用によっていること。

[家庭科（各学科に共通する教科）]

1 基本的条件

- (1) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[情報科（各学科に共通する教科）]

1 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
- (2) 実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
- (3) 図書の内容は、他の関係する教科の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
- (4) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作

成，ソフトウェアの利用などに関する内容は，一般的な例を扱い，その際，必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

2 正確性及び表記・表現

- (1) 図，表，グラフなどは，通常の約束，方法に従って記載されていること。

[理数科（各学科に共通する教科）]

1 基本的条件

- (1) 必要に応じて数学科及び理科の科目の内容を関連付けて扱っても差し支えないこと。その場合には，数学科及び理科の科目の内容を関連付けて扱っていることが明示されていること。
- (2) 実験及び観察における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 正確性及び表記・表現

- (1) 図，表，グラフなどは，通常の約束，方法に従って記載されていること。

[農業科]

1 基本的条件

- (1) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 適切な題材を選定する内容については，原則として，一般的なものを取り上げていること。
- (2) 各種の機器・装置類や試験・検査法，施工法などは，その代表的なものを取り上げていること。
- (3) 実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
- (4) 図書の内容は，農業科の他の科目の内容との関連が配慮されており，矛盾するところはないこと。
- (5) コンピュータに関するハードウェア，機器の操作，プログラムの作

成，ソフトウェアの利用などに関する内容は，一般的な例を扱い，その際，必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図，表，グラフなどは，通常の約束，方法に従って記載されていること。

[工業科]

1 基本的条件

- (1) 製図，「工業情報数理」，「機械設計」，「船舶工学」，「電力技術」，「ハードウェア技術」，「ソフトウェア技術」，「設備計画」，「空気調和設備」，「衛生・防災設備」，「測量」，「土木構造設計」，「社会基盤工学」，「セラミック工業」，「繊維製品」，「インテリアエレメント生産」及び「デザイン実践」においては，学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 適切な題材を選定する内容については，原則として，一般的なものを取り上げていること。
- (2) 各種の機器・装置類や工作法，試験・検査法，施工法などは，その代表的なものを取り上げていること。
- (3) 実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
- (4) 図書の内容は，工業科の他の科目の内容との関連が配慮されており，矛盾するところはないこと。
- (5) コンピュータに関するハードウェア，機器の操作，プログラムの作成，ソフトウェアの利用などに関する内容は，一般的な例を扱い，その際，必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図，表，グラフなどは，通常の約束，方法に従って記載されている

こと。

[商業科]

1 基本的条件

- (1) 「ソフトウェア活用」及び「プログラミング」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 各種の機器・装置類などは、その代表的なものを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
- (3) 図書の内容は、商業科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
- (4) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[水産科]

1 基本的条件

- (1) 「海洋情報技術」、「船用機関」、「機械設計工作」、「電気理論」、「海洋通信技術」及び「マリンスポーツ」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 各種の機器・装置類や工作法、試験・検査法などは、その代表的な

ものを取り上げていること。

- (2) 実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
- (3) 図書の内容は、水産科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
- (4) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[家庭科（主として専門学科において開設される教科）]

1 基本的条件

- (1) 「生活産業基礎」、「ファッション造形基礎」、「ファッション造形」、「ファッションデザイン」、「公衆衛生」及び「総合調理実習」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 各種の機器・装置類などは、その代表的なものを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
- (3) 図書の内容は、家庭科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
- (4) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[看護科]

1 基本的条件

- (1) 「小児看護」、「母性看護」、「精神看護」及び「在宅看護」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 各種の機器・装置類や試験・検査法などは、その代表的なものを取り上げていること。
 - (2) 実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
 - (3) 図書の内容は、看護科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
 - (4) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
- #### 3 正確性及び表記・表現
- (1) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[情報科（主として専門学科において開設される教科）]

1 基本的条件

- (1) 「コンテンツの制作と発信」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見

解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。

- (2) 各種の機器・装置類などは、その代表的なものを取り上げていること。
- (3) 実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
- (4) 図書の内容は、情報科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
- (5) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

[福祉科]

1 基本的条件

- (1) 「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」及び「こころとからだの理解」においては、学習指導要領の内容に示す項目の全てを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 各種の機器・装置類などは、その代表的なものを取り上げていること。
- (2) 実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
- (3) 図書の内容は、福祉科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
- (4) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、そ

の際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

附 則

- 1 この告示は平成31年4月1日から施行し、平成34年4月1日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあつては、同日以降に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））及び中等教育学校の第4学年に進級した生徒の使用に係る教科用図書の検定から適用する。
- 2 高等学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第166号）は、廃止する。ただし、平成33年3月31日までに検定の申請が受理される改正前の高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づく高等学校の教科用図書の検定については、なお、従前の例による。

附 則（令和元年7月1日文部科学省告示第18号）抄
（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 第10条及び第12条の規定は、令和4年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。

別表（令元文科告18・一部改正）

区 分	表 記 の 基 準
漢 字	<p>(1) 使用する漢字の範囲及びその使用法については「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）によること。</p> <p>(2) 原典をそのまま載せる必要のある場合、固有名詞又は専門的な用語を用いる必要のある場合などで、(1)によらない場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(3) 常用漢字の字体については、原則として「常用漢字表」によること。</p> <p>(4) 常用漢字以外の漢字の字体については、慣用を尊重すること。</p>
仮 名	<p>平仮名を用いること。ただし、外来語、擬声語、生物名などを表記する場合、原典をそのまま載せる必要のある場合及び地図の地名に振り仮名を付ける場合などは、この限りでないこと。この場合において、片仮名を用いる場合には、原則として、「外来語の表記」（平成3年内閣告示第2号）第1表及び第2表によること。</p>
文 体	<p>特に学習上必要な場合及び原典をそのまま載せる必要のある場合を除き、現代口語文を用いること。</p>
仮名遣い	<p>(1) 現代口語文においては、「現代仮名遣い」（昭和61年内閣告示第1号）を用いること。ただし、近代詩歌などの原典をそのまま載せる必要がある場合には、この限りでないこと。</p> <p>(2) 文語文においては、原則として歴史的仮名遣いを用いるものとし、必要に応じて、適切な配慮をすること。ただし、芸術科「音楽」の歌詞については、歌詞が文語文の場合でも、「現代仮名遣い」を用いるか又は併記すること。</p>
送り仮名	<p>(1) 「送り仮名の付け方」（昭和48年内閣告示第2号）の通則1から通則6までの「本則」及び「例外」、通則7並びに「付表の語」（1のなお書きの部分を除く。）によること。</p>

ローマ字 つづり	「ローマ字のつづり方」(昭和29年内閣告示第1号)の第1表又は第2表(「そえがき」を含む。)によること。
地名・人名	<p>(1) 我が国の地名の表記は、法令などの官報に記載されたものによるが、不備のものについては、国土交通省国土地理院発行地形図及び海上保安庁発行海図に記載されたものによること。</p> <p>(2) 外国の国名の表記は、原則として外務省公表資料等信頼性の高い資料によること。</p> <p>(3) 外国の地名及び人名の表記については、慣用を尊重すること。</p> <p>(4) 地名・人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。</p>
用語・記号	<p>(1) 学習指導要領に示す用語及び記号で生徒用として適当なものは、これによること。</p> <p>(2) 地図記号は、特殊なものを除き、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の用語及び記号で各教科に対応した学術用語集、日本産業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、これらによること。ただし、生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によるものが適当である場合などは、これらによらないことができること。</p>
計量単位	<p>(1) 計量単位及びその記号は、「計量法」(平成4年法律第51号)によること。ただし、当該計量単位の中に国際単位系(SI)の単位又はSIと併用される単位がある場合には、原則としてこれによること。</p> <p>(2) 特定の目的に慣用上又は学術上認められる単位で、計量法の規定に抵触していないと認められるものは用いることができること。</p>

3. 教科用特定図書関係

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律第6条第1項の規定に基づき定める教科用拡大図書の標準的な規格の策定等

（平成20年12月25日
文部科学大臣決定
平成22年1月15日改正）

1. 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、教科用拡大図書の標準的な規格について、別添のとおり定める。
2. 法第6条第2項に規定する指定種目は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条、第62条及び第70条第1項において準用する場合を含む。）に基づき小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において使用される教科用図書の教科に係るすべての種目とする。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律第六条第一項の規定に基づき定める教科用拡大図書の標準的な規格

第1 小中学校段階

1. 全般的事項

- (1) 本規格は、教科書発行者による教科用拡大図書（以下「拡大教科書」という。）の発行を促進するために定めるものであり、ボランティア団体等が弱視児童生徒個々のニーズに応じて製作する拡大教科書まで制約するものではないが、当該ボランティア団体等の参考にも資するよう、概括的な一般原則や製作上の配慮事項についても含むものとする。
- (2) 本規格は、できるだけ多くの弱視児童生徒が利用できるものにするため、文字の大きさとして18ポイント～26ポイント（小学校3年までは発達段階を考慮して22ポイント～30ポイント）程度の文字を使用する弱視児童生徒を対象とする。

また、本規格に適合する拡大教科書の発行にあたっては、文字の大きさが22ポイントの版を基準に、その1.2倍と0.8倍の3パターンの版を作成することとする。

2. 各教科共通事項

(1) 体様

① 基本的体様

- 本文の文字の大きさは、22ポイント程度（小学校3年までは発達段階を考慮して26ポイント程度）のものを基準の版とする。
- 基準の版を基にして、1.2倍程度の単純拡大により、26ポイント程度（小学校3年までは発達段階を考慮して30ポイント程度）の版も作成する。
- また、基準の版を基にして、0.8倍程度の単純縮小により、18ポ

イント程度（小学校3年までは発達段階を考慮して22ポイント程度）の版も作成する。

② 判の大きさ

- 各教科書発行者が作成・発行している原本教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書をいう。以下同じ）と同じ判の大きさを基本とするが、単純拡大又は単純縮小をした場合においても弱視児童生徒の使い勝手のよいものになるよう判型を設定する。
- 基準の判で作成したものをもとにして、1.2倍程度の単純拡大の判のものも作成する。
- 基準の判で作成したものをもとにして、0.8倍程度の単純縮小の判のものも作成する。

③ 用紙

- まぶしさを軽減する必要がある弱視児童生徒に配慮して、紙面反射率の低い（白色よりも少し明度をおとした）用紙を使用する。

④ 印刷方法

- 原本教科書がフルカラーである場合は、原則としてフルカラーで印刷する。
- まぶしさを軽減する必要がある弱視児童生徒に配慮して、原則として反射率の高いオイル含有のトナーは使用しない。

⑤ 製本方法

- ページ数が多くなり本が厚くなった場合でも、ページを開きやすく、しっかり開いた状態で机上や書見台上に置くことができるような綴じ方にする。

⑥ 分冊

- 拡大教科書1冊のページ数が多く、厚くなる場合は、分冊にする。なお、分冊にする場合は、章の区切り等の内容のまとまりを考慮して区切る。
- 索引、巻末資料、単語集、用語解説、巻頭の地図等の、分冊にまたがって利用する資料については、別冊又は分冊全てに付ける

こと等により、利用しやすいものになるように配慮する。

【参考仕様】

分冊にする場合、目次については、原本教科書1冊すべての項目、及び各分冊が原本教科書の何ページから何ページまでを掲載しているのかが分かるように、それらを分冊ごとに記載する。

(※) 本則としての「標準仕様」を示すとともに、必要がある場合は、より品質を向上させるための「参考仕様」についても示すこととする。

⑦ ページの表記

- ページ番号の数字の大きさについては、本文と同じ程度の大きさとする。
- 拡大教科書のページ番号を付す位置は、左ページについては左下、右ページについては右下を原則とする。
- 拡大教科書のページ番号の表記については、原本教科書との対応関係が分かるようにするため、ページ数にハイフンでつないで、拡大教科書での連番数を追記する。例えば、原本教科書の20ページ目が拡大教科書では3ページにわたる場合は、それぞれのページについて「20-1」「20-2」「20-3」という番号を付ける。
- 見開きのページの作成等によって、レイアウトの都合上、空白のページができる場合は、ページ番号を付ける位置に「空白ページ」と記す等、空白であることが明確に分かるようにする。

(2) 仕様

① 基本的事項

- 原本教科書の1ページの本文、解説文、ルビ等の文字要素を、大きさ、字体、字間、行間等を適切に拡大、修正するとともに、それ以外の要素としての図・写真等を内容に応じて拡大・修正し、概ね2～3ページに収まるように配置する。
- その際、原則として、原本教科書の各要素の内容、配置に即し

て、拡大、修正、配置等を行い、原本教科書の編集意図を損なわないようにする。

- 編集作業に当たっては、本規格で示された規格以外に、細部にわたった見えやすさの整備を行うため、原本教科書の編集者とともに、特別支援学校（視覚障害）の教員や弱視教育の研究者等の専門家が編集に関与するように努める。

② 文字の大きさ

- 本文の文字の大きさは、小学校3年までは26ポイント程度、それ以上の学年は22ポイント程度を基準とする。
- 本文の文字の大きさを基にして、その他の、図・写真等の表題、解説文、ルビ等の文字の大きさを決める。
- ルビ、漢文の返り点、数学の指数・対数の上付き文字、化学記号の下付き数字等の大きさは、本文の文字の大きさの2分の1程度以上とする。
- 図・写真等の表題や解説文は、本文と同じ文字の大きさにすることが望ましい。レイアウトの都合等により、本文より小さい文字を使う必要がある場合は、本文の文字の大きさの0.8倍程度とする。

③ 文字の字体

- 字体は、弱視児童生徒の読書時における文字認知のしやすさを考慮して、当分の間、ゴシック体を標準とする。ただし、ゴシック体は、正確に文字を書く学習においては幾つかの問題点を有することから、今後これらの問題点を解消することのできる字体の開発が望まれ、開発が進んだ段階においては、これを拡大教科書に採用することについて検討する必要がある。
- 文字の線の太さ（ウエイト）は中太（M）を標準とする。
- なお、国語における平仮名等の初期学習段階や新出漢字の学習等に関する部分については、必要に応じて教科書体を使用する。
- アルファベットや数学記号、単位記号等、原本教科書において

固有の字体がある場合は、その字体を用いることを原則とするが、見えにくいと判断される場合には、線の太いものや、それに近い字体で見えやすいものを採用する。

- 強調文字については、画数の多い漢字の細部がつぶれて見えにくくならないような字体を選択する。

④ 字間

- 字間については文字詰めをしないことを原則とする。
- 両側の文字に接近しているために読み取りにくい文字（「+」, 「-」, 「…」等）や強調する必要のある文字等については、その両側の文字間を少しあけるように配慮する。
- ルビの長いものについては、ルビに合わせて漢字の文字間を広くとりすぎると本文が読みにくくなるので、文字間を適切にあげるように配慮する。

⑤ 行間

- 1つの行の読み取りが、他の行の影響を受けずに読めるようにするために、十分な行間をとるように配慮する。
- ルビの付いていない場合の行間は、文字の大きさの2分の1程度以上とする。
- ルビの付く場合の行間については、ルビの付いていない場合の行間よりも広くとり、ルビの文字の大きさを大きくできるように配慮する。
- ルビ（上付き文字）と下付き文字が、同じ行間にある場合、重ならないよう、その位置に配慮する。

⑥ 色

- 文字、図・写真等、各要素の配色、明度、コントラストについては、原則として、原本教科書と同様とする。
- ただし、それらの要素が見えにくい場合は、必要に応じて次のような修正も行う。

（文字の背景色）

- 背景の色にまぎれて文字が見えにくい場合は、背景の色を削除する。背景の色に意味がある場合は、同色系の濃い色の線で文字を囲む。
(コントラストが低い図・写真等)
 - コントラストが低くて見えにくい図・写真等については、コントラストを適切に調整して見えやすくする。
(見えにくい文字の処理)
 - 影付きの文字の影等、見えにくさに影響すると思われるものについては削除して通常の文字にする。
(色の違いを読み取る必要のある図・写真等)
 - 色の違いが図等の読み取りに重要な役割を果たす場合は、各色に明度差をつけたり、隣接する色に明確な輪郭線をつけたりして、その違いが分かるようにする。
(グラデーション)
 - まぎらわしいグラデーションは削除し、均一の色にする。
- ⑦ 記述内容
- 文字で表記された原本教科書の内容等については、修正しないことを原則とするが、拡大教科書として必要な、次のような修正は行う。
(指示に関する表記)
 - 「右の図の～」「下の文章を読んで～」等の原本教科書の表記が、拡大教科書では当てはまらなくなる場合は、「次ページの～」等と適切な表記にする。またページ番号で明確に示すことが出来る場合は「7 - 2 ページの～」等、拡大教科書の実ページ番号で表記する。
- ⑧ 図・写真等
- 図・写真等（本文等の文字要素以外のグラフや表等も含む。以下同じ）の大きさについては、そのすべてを一律に拡大するのではなく、詳しく情報を読みとる必要のあるものは拡大率を高くす

るが、そうでないものは、原本教科書と同じ大きさにする等、内容に応じて配慮する。

- レイアウトの都合上十分な拡大率が確保できない場合は、縦置きを図・写真等を横置きにしたり、見開きで提示したりすること等も検討する。
- 図・写真等の中で、必要な情報が見えにくい場合や、情報の読み取りにおいてノイズとなるものが含まれる場合等は、必要に応じて次のような修正を行う。ただし、部分的な修正では対応できない図等については、作り直すことも検討する。
(図・写真等に含まれる文字・記号)
- 図・写真等に含まれる文字や記号が見えにくい場合は、打ち直して拡大する。また、文字や記号が図・写真等の背景にまぎれて見えにくい場合は、白色背景の長方形や輪郭等をつけた中に、拡大した黒文字で打ち直す。
(図・写真等の中の線)
- 図・写真等の中の見えにくい輪郭線や、グラフの線、目盛り等については、線を太くして見えやすくする。
(図・写真等の中の部品)
- 図・写真等の中の矢印や、引き出し線、点等の見えにくい要素は、見えやすく作り直したものに置き換える。
(複数の図・写真等の重なりや近接)
- 複数の図・写真等が重なって、それらの区別がつきにくい場合は、その境目を白線で仕切る等して、分離して示す。
- 表や囲み等の罫線と、その中の文字等が接近しすぎて見えにくい場合は、それらの間隔をあける等、見えやすいように配慮する。

【参考仕様】

図・写真等の読み取りを容易にするため、図・写真等の表題や説明文を読んでから図・写真等を見ることができるよう、それ

らの表題や説明文を図・写真等の前に示す。

(罫線 (表, グラフ, 囲み等))

- 表, グラフ, 囲み等の罫線が見えにくいものについては, 線を太くする。

(表)

- 表の外郭や区切りの見えにくい線については, 太くする。ただし, 異なる意味で用いられる区切りの線等は, 見分けられるように配慮する。

(グラフ)

- 円グラフ, 帯グラフ, 棒グラフ等, グラフの外郭や区切りの線で, 見えにくいものについては線を太くする。
- 折れ線グラフの線で, 見えにくいものは, 線を太くする。
- グラフ等に複数の種類の線が用いられている場合は, それらの各線が見分けられるように配慮する。

(年表)

- 拡大することで, 原本教科書の1ページを複数ページにする必要がある場合, その分割については, 時代の区切りを考慮して分割する。
- 世紀の区切り等, 全体の中の重要な分割部分となるものについては, 間隔をあける, 太い線で明確に示す等, 配慮する。
- 日本の歴史と世界の歴史等, 同時に提示されているものについては, 年表を進行方向に更に拡大することなどにより, 原則として同時に提示するように配慮する。

(手書きの文字を含むイラスト, 表等)

- イラストや表等の中に手書きの文字がある場合はそのまま示すことを原則とするが, 学習上読み取る必要のある大切な情報がある場合は, 打ち直して示すことを検討する。

⑨ レイアウト

- 本文，解説文，注，図・写真等の各要素を，できる限り，原本教科書の通りに配置する。
- ただし，原本教科書の通りには配置できない場合及び配置を変更した方が，弱視児童生徒にとって分かりやすいと考えられる場合は，配置を変更することを検討する。
- 配置の変更にあたっては，原本教科書の内容及びその教科書を用いた指導の進め方に即して行う。
- 図・写真等とそれに対応する本文，本文と注，比較して読み取る必要のある図・写真等，関連のある要素については，近接して提示されるように配慮する。
- 年表とその各部に対応する写真等，近接して提示することが困難な場合は，各写真が年表のどの部分に対応するかについて，数字や記号で対応関係を示す等により，分かりやすくなるように配慮する。
- 章の標題は必ず見開きページの偶数ページ行頭に配置し，節の表題はページ行頭に配置する等，できるかぎり同じパターンレイアウトになるようにする。

3. 各教科固有事項

(1) 国語

① 文字の字体

(平仮名，片仮名の導入)

- 小学1年での，平仮名，片仮名を初めて学習する部分では，字体として教科書体を用いる。

(新出漢字)

- 新出漢字欄や，巻末の漢字一覧表の漢字等，漢字の字体や書き順等を学習する必要があるものについては，字体として教科書体を用いる。

(書写)

- 書写の手本等，そのまま示す必要があるものについては，原本

教科書と同じ字体とする。

② 図・写真等

(挿し絵等)

- 物語文等の挿絵等，本文の読み取りにあまり関わらない図・写真等については，拡大等の修正は行わなくてもよいこととする。

(2) 社会

(地図)

- 地図全体を拡大したのみでは見えにくい地図中の文字や地図記号等で重要なものについては，拡大して打ち直す。文字や地図記号が背景にまぎれて見えにくい場合，白色背景の長方形や輪郭等をつけた中に，拡大した黒文字で打ち直す。
- 海岸線，地域の分割線，河川等，見えにくい線の要素で重要なものについては，コントラストを上げる，背景色を薄くする等，見えやすいようにする。
- 日本地図全図等，拡大すると1ページに収まらない場合は，分割して示すことも検討する。ただし，その分割は地域のまとまり等，学習上のまとまりに留意する。
- 地図に縮尺を示すものがある場合は，その拡大率も地図と同じ拡大率にして同じ比率にする等，配慮する。

【参考仕様】

海岸線，地域の分割線，河川等，見えにくい線の要素で重要なものについては，線を太くする等して，見えやすくする。

(写真等)

- 歴史上の人物画や美術品の写真等，そのまま示すことが必要なものについては，そのまま提示することとし，必要であれば拡大のみして示す。その中に，文字等読み取る必要のある情報がある場合は，そのみ抜き出して拡大して提示する等，配慮する。

(3) 算数・数学

① 文字の大きさ

(添え字 (指数等))

- 指数等の添え字については、見えやすいように、大きくする。
その大きさとしては、数字の2分の1程度以上の大きさにする。

② 文字の字体

- 変数、定数、単位記号、演算記号等については、原本教科書で用いられている字体と同じ字体を用いるものとするが、見えにくい場合は、線が太い字体を用いる等、配慮する。

(数式)

- 演算記号と数、定数等が近接して読み取りにくい場合は、その間隔を、少しあけるように配慮する。

【参考仕様】

分数で使われる横線と根号の線や数字の線等、数式の中の線の区別がつきやすいように、線の太さに差をつけたり、線の間隔をあける等、配慮する。

(ドット (小数点等))

- 小数点等のドットについては、見えやすいように大きくする。
その大きさとしては、数字の線の太さと同じ程度の直径にする。

③ 図・写真等

(図形)

- 図形の輪郭線で、見えにくいものについては、線を太くする。
- 図形を構成する線と補助線等を区別できるように、線の太さや種類を変える等、配慮する。
- 頂点を示す点等、見えにくい点については、見えやすいように、大きなものにする。

(実測の目盛等)

- 定規の目盛等，実測するために原寸で示す必要のあるものについては，拡大せず原寸で示す。ただし，詳しく読み取る必要のある部分については，そこだけを取り出して拡大して示す等，配慮する。

(4) 理科

(原寸表示)

- 虫の卵や植物の種等，原寸で示されている写真については，拡大教科書でも原寸表示とする。ただし，それを詳しく読み取る必要がある場合は，別に拡大して示す等，配慮する。
- 鉱物の顕微鏡写真等，倍率が付されて示されているものについては，拡大教科書でも，そのまま示す。ただし，それを詳しく読み取る必要がある場合は，別に拡大して示す等，配慮する。

(5) 生活

(ページ一面あるいは見開きにわたるイラスト・写真等)

- ページ一面あるいは見開きにわたって示されているイラスト・写真等は，原則として，そのまま提示する。ただし，必要に応じて，その一部を切り出して，拡大・修正をして示す。

(6) 音楽

(譜面)

- 五線の線については，見えやすいように，太くする。
- 音符，休符，音楽記号等は，見えやすいように，大きくする。
- 譜面の中の歌詞について，見えやすいように，歌詞がつく五線間を広くしたり，別に取り出して拡大して示す等，配慮する。

(7) 図工・美術

① 色

(色)

- 美術作品の写真や，色に関する学習の部分等，色を忠実に示す必要があるものについては，拡大教科書でも，色の調整，印刷の調整等で忠実に示すように配慮する。

- ② 図・写真等
(写真)
 - 美術作品の写真等，そのまま示すことが必要なものについては，拡大教科書でもそのまま示すこととし，必要に応じて拡大のみして示す。
- (8) 家庭・技術
 - 算数・数学，理科と同様の配慮をする。
(製図)
 - 製図の線の太さは，各種の線の太さの比率が，原本教科書と同じ程度になるように配慮する。
- (9) 体育・保健
 - 理科と同様の配慮をする。
- (10) 英語
 - ① 文字の字体
(アルファベット等の字体)
 - アルファベットの字体については，原則はゴシック体とする。
 - ブロック体，イタリック体等で示されているものについては，その字体とする。ただし，見えやすいように，線が太いものを用いる等，配慮する。
 - 発音記号については，見えやすいように，線の太いものを用いる等，配慮する。
 - ② 図・写真等
(巻末資料)
 - 巻末資料の単語集等，各分冊で使用するようになるものについては，別冊にする等，配慮する。

第2 高等学校段階

1. 全般的事項

- (1) 小中学校段階の標準規格に準ずることを原則とする。

- (2) 教科・科目の多様化や学習内容の増大及び一層多様化する生徒のニーズにも応えられるよう、文字の大きさを若干小さくすることにも留意し、各教科書発行者が作成・発行している原本教科書を単純拡大した拡大教科書（以下、「単純拡大教科書」という。）を規格の一つとする。

2. 各教科共通事項

- 小中学校段階の標準規格に準ずることを原則とする。

3. 各教科固有事項

- (1) 国語，数学，理科
○ 小中学校段階と同様の配慮とする。
- (2) 地理歴史，公民
○ 小中学校段階の社会と同様の配慮とする。
- (3) 保健体育
○ 小中学校段階の理科と同様の配慮とする。
- (4) 芸術
○ 種目に応じ，音楽，図工・美術と同様の配慮とする。
- (5) 外国語
○ 小中学校段階の英語と同様の配慮とする。
- (6) その他の教科
○ 小中学校段階の算数・数学，理科と同様の配慮とする。

4. 単純拡大教科書

- 単純拡大については，A4判を基本とする。また，原本教科書のレイアウトに準拠しつつ，必要に応じて文字の字体など小中学校段階の拡大教科書と同様の体様及び仕様になるよう努めるものとする。

附則

- (1) 本規格は，平成22年度において使用される拡大教科書から適用する。
- (2) 本規格については，今後，拡大教科書の作成状況やその使用実態等を踏まえ，適宜必要な見直しを行う。

(事務連絡)
(平成31年4月17日)

各教科書発行者
各教科用特定図書等発行者 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

現在、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）等に基づき、点字教科書、拡大教科書及び音声教材等の教科用特定図書等が制作され、障害のある児童生徒に対して提供されています。

この度、より効率的な教科用特定図書等の制作に資するため、教科書デジタルデータのインターネットを通じた提供を可能とすべく、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則（平成20年文部科学省令第29号）を改正するとともに、迅速な教科書デジタルデータのために、「教科書デジタルデータの提供に関する実施要項」を改正しました。

については、これらの改正の趣旨等は、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、引き続き、教科用特定図書等の制作・提供に御協力願います。

なお、今年度のデータ管理機関は東京大学先端科学技術研究センターとなりましたので、教科書デジタルデータに関する手続き等については、別途御連絡いたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課普及促進係
電話：03（5253）4111 内線：4743

記

1. 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則の一部改正について

①改正内容

- 第1条第1項及び第2条第1項を改正し、教科書デジタルデータの提供方法について、「光ディスクその他これに準ずる物を交付する方法」又は「電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法」によることとした。

②改正趣旨

- 教科書デジタルデータの提供において、光ディスク以外のフラッシュメモリなど新たな記録媒体を使用することで、データの複製に要する時間の削減等の利便性の向上が期待される。
- また、インターネットを利用する方法により、光ディスクの購入費や複製に要する時間を削減することや、教科書デジタルデータを小分割して提供することが可能となり、効率的に教科書デジタルデータの提供を行うことができる。
- これらにより、教科書発行者及びデータ管理機関が行う教科書デジタルデータの提供を効率化し、教科用特定図書等の制作者に教科書デジタルデータが迅速に提供されるようにする。

③施行日

公布の日（平成31年4月3日）

2. 教科書デジタルデータの提供に関する実施要項の一部改正について

①改正内容

- 3.(2)を改正し、教科用特定図書等の制作者による提供希望データの届出に加え、「教科書デジタルデータに対する需要の状況その他の事情」を踏まえて要提供データの通知を行うことを可能とした。
- 3.(4)を改正し、教科書発行者が教科書デジタルデータを提供する際に、「データ管理機関がその業務を円滑に遂行するため必要が

あると認めて当該確認を要しない旨を指示したときは、この限りでない」旨を規定した。

②改正趣旨

- データ管理機関が行う要提供データの通知を早期化するとともに、教科書発行者が行う教科書デジタルデータの提供を迅速化することで、教科用特定図書等の制作者に教科書デジタルデータが迅速に提供されるようにする。

③施行日

平成31年4月3日

(以上)

教科書デジタルデータの提供に関する実施要項

平成21年2月10日
文部科学大臣決定
平成21年4月1日改正
平成22年3月18日改正
平成25年8月21日改正
平成31年4月3日改正

1. 趣旨

本要項は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号。以下「法」という。）第5条並びに同法施行規則（平成20年文部科学省令第29号）第1条及び第2条に基づき、教科用図書発行者が発行する教科用図書に係る電磁的記録（以下「教科書デジタルデータ」という。）について、これを教科用図書発行者がデータ管理機関（文部科学大臣又は文部科学大臣が指定する者をいう。以下同じ。）に対して提供する手続及びデータ管理機関が教科用特定図書等の発行をする者に対して提供する手続について定めるものである。

2. 対象

本要項に定める手続の対象となる提供すべき教科書デジタルデータの種目及び範囲は、以下のとおりとする。

(1) 種目

学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条、第62条及び第70条第1項において準用する場合を含む。）に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において使用される教科用図書の教科に係るすべての種目

(2) 範囲

教科用図書の本文、図・写真、脚注、表紙など、教科用図書に掲載されているものすべての教科書デジタルデータ

3. 具体的手続

教科書デジタルデータの提供に係る具体的手続は、以下のとおりとする。

(1) 提供希望データの届出

(ア) 教科用特定図書等の発行をする者で次のいずれかに該当する者は、データ管理機関に対し、使用（教科用特定図書等を発行するための使用に限る。）を希望する教科書デジタルデータの種類について、別に定める様式により届出を行う。

- ① 教科用拡大図書を製作する者
- ② 教科用点字図書を製作する者
- ③ 音声読み上げのコンピュータソフトを利用した教材（教科用図書に準ずるものと認められるものに限る。）を、障害のある児童生徒に向けて製作する者
- ④ 教科用拡大図書を製作する高等学校及び特別支援学校（視覚障害等）高等部(以下「高等学校等」という。)

(イ) 3.(1)(ア)④は、データ管理機関へ届出を行った際、公立の高等学校等については当該高等学校等を設置する教育委員会、私立の高等学校等については当該高等学校等を設置する学校法人の理事長、国立大学法人に附属して設置される高等学校等については当該国立大学の学長（以下、「設置者」という。）に対して、別に定める様式により報告を行う。

(2) 高等学校等における教科用拡大図書の発行

高等学校等における教科用拡大図書の発行には、授業の進捗状況や一人一人の生徒の見え方等に応じた対応をするため、一単元毎の製作や、データの一部の拡大複製も含まれるものとする。

(3) 要提供データの通知

データ管理機関は、(1)の届出又は教科書デジタルデータに対する需要の状況その他の事情を踏まえ、教科用図書発行者に対して、提供を要する教科書デジタルデータの種類について、別に定める様式により通知する。

(4) 教科用図書発行者からデータ管理機関へのデータ提供

教科用図書発行者は、データ管理機関に対し、(3)により通知された種類の教科書デジタルデータを提供する。

この場合において、データの提供はPDF形式のファイル（別に定める仕様に基づくものとする。）により行うほか、可能な限りテキスト形式のデータも提供することとする。また、正しく表現されず、適切な活用ができない図や写真等の画像データについては、必要に応じ、JPEG形式のファイルを併せて提供する。

なお、当該ファイルを提供する際には、教科用図書の内容が正しく表示されるかを、責任をもって確認すること。ただし、データ管理機関がその業務を円滑に遂行するため必要があると認めて当該確認を要しない旨を指示したときは、この限りでない。

(5) データ管理機関から教科用特定図書等の発行をする者へのデータ提供

データ管理機関は、(4)により提供された教科書デジタルデータについて、教科用特定図書等の発行をする者の要望に応じ、教科用特定図書等の製作上必要な範囲においてデータ形式の変換を行った上で、(1)の届出を行った者に対し、当該届出のあった種類の教科書デジタルデータを提供する。

なお、高等学校等へデータを提供した際には、別に定める様式により、設置者に対して、提供した教科書デジタルデータの情報等を報告する。

(6) 使用制限承諾書の提出

他の用途への流用や第三者への流出を防止するため、(5)により教科書デジタルデータの提供を受ける者は、データ管理機関に対し、別に定める様式により、教科書デジタルデータの使用制限承諾書を提出する。

(7) 発行完了報告書の提出

データの利用状況を明らかにするため、教科書デジタルデータの提供を受けて、教科用特定図書等（法第10条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和37年法律第60号）第3条の規定に基づき無償給付の対象となるものを除く。）を発行した者は、データ管理機関に対

し、別に定める様式により、発行完了報告書を提出する。

4. その他

(1) 施行期日

この要項は、決定の日から施行する。

(2) データ管理機関

文部科学大臣が本要項に基づくデータ管理機関の業務（データの受領、提供、変換、廃棄及び活用に関する助言など）を行う場合は、必要な事務は文部科学省初等中等教育局教科書課において行うものとする。

なお、文部科学大臣は、データ管理機関における業務を、第三者に委託して実施することができるものとする。

(3) 費用

(ア) 教科用特定図書等の発行をする者が、教科書デジタルデータの提供を受けるにあたっては、3.(1)、(6)及び(7)の書類の提出に係る通信費用のみを負担するものとする。

(イ) 3.(4)の教科用図書発行者からデータ管理機関への教科書デジタルデータの提出に係る通信費用は、教科用図書発行者の負担とする。

(4) 高等学校等への指導、助言

(ア) データ管理機関は、教科書デジタルデータの提供を受けた高等学校等に対して、データ提供情報を把握し、データの活用方法や他目的への流用防止等に関する助言等を行う。

また、高等学校等が提出した3.(6)の使用制限承諾書の他の用途への流用及び第三者への流出に該当する疑いがあると認められるときは、設置者との連携のもと、その利用状況について調査をできるものとする。

(イ) データ管理機関は、設置者に対して、データの活用方法や他目的への流用防止等に関する助言等を行う。

(ウ) 設置者は、報告を受けた高等学校等に対するデータ提供情報を把握し、データの活用方法や他目的への流用防止等に関する指導、助言を

行う。

また、高等学校等が提出した3.(6)の使用制限承諾書の他の用途への流用及び第三者への流出に該当する疑いがあると認められるときは、その利用状況について調査を行う。

- (エ) データ提供を受ける高等学校等は、データ管理機関及び設置者からデータの活用方法や他目的への流用防止等に関する助言等を受けるものとする。

障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領

(平成22年3月12日)
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号。以下「法」という。）第10条から第15条までの規定に基づき、小中学校（小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）をいい、学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒に対する教科用特定図書等の無償給与に関し、手続及び必要な書類の様式を定めるものである。

また、法第16条から第18条までの規定に基づき、標準教科用特定図書等の需要数の報告等について、手続及び必要な書類の様式を定めるものである。

2. 給与対象図書

- (1) 法第10条に規定する、小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付については、「検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等」と定義されていることから、現状における学校での使用状況や指導の実態に照らして、当面は、教科用拡大図書（以下「拡大教科書」という。）及び教科用点字図書（以下「点字教科書」という。）について対象とする。

また、その他の図書等が児童及び生徒の障害の状態に応じた教科用特定図書等に該当するかどうかについては、発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する研究成果や学校での使用状況等を踏まえ検討し、今後、法第9条第2項に基づき、関係機関に対して、教科用特定図書等についての必要な情報の提供を行うことと

する。

- (2) 給与される図書は、給与対象者が在籍している学校において使用する検定教科用図書と同一の内容の拡大教科書又は点字教科書とする。

また、給与される種類及び冊数については、他の児童生徒が当該学年に給与される検定教科用図書の種類及び冊数に準ずるものとし、図書が給与された種目については、当該種目に係る検定教科用図書の給与は原則として行わない。

なお、拡大教科書については、文字等の拡大等に伴う頁数の増等の理由により図書が分冊となる場合にあっては、当該分冊による冊数を1冊とみなし給与する。

3. 給与対象者

小中学校に在籍する児童及び生徒であって、以下のいずれかに該当する者とする（ただし、眼鏡等で視力を矯正しうる者を除く。）

- ① 視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する「視覚障害者」
- ② 「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付14文科初第291号文部科学省初等中等教育局長通知）に定める「弱視者」に相当する児童生徒
- ③ ②に準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通常の検定教科用図書の文字、図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等学習に困難を来たす者であって、拡大教科書又は点字教科書を使用することが教育上適当であると所管の教育委員会（国立学校及び私立学校にあっては学校長。以下「教育委員会等」という。）が認める者

4. 給与申請手続き等（【 】内は根拠条文）

- (1) 教育委員会等は、その所管する小中学校に給与対象者が在籍する場合には、別紙様式1により、給与対象者、給与図書の種類及び冊数、

教科用特定図書等発行者（以下「発行者」という。）の名称等の必要事項を記入し、所定の期日までに都道府県教育委員会に提出する。【法第16条第1項、施行規則第8条】

- (2) 都道府県教育委員会は、提出された別紙様式1について、別紙様式2により取りまとめの上、別紙様式1と併せて、所定の期日までに文部科学省教科書課に提出する。【法第16条第2項、施行規則第9条】
- (3) 文部科学省は、別紙様式1に記載された発行者と「教科用特定図書等購入契約」を締結し、当該発行者より購入した教科用特定図書等を給与対象者が在籍する学校の設置者に無償で給付し、当該学校の設置者は、国から給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、給与対象者に無償で給与する。【法第10条、第11条、第12条第1項】
- (4) 給与対象者が転学したことにより、教科用特定図書等の再給与を行う必要がある場合の手続き等については、上記(1)、(2)及び(3)の手続きを速やかに行うものとする。【法第12条第2項】
- (5) なお、別紙様式1に記載された発行者のうち、標準規格に基づく教科用特定図書等（以下、「標準拡大教科書等」という。）を発行する者に対しては、その発行すべき標準拡大教科書等の種類及び部数を通知する。【法第17条】

5. 教科用特定図書等の納入及び給与

- (1) 発行者は、「教科用特定図書等購入契約」の定めるところにより、給与対象者が在籍する学校の設置者が別に指定する場所へ教科用特定図書等を納入するものとし、納入時期による区分は以下のとおりとする。
 - ① 前期用（4月1日から4月15日までに納入した教科用特定図書等（(3)の場合において給与すべきものを除く。）をいう。以下同じ。）
 - ② 後期用の教科用特定図書等（9月1日から9月15日までに納入した教科用特定図書等（(3)の場合において給与すべきものを除く。）をいう。以下同じ。）

- ③ 前期転学用 ((3)の場合において、4月1日から8月31日までに納入した教科用特定図書等をいう。以下同じ。)
- ④ 後期転学用 ((3)の場合において、9月1日から2月末日までに納入した教科用特定図書等をいう。以下同じ。)
- (2) 給与対象者への給与は、在籍する学校の校長を通じて、教科用特定図書等の納入後速やかに行うものとする。
- (3) 異なる検定教科用図書を使用する小中学校への転学により、給与対象者に必要となる教科用特定図書等が変更される場合を除き、図書の再給与は行わない。【法第12条第2項、施行規則第3条】
なお、再給与を行う場合においても、(1)及び(2)に準じて取り扱うものとする。

6. その他の事務処理

- (1) 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成20年政令第281号。以下「施行令」という。）第一条に定める実施機関は、発行者から教科用特定図書等を受領したときは、別紙様式3-1及び3-2により、教科用特定図書等の名称及び冊数その他必要事項を記載した書類（以下「受領報告書」という。）を前期用、後期用、前期転学用及び後期転学用ごとに作成し、これを都道府県教育委員会に提出するとともに、別紙様式4-1、4-2及び4-3により、同事項を記載した受領証明書（以下「受領証明書」という。）を前期用、後期用、前期転学用及び後期転学用ごとに作成し、これを当該発行者に交付するものとする。【施行令第2条、施行規則第4条】
- (2) 発行者は、上記(1)の受領証明書を受け取ったときは、別紙様式5-1及び5-2により、都道府県ごとに教科用特定図書等の納入冊数を集計した書類（以下「納入冊数集計表」という。）を作成し、受領証明書を添えて当該都道府県教育委員会に提出するものとする。【施行令第3条、施行規則第5条】

- (3) 都道府県教育委員会は、上記(1)の受領報告書を受け取ったときは、別紙様式6-1及び6-2により、当該都道府県内の教科用特定図書等の受領冊数を集計した書類（以下「受領冊数集計報告書」という。）を作成するものとする。

また、都道府県教育委員会は、受領冊数集計報告書と、発行者から提出のあった上記(2)の納入冊数集計表とを照合し、教科用特定図書等ごとに冊数が同一であることを確認したときは、受領冊数集計報告書を文部科学省に提出するとともに、納入冊数集計表及び受領証明書を当該発行者に返付するものとする。【施行令第4条、施行規則第6条】

- (4) 小中学校の設置者は、上記4.(3)による教科用特定図書等の給与が完了したときは、別紙様式7-1、7-2及び7-3により、給与を受けた児童及び生徒の名簿を作成するとともに、給与を受けた児童及び生徒の総数を都道府県教育委員会に報告するものとする。

なお、この報告は、別紙様式3-1により、6.(1)の受領冊数報告書の提出とあわせて行うこととする。【施行令第5条第1項、施行規則第7条第1項、第2項】

- (5) 都道府県教育委員会は、上記の報告を受けたときは、当該都道府県内の給与を受けた児童及び生徒の総数を、文部科学省に報告するものとする。

なお、この報告は、別紙様式6-1により、6.(3)の受領冊数集計報告書の提出とあわせて行うこととする。【施行令第5条第2項、施行規則第7条第3項】

- (6) この要領に定めるものの他、教科用特定図書等の無償給与に関し必要な事務処理については、検定教科用図書における教科書無償給与事務に準じて行うものとする。

7. その他

文部科学省は、必要に応じ、教科用特定図書等の給与に係る事務処理状況等について実態調査を行う。【施行令第6条】

4. 揭載補償金關係

(平成31年4月1日)
文化庁著作権課

平成31年度以降の教科用図書等への掲載等に係る 補償金の額の算出方法の考え方等について

1. 趣旨

本算出方法は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第33条第2項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項において、教科用図書、教科用拡大図書及び教科用図書代替教材（デジタル教科書）等への著作物の掲載等に係る補償金について、文化庁長官が算出方法を定めることとされたことを受け、平成31年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の算出方法について定めるものである。

なお、補償金の額の公表については、法令上の要請事項ではないが、関係当事者（権利者及び利用者）の利便性を考慮し、算出方法に係る本件告示とは別に、毎年度、算出方法により算出される補償金額の総表を文化庁ウェブサイトにて公表することとする。

また、小学校から高等学校までの各学校段階において新学習指導要領が実施されることになる2022（平成34）年度を目安として、教科用図書代替教材（デジタル教科書）の利用状況等についての実態調査を行い、算出方法見直しの要否について検討を行うこととする。

2. 概要

(1) 教科用図書（法第33条第2項関係）

前年度の教科用図書等への著作物の掲載に係る補償金（以下、「教科書等掲載補償金」という。）の額に対し、毎年度、文化庁長官が公表する教科用図書の価格の変動率を乗じた額を、前年度の教科書等掲載補償金の額に加算して算出するものとする。

(理由)

- 従来、教科書等掲載補償金及び教科用拡大図書等の作成のための著作物の複製に係る補償金（以下、「教科用拡大図書等複製補償金」）は、旧著

作権法（以下、特に明記しない限り、単に「旧法」という。）第33条第2項及び第33条の2第2項により、「文化庁長官が毎年定める額の補償金」を著作権者に支払わなければならないとされてきたが、現在においては、教科書等掲載補償金と教科用拡大図書等複製補償金のいずれについても、基準年度の補償金の額に教科用図書の価格の変動率を反映する等の形で、その算出方法が確立されるに至っており、補償金の額が機械的に算出されている。（別添1及び2参照。）

- すなわち、教科用図書等に掲載された著作物に支払われる補償金の額については、旧法による教科書等掲載補償金制度の発足以来の長年の運用実務として、基準年度（3年毎に更新。直近の基準年度は平成27年度）の補償金の額に教科用図書の価格の変動率を乗じた額を加える実務が定着している（教科用拡大図書等補償金についても、教科書等掲載補償金額を基準として、固定された要素に係る計算式により額を算出する実務が定着している）。
- 法は、このような長年の慣行を基礎として、具体的な補償金の額ではなく、算出方法を文化庁長官が定めることとしたものである。

(2) 教科用図書代替教材（デジタル教科書）（法第33条の2第2項関係）

教科書等掲載補償金の算出方法と同等の算出方法とする。ただし、発行部数1万部未満については、千部単位の補償金額を新たに設定する。

（理由）

- 教科用図書代替教材（デジタル教科書）は、学校教育法の改正により、教育課程の一部において、教科用図書に代えて使用することができること等が位置付けられ（学校教育法第34条第2項及び第3項）、その公益性を踏まえ、著作権法においても、教科用図書における場合と同様に、著作物の掲載に関する権利制限規定及び補償金制度が導入されるとともに、文化庁長官が、補償金の算出方法を定めることとされたものである。文化庁長官が補償金の算出方法を定めるにあたっては、このような教科用図書代替教材（デジタル教科書）への掲載等に関する権利制限の趣旨、同規定による著作物の利用の態様及び利用状況、教科書等掲載補償金の

額及びその他の事情を考慮する必要があるとされている（法第33条の2第2項）。

- これらの事項のうち、教科用図書代替教材（デジタル教科書）の利用に係る見通しについて、当面は、発行部数が一万部未満となる可能性があり、また、供給については、サーバ等を通じた「公衆送信」ではなく、メディア等を介した「複製」や「譲渡」が主となることが見込まれる一方で、その普及や主な供給方法の変化等に係る中長期的な見通しを把握・予測することは、現時点においては困難な状況である。また、学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参考2参照）では、教科用図書代替教材（デジタル教科書）の使用に当たって、地方公共団体や保護者等に過度の負担を課すことのないよう、補償金額を妥当な水準とし、価格を低廉に抑えることが求められている。
- これらのことを踏まえ、教科用図書代替教材（デジタル教科書）に係る補償金については、当面は、教科書等掲載補償金と同等の算出方法とするとともに、利用が一万部未満となる可能性を踏まえたものとする。

(3) 教科用拡大図書（法第33条の3第1項関係）

教科用図書等の算出方法に準拠して定められた教科書等掲載補償金の額を基に、発行部数による区分として「二十五部未満」、「二十五部以上五十部未満」、「五十部以上」の三つを設ける。

（理由）

- 教科用拡大図書等の作成のための複製等に関する補償金は、教科用拡大図書が、教科用図書に比べると発行部数が極めて少なく、かつ、弱視等の特別の配慮を必要とする児童・生徒のために作成される図書であるといった福祉を目的とした性質を考慮し、教科書等掲載補償金の額を基に推定される百部相当の額の二分の一を基準として、「二十五部未満」、「二十五部以上五十部未満」、「五十部以上」の三つの区分に係る額が定められてきた。
- 法は、このような長年の慣行を基礎として、具体的な補償金の額ではなく、算出方法を文化庁長官が定めることとしたものである。

(別添1)

教科書等掲載補償金の額の改定について

(平成17年1月24日
文化審議会著作権分科会決定)

1 基本的な考え方

- (1) 補償金の額は、原則として毎年改定するものとする。
- (2) 補償金の額の改定は、原則として、基準年度の補償金の額に教科書定価の上昇率を乗じた額を加えて行うものとする。
(注：基準年度(平成16年以降は、平成15年度)は3年ごとに更新。基準年度からの上昇率を乗じるのは、前年度の額に上昇率を乗じて改定を続けると四捨五入の関係で誤差が広がるため)

2 基本的な改定方法

- (1) 基準年度の補償金の額に、教科書定価の上昇率(例、平成16年度：小中学校▲0.1%、高等学校▲0.1%)を乗じた額を加え(10円の位を四捨五入)、次のとおりとする。
 - ① 「1万部未満」の額に「1万部ごとに加算する額」は、「1万部未満」から「9万部以上10万部未満」までの各区分の金額差(1万部ごとの金額差)を平均した額とする。(10円の位を四捨五入)
 - ② 「10万部以上15万部未満」の額に「5万部ごとに加算する額」は、「10万部以上15万部未満」から「95万部以上100万部未満」までの各区分の金額差(5万部ごとの金額差)を平均した額とする。(10円の位を四捨五入)
 - ③ 100万部以上の補償金の額は、「95万部以上100万部未満」の額に、上述の「5万部ごとに加算する額」を5万部までを越えるごとに加算する。
- (2) 国内の著作権者に支払われる補償金額については、別途消費税相当額を加算するものとする。

3 上記2により得られた額を基準として算定するもの

- (1) 「言語の著作物」に係る「第1種」、「第2種」、「第4種」の補償金の額
「第3種」の額を基準とし、それぞれ $5/2$ 、 $5/3$ 、 $7/30$ を乗じた額とする（10円の位を四捨五入）

$$\text{「第1種」} = \text{「第3種」} \times 5/2$$

$$\text{「第2種」} = \text{「第3種」} \times 5/3$$

$$\text{「第4種」} = \text{「第3種」} \times 7/30$$

注 「第一種」：教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあつては、1,500ワード以上）に相当する著作物

「第二種」：詩及び教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあつては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物

「第三種」：教科書等に掲載された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあつては、1,000ワード未満）に相当する著作物

「第四種」：短歌、俳句その他これらに準ずる著作物

- (2) 「美術・写真の著作物」に係る「1/2 ページ大」、「1/4 ページ大以内」の補償金の額

「1 ページ大」の額を基準とし、それぞれ $1/2$ 、 $3/10$ を乗じた額とする（10円の位を四捨五入）

$$\text{「1/2 ページ大」} = \text{「1 ページ大」} \times 1/2$$

$$\text{「1/4 ページ大以内」} = \text{「1 ページ大」} \times 3/10$$

注 「1 ページ大」：一の著作物を、2分の1ページを超え1ページ以内の大きさで掲載する場合

「1/2 ページ大」：一の著作物を、4分の1ページを超え2分の1ページ以内の大きさで掲載する場合

「1/4 ページ大以内」：一の著作物を、4分の1ページ以内の大きさで掲載する場合

(別添2)

教科用拡大図書の補償金の定め方について

(平成26年3月5日
文化審議会著作権分科会決定)

平成15年6月12日に成立した改正著作権法において、教科用拡大図書(以下「拡大教科書」という)の作成を権利者に許諾を得ることなく行うことができることとされ、営利を目的として拡大教科書を作成する場合には、文化庁長官が毎年定める補償金を著作権者に支払うことが義務付けられた(平成16年1月1日施行)。

このため、拡大教科書の補償金を定める必要があり、この補償金の定め方に関する考え方を示す。

1. 基本的な考え方について

- (1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。
- (2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。
- (3) 著作権法第33条第2項の教科書補償金の算出方法に準拠して定める。
 - ① 現行の教科書補償金は、権利者への最低補償として発行部数を1万部未満の額と定めており、これを基準にして発行部数毎に一定割合の額を加算した段階的な体系としている。
 - ② 「言語の著作物」は「第3種」の額「美術・写真の著作物」は「1ページ大」の額を基準とし、一定の割合を乗じて他の「種類」、「大きさ」について算出している。

2. 補償金の額の算出方法について

- (1) 通常の教科書に比べ発行部数が極めて少ないことを考慮する。
 - ① 拡大教科書は、通常の教科書と比べると発行部数が極めて少ないことから、現行の教科書補償金を基に少数数(部程度)発行した場合の額を推定することとする。
 - ② 拡大教科書の利用実態にかんがみ、発行部数による区分を設けるこ

ととする。

(2) 福祉を目的とした特殊性を考慮する。

公共交通機関等では、障害者福祉法に基づき身体にハンディを負った者に対し割引制度を実施しており、拡大教科書の作成にあたって利用される著作物の補償金においても、弱視の児童・生徒のために作成される教科書といった福祉を目的とした性質を十分に考慮すると、上述の100部相当の額の2分の1の額とすることが適当である。

【福祉割引の参考例】

5割……………鉄道，バス，船舶の運賃等，高速道路の通行料，
公共施設入場料，他

3割7分…航空機運賃

1割……………タクシー運賃

3. その他

この補償金の定め方については平成25年度使用教科用拡大図書複製補償金から適用する。

(平成31年4月1日)
文化庁長官決定

平成31年度以降の教科用図書等への掲載等に係る 補償金の額の算出方法

本算出方法は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条第二項、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項において、教科用図書、教科用図書代替教材（デジタル教科書）及び教科用拡大図書等への著作物の掲載等に係る補償金について、文化庁長官が算出方法を定めることとされたことを受け、平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の算出方法について、以下の通り定めるものである。

1. 教科書等掲載補償金の額の算出方法

平成三十一年度における教科書等掲載補償金の額は、教科書等に掲載される著作物の種類及び当該教科書等の発行部数に応じ、平成三十一年三月二十六日文化庁告示第二十二号（平成三十年度使用教科書等に著作物を掲載する場合の補償金の額）において定めた教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、当該教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。

平成三十二年以降における教科書等掲載補償金の額は、当該年度の前年度における教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が毎年度公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、前年度の教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。

備考一 国外の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入して算出すること。

備考二 国内の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、備考一により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること。

2. 教科用図書代替教材（デジタル教科書）掲載補償金の額の算出方法

平成三十一年四月八日文化庁告示第二十六号（教科書等掲載補償金の額の算出方法）において定めた算出方法に基づいて算出された教科書等掲載補償金の額（以下「教科書等掲載補償金の額」という。）を基に、以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

- 一 発行部数が一万部以上の場合
教科書等掲載補償金の額と同額とする。
- 二 発行部数が九千部以上一万部未満の場合
発行部数が一万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額と同額とする。
- 三 発行部数が八千部以上九千部未満の場合
右記二の額から、『二万部以上三万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』から『一万部以上二万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』を減じた額を十で除した額（以下「一千部毎の差額」という。）を減じて算出する。
- 四 発行部数が七千部以上八千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に二を乗じた額を減じて算出する。
- 五 発行部数が六千部以上七千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に三を乗じた額を減じて算出する。
- 六 発行部数が五千部以上六千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に四を乗じた額を減じて算出する。
- 七 発行部数が四千部以上五千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に五を乗じた額を減じて算出する。
- 八 発行部数が三千部以上四千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に六を乗じた額を減じて算出する。
- 九 発行部数が二千部以上三千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に七を乗じた額を減じて算出する。
- 十 発行部数が一千部以上二千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に八を乗じた額を減じて算出する。

教科書等掲載補償金

十一 発行部数が一千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に九を乗じた額を減じて算出する。

備考一 本告示における「発行部数」及び「部」は、必要に応じ、教科用図書代替教材の「利用者数」等と読み替えるものとする。

備考二 国外の著作権者に支払われる教科用図書代替教材掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入して算出すること。

備考三 国内の著作権者に支払われる教科用図書代替教材掲載補償金の額は、備考二により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること。

備考四 この告示の日から三年を経過した場合において、教科用図書代替教材に掲載される著作物の利用の態様及び利用状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5. 公正確保關係

(平成28年9月9日制定)
(平成29年12月15日改訂)
(平成31年2月1日改訂)

教科書発行者行動規範

一般社団法人教科書協会

会長 千石雅仁

I 総論

1. 会員各社は、教科書発行者として課されている使命を十分に自覚し、教科書採択の公正性を確保する責務を全うするため、関係法令、行政官庁の指導及び本行動規範を遵守するとともに、その実効性を担保するため、徹底した社員教育に努めなければならない。
2. 会員各社は、教科書採択は教科書の内容の優劣によって行われるべきであることを銘記し、採択勧誘のための過度な営業活動を行ってはならない。
3. 会員各社は、公正かつ公平な職務執行を法令により義務付けられている教科書の採択に関与する者<※1>（以下「採択関係者」という。）の身分と立場を尊重し、健全かつ適切な関係を保たなければならない。
4. 会員各社は、直接であると間接であるとを問わず、採択関係者に対して、金銭や物品、労務の提供、饗応その他の利益を供与し、又は提供若しくは供与することを申し出て、特定の教科書を採択するよう勧誘してはならない。
5. 会員各社は、如何なる場合であっても、他社又は他社の教科書等（教科書に限らず、教材、教具、書籍、辞典等、他社が制作したあらゆる商品を含む。）を誹謗中傷してはならない。

<※1>採択に関与する者（採択関係者）とは、採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手續に関与する者に加えて、実際

にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。

Ⅱ 各論

＜禁止される行為＞

1. 採択関係者に対する不当な利益供与

会員各社は、時期及び名目の如何を問わず、自ら又は第三者を通じて、採択関係者に対して金銭や物品、労務の提供、饗応その他の利益を供与し、又は提供若しくは供与することを申し出てはならない。禁止される行為の具体例は下記の通りであるが、当該行為に限らず、不当な利益供与であるとの疑念を生じさせるあらゆる行為についても同様に禁止されるものである。

(禁止される行為の具体例)

- 1) 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与(交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記＜許容される行為＞に掲げるものを除く。)
- 2) 採択関係者が含まれる者が開催する会議等への講師の派遣その他の労務の提供、又は当該会議等の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費ないしは当該会議等に係る会場費、印刷代等の提供
- 3) 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷物等への過大な広告費・協賛金等の支出
- 4) 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- 5) 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供(採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。)
- 6) 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待(招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。)

2. 教科書に関する過度な宣伝活動

教科書発行者は民間企業であり、本来的にはその発行する教科書に関する宣伝活動は当該発行者の判断と責任に委ねられているものの、教科書の採択はその内容の優劣によって行われるべきものであることに鑑み、会員各社は、教科書に関する宣伝活動に際しては、文部科学省をはじめとする行政官庁からの指導を遵守し、過度な宣伝活動は厳に慎まなければならない。

3. 申請図書取扱

- 1) 会員各社は、申請図書及びその内容（申請図書の内容の一部を紙媒体又はデジタル媒体により複製したものを含む。以下同じ。）を、教科書の採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）は一切使用してはならない。
- 2) 会員各社は検定期間中、理由の如何を問わず、申請図書及びその内容を次に掲げる者（下記の3）に規定する誓約の手続を経るとともに、4）に規定する情報提供の手続が行われることに同意した者に限る。（以下「編集等関与者」という。）を除き、採択関係者に提供又は開示（以下「開示等」という。）してはならない。
 - ① 当該教科書の編集執筆を委託した者（教科書の奥付に記載されたか否かを問わない。）
 - ② 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿に記載された者をいう。）
 - ③ 当該教科書に係る教師用指導書の編集、執筆又は教科書準拠周辺教材（「学習者用デジタル教科書<※2>」「学習者用デジタル教材（学習用デジタル教科書と一体化して使用される教材）」「指導者用デジタル教科書（教材）」を含む）の制作を委託した者。
- 3) 会員各社は、協会が別に定める管理・取扱基準に従い、全ての申請図書に番号を付すとともに、編集等関与者に申請図書の内容を開示等する

場合にはその者との間で情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすなど、社員を含めて情報管理を徹底しなければならない。

- 4) 会員各社は、編集等関与者に関し、その氏名・所属及び会員各社から支払われた編集・執筆等の対価等に関する情報を、①②は文部科学省へ、③は協会を通じて都道府県教育委員会等へ提供しなければならない。
- 5) 会員各社は、申請図書の内容が編集等関与者以外の第三者に流出し、又はその恐れがあるときは、直ちに当該資料を回収し、そのデータの破棄等必要な措置を講じるとともに、速やかに協会、文部科学省にその旨を報告しなければならない。

＜※2＞学習者用デジタル教科書とは、学校教育法ならびに著作権法の一部改正により定められた、教科書と同一内容の電磁的記録である教科用図書代替教材を指す。

4. 見本本の取扱い

- 1) 会員各社は、文部科学省の指導により各教育委員会をはじめとする採択権者に送付することができる見本本（以下「法定見本」という。）の上限部数が定められていることに鑑み、見本本の印刷は必要最低限の部数に留めるよう努めなければならない。
- 2) 会員各社は、採択期間中において、採択関係者に対して法定見本以外の見本本を献本又は貸与してはならない。採択関係者に対して、採択期間後に見本本を献本する旨をあらかじめ約する行為も同様とする。また、原則として、採択関係者以外からの見本本の献本・貸与の申出に対してもこれに応じない。
- 3) 会員各社は、見本本についての情報管理を徹底しなければならない。
- 4) 会員各社が送付する法定見本は文部科学省の指導に定められている送付上限部数の範囲内としなければならない。また、内容解説資料を同送する場合は文部科学省の指導に従わなければならない。
- 5) 会員各社は教科書の特徴を説明する内容解説資料以外に、見本本の内容に関わる資料を配布してはならない。なお、内容解説資料の名目のも

とで、教師用指導書、教材等の物品提供を行うようなことがあってはならない。

5. 学習者用デジタル教科書の取扱い

- 1) 会員各社は、学習者用デジタル教科書が、紙の教科書の内容と同一であることを重く受け止め、教科書採択を目的とした過度な宣伝活動は厳に慎まなければならない。
- 2) 会員各社は、学習者用デジタル教科書の完全見本の提供や貸与が教科書見本本献本の抜け穴や利益供与となるため、原則として採択関係者に対する学習者用デジタル教科書の完全見本の提供や貸与を行ってはならない。

6. 誹謗中傷等

- 1) 会員各社は、自ら又は第三者（編集等関与者を含む。）をして、会員会社を含む他の教科書発行者並びにその作成した教科書の内容及び著者・編集者等に関する誹謗中傷をし、又はこれをさせてはならない。第三者の作成した誹謗中傷を行う資料を頒布することも同様に禁止する。
- 2) 会員各社は、自らが発行する教科書の内容につき、客観的な事実に基づかない他社のものと比較した文書等を作成し、それを自らが発行する教科書に関する宣伝活動に利用してはならない。第三者が作成した教科書の内容に関しての同様の比較文書を用いて宣伝活動することも禁止する。

<許容される行為>

前記「禁止される行為」以外の行為については、原則として会員各社の判断と責任に委ねられており、具体的には、下記に掲げる行為を行うことは許容されることとなる。ただし、個別の行為に当たっては、採択関係者に対して、節度ある態度、姿勢を保ち、過度な宣伝活動は厳に慎むべきで

あることはもとより、下記の行為に名を借りた、「禁止される行為」の潜脱となるような行為をしてはならない。

1. 会員各社は、編集等関与者以外の採択関係者に対しても、使用中の教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材についての意見聴取を行うことができる。ただし、教科書採択の公正確保を徹底する観点から、時期の如何を問わず、対価の支払いを伴う意見聴取をしてはならない。
2. 会員各社は、編集等関与者に対して、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に対する適正な対価を支払うことができる。
3. 会員各社は、採択期間中、学校を訪問し、教員（当該一の学校に所属する教員に限る。）に対して見本本を開示の上、その内容の説明をすることができる。
4. 会員各社は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物その他の広く無償で配布予定である資料を、配布することができる。

Ⅲ 採択の公正確保に向けた取組

1. 会員各社は、教科書採択の公正が確保されるよう、営業活動及びそれに係るコンプライアンスに関する社内ルールを策定しなければならない。そして、当該ルール、関係法令、行政官庁の指導及び本行動規範等に関して、社員及び編集等関与者に対する教育、研修を実施し、又は協会が実施する教育、研修を受けさせるとともに、社内ルールの策定状況及び教育、研修の実施状況等を協会に定期的に報告しなければならない。
2. 会員各社は、関係法令、行政官庁の指導及び本行動規範等に違反する疑いのある行為を覚知したときは、協会が設置する公正宣伝特別委員会〈※3〉及び文部科学省に対して、直ちに当該事実及び経緯、対応状況を報告しなければならない。
3. 協会は、関係法令、行政官庁の指導及び本行動規範等に違反する疑いのある行為等に関する通報・相談窓口を新たに設置し、これを会員各社及び採択関係者に対して周知を行う。会員各社においても、全ての職員

及び編集等関与者に周知を行うものとする。

＜※ 3＞公正宣伝特別委員会は、適正な宣伝活動の実施を確保するために協会が設置する機関であり、協会正副会長（理事）、制度専門委員会担当理事、制度専門委員会正副委員長と外部委員1名で構成される（委員長は理事より選出する。）。

IV 違反行為に対する制裁措置等

1. 公正宣伝特別委員会は、本行動規範に違反し、又は違反する疑いのある行為の報告を受けたときは、該当の会員会社に対してその事実の調査及び確認を行うものとする。
2. 公正宣伝特別委員会は、前項の調査の結果、改善が必要であると認められたときは、該当の会員会社に対し、改善勧告を発令する。この場合、当該会員会社は、改善勧告の発令後、速やかに改善報告書を同委員会宛てに提出しなければならない。
3. 該当の会員会社が第1項の調査に対する協力を理由なく拒否し、改善勧告に従わずに改善報告書の提出を怠り、又は悪質かつ重大な違反行為を繰り返した場合には、定款の規定に従い、協会からの除名、理事の解任の処分を行うものとする。
4. 公正宣伝特別委員会において悪質な行為であると判断された事案については、協会のホームページにおいて該当の会員会社名及び事案の内容を公表するとともに、当該会員会社に対し、事実の公表を含む一定の措置を講じることを求めるものとする。

以上

附 則

この改訂内容は、平成30年4月1日より施行する。

この改訂内容は、平成31年2月1日より施行する。

(2文科初第2011号)
令和3年3月30日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

教科書採択の公正確保について(通知)

我が国においては、民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されましたが、如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから、その責務を負う教科書発行者における徹底した取組を続けていくことが不可欠となります。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

については、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含

む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反ないしは逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体的な措置を確実に講ずること。
- 令和3年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小・中学校用教科書]

- 令和3年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記の部数を上限として教科書見本を送付することができる。
- 特に、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度の文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった教科書については、採択権者からの個別の求めがなくとも、下記の部数を上限として教科書見本を送

付することができる。

- 都道府県教育委員会：15部
 - 指定都市教育委員会：17部
 - 中核市，特例市，特別区教育委員会：8部
 - その他の市町村教育委員会：5部
 - 採択地区（単独採択地区を含む。）：（構成市町村数+3）部
 - 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校：1部
 - 教科書センター：2部
- （※）指定都市の区域内に設定された採択地区については，4部を上限とする。
- （※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により，教育長及び委員の数が5人を超える場合には，その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇令和2年度に検定を経た教科書の見本

- 都道府県教育委員会：6部
 - 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会：原則1部
 - 高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制）：原則1部
 - 教科書センター：1部
- （※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により，教育長及び委員の数が5人を超える場合には，その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。
- （※）このほか，採択権者から個別に求めがあった場合に，当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として，当該採択権者に送付することは差し支えない。

- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に1部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第6条第2項各号に規定する学科ごとに1部を上限とする。

◇令和元年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・令和元年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和2年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・令和元年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和2年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に1部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各1部を送付することとして差し支えない）。

また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。

- ・上記を除き、採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含

む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。)への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと(採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。)

特に、令和元年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

- 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。

また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。

- 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日(教科書センターには5月末日)までに送付が完了するよう努めること。
- 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。

また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。

- 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和23年文部省令第15号)第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会(又は教科書センター)において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別

の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体的手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

(教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて)

- 令和2年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属並びに教科書発行者が支払う対価の額等に関する情報を取りまとめた上で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、教科書見本の送付時期である4月末日までに送付することとしているため、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあつては教科書協会を通じて、非加盟の教科書発行者にあつては直接、同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(検定申請本の取扱いについて)

令和3年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

- 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
- 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用

デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。

- 教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容並びに支払いを行う対価の額等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過大な宣伝活動等について)

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

- 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者(教科書発行者の社員である者を除く。)を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等(関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。)を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対して

も、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。

- 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表するとともに、事案の内容に応じて、必要な法令上

教科書採択の公正確保について

の措置を講ずることとなることに留意すること。

なお、検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

申請図書（白表紙本）管理・取扱基準

（平成27年2月1日 制定）
（令和元年7月19日 改訂）
一般社団法人 教科書協会

はじめに

申請図書（白表紙本）の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（第5 申請図書等の公開(3)②）により、文部科学省が申請図書の検定審査の結果を公表するまでは、申請図書の内容が申請者以外の者の知るところとならないよう適切に管理することが求められている。また、文部科学省の「教科書採択の公正確保について（通知）」（平成31年3月29日付30文科初第1854号）等により、教科書の採択に関する宣伝行為等において申請図書を献本・貸与・配付することは禁止されている。

当協会においても再三、会員各位に対して申請図書の厳重な管理の徹底をお願いしているところであるが、これまで以上に管理を徹底することにより、学校教育現場、文部科学省をはじめ、社会全体の信頼を得なければならない。

そのため、当協会会員は、「教科書発行者行動規範」（平成31年2月1日改訂）Ⅱ各論〈禁止される行為〉 3. 申請図書の取扱い 3）における「別に定める管理・取扱基準」として、本「申請図書（白表紙本）管理・取扱い基準」をここに定め、これを遵守する。

1. 目的

本基準は、小学校、中学校においては原則として4年に1回、高等学校においては学年進行で行われる教科用図書の検定の際に編集・制作される申請図書（白表紙本）が、教科書の採択に関する宣伝行為等に利用されることのないよう、また、検定審査中に申請図書の内容が当該検定申請の当事者以外に流出し静謐な検定環境が乱されることのないよう、申請図書の適切な管理を実施する基準として定めたものである。

2. 適用範囲

本基準は、一般社団法人教科書協会会員、当該図書の編著者、編集協力者、教師用指導書の編集・執筆者、教科書準拠周辺教材の制作を委託した者、それら業務を委託したプロダクション等に適用する。

3. 基準の内容

会員各社は、下記の「(1)申請図書の管理」、「(2)申請図書の編集作業上の取扱い」を遵守するため、会員各社社員はもとより、上記「2. 適用範囲」に該当する者に対しても、本基準の指導・教育の徹底に努める。

(1) 申請図書の管理

- ① 教科書の採択に関する宣伝行為等において申請図書を開示・配付・貸与することを一切禁止する。
- ② 申請図書を開示・配付・貸与し、その校閲、加筆あるいは意見を求めることを一切禁止する。
- ③ 上記①、②のほか、検定審査中に申請図書の内容が当該検定申請の当事者以外に流出することのないよう、申請図書の適切な管理に努める。
- ④ 申請図書には、全ページに管理番号を付し、管理一覧表を作成して、紛失・流出しないよう社内管理を万全にする。

(2) 申請図書の編集作業上の取扱い

編集作業のために申請図書を開示・配付・貸与できるのは、下記①

- ②③④の者のみとする。
- ① 当該教科書の編集、執筆を委託した者。(教科書の奥付に記載されたか否かを問わない。)
- ② 編集協力者。(当該教科書の制作に関与・協力した者で、文部科学省に提出する著作編修関係者名簿に掲載された者をいう。)
- ③ 当該教科書に係る教師用指導書または教科書準拠周辺教材の編集・執筆・制作等を委託した者。
- ④ 教科書、教師用指導書、教科書準拠周辺教材の編集・執筆・制作

等を委託したプロダクション等

加えて、(a)(b)(c)(d)(e)の全ての条件を満たすこととする。

- (a) 開示・配付・貸与する申請図書の内容を外部に出さない旨の誓約書（別紙様式1）を取り交わすこと。

※当該教科書に係る教師用指導書または教科書準拠周辺教材の編集作業において、制作上必要と判断される部分または全体を開示、配付、貸与することができる。

- (b) 開示・配付・貸与する申請図書の全ページには、管理番号のほか、ページ中央に申請社名・「編集作業用」と記した印を付し、コピー等による流出防止に万全を期すこと。
- (c) 開示・配付・貸与する申請図書の表紙には、申請社名・管理番号と開示・配付・貸与先の社名・氏名を記すこと。
- (d) 上記②③④に配付した申請図書は、編集作業終了後速やかに回収すること。
- (e) 上記③④の者に対しては、会員各社において、管理番号及び開示・配付・貸与先社名・氏名、開示・配付・貸与した教科書書名・単元名（部分の場合）、回収日を管理すること。

4. 基準遵守の報告義務

- (1) 会員各社は、教科用図書の検定申請を行った年度末には、本基準を全て遵守したことを一般社団法人教科書協会へ「申請図書取扱報告書」（別紙様式2）を提出し、報告する義務を負う。
- (2) 会員各社は、本基準の遵守に努めたのにもかかわらず、検定終了前に、本基準3-(2)-③④の者からの申請図書の内容流出の可能性が認められた場合には、文部科学省および教科書協会に対して、速やかに③④の者の一覧を提出する。また事実確認を行い、その顛末を報告しなければならない。
- (3) 本基準に抵触する事実が判明した場合、および上記(2)の場合には、教科書協会は理事会、公正宣伝特別委員会を開催し、該当する会員

申請図書管理基準

社に対応を指示する。

5. 施 行

この基準は令和元年9月1日から実施する。

以 上

申請図書（白表紙本）情報管理誓約書

〇〇教科書出版株式会社 御中

令和 年 月 日

住所

氏名* ㊟

※編集プロダクション等の場合は会社名と取扱者名を記入する。

文部科学省に検定出願した申請図書（白表紙本）を取り扱うにあたり、下記の事項を厳守します。

[対象書目] 年度用 学校「」～年 分冊
分野 巻 ～ページ
学年 ～ページ

[利用目的] 指導書執筆*
※編集、校閲等作業形態を記入する。

記

1. 申請図書を上記「利用目的」以外に使用しない。
2. 申請図書を、いかなる場合であっても、他者に開示・配布・貸与をしない。
3. 発行者の許可なく、申請図書を複写したりデータ化したりしない。
4. 発行者から申請図書の返却を求められた場合は、速やかに返却する。

以上

申請図書（白表紙本）取扱報告書

一般社団法人 教科書協会 御中

令和 年 月 日

発行者名

代表者名 ㊟

※ 1 検定申請年度を記入する。

令和○年度^{※1}検定にあたり、(1)申請図書の管理、(2)申請図書の編集作業上の取扱いについて、「申請図書（白表紙本）管理・取扱基準」を遵守致しましたことをご報告致します。

(記入例)

※ 2 使用年度を記入する

[対象書目] 令和○年度用^{※2} 高等学校 5教科 10種目 15点

以上

6. 資料編

以下の資料は公益財団法人教科書研究センターのウェブサイト内の「教科書作成のしおり（資料編）」欄にリンクを貼っておりますのでご利用ください。

<教科書研究センター>

<https://textbook-rc.or.jp/shiori/>



<資料編内容>（令和3年10月時点）

1. 教科書検定関係

- (1) 教科書の改善について（報告）
- (2) 教科書検定制度の改善について（報告）
- (3) 教科書制度の概要 教科書制度について
- (4) 検定に伴う諸手続について（平成30年3月9日付事務連絡）
- (5) 教科用図書検定規則・実施細則等 質疑応答集

2. 教科書の定価・用紙について

- (1) 教科書の定価の表示について（通知）
（平成3年8月26日付文初教第267号）
- (2) 教科書用紙について（お願い）（平成19年3月9日付）
- (3) 教科書用紙について（平成19年4月3日付教協第127号）
- (4) 平成20年度使用以降の教科書用紙について
（平成19年5月31日付事務連絡）

3. 学習者用デジタル教科書関係

4. 関係法令等

- (1) 教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）
- (2) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

- (3) 学校教育法施行令（昭和28年10月31日政令第340号）
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）
- (5) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年7月10日法律第132号）
- (6) 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律
（昭和37年3月31日法律第60号）
- (7) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
（昭和38年12月21日法律第182号）
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法）（平成25年6月26日法律第65号）
- (9) 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等
に関する法律（平成20年9月12日法律第81号）
- (10) 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等
に関する法律施行令（平成20年9月21日政令第281号）
- (11) 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等
に関する法律施行規則（平成20年9月16日文部科学省令第29号）

5. 著作権関係

- (1) 著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）
- (2) 令和2年度教科用図書掲載補償金額
令和2年度教科用図書代替教材（デジタル教科書掲載補償金額）
令和2年度教科用拡大図書掲載補償金額

6. 教科書関係団体一覧

- (1) 一般社団法人教科書協会
- (2) 一般社団法人全国教科書供給協会
- (3) 一般社団法人教科書著作権協会

教科書作成のしおり 令和3年改訂版

令和3(2021)年10月31日

公益財団法人 教科書研究センター

理事長 常田 寛

〒135-0015 東京都江東区千石1丁目9番28号

TEL 03-5606-4311(代表) FAX 03-5606-4314

URL : <https://www.textbook-rc.or.jp>

印刷 山浦印刷株式会社 TEL 03-3203-4721

